

社に於て課税標準となすべし。資本金額は前年中各月末に於ける総社員の出資額及び名義の何たるを問はず各種の積立金額其他積立金の性質を有する資産金額とし月割平均を以て之を算定す、前項総社員の出資額中勢力の出資あるときは其価格は會社契約に定めたる價額に依る但し會社契約に其勢力の價額を定めざる時は各社員損益共分の割合に従ひ之を算定するものとす。第八條 一人に於て課税標準となすべし。資本金額は他より借入れたると否とを問はず前年中各月末に於ける固定資本及運轉資本の月割平均を以て之を算定す、前項固定資本は直接に營業の用に供する土地、建物、築造物、船舶、諸器具、器械の價格を計算す其價格は時價相當の見積金額に依る。第九條 課税標準額を豫算するときは届出當時の實況に依り尙過去將來の形情を斟酌して之を算出すべし。第十條 營業税法第十七條に依り控除すべき營業費は營業上直接に必要と認むべき費用に就て算定すべし。第十一條 營業税法第十八條第二項の場合に於て借地料借家料を支拂ふに金錢にあらざる物品を以てする時は其物品の時價に依り之を定むべし、營業者借地に於て自己の建物を所有する時は其土地は營業税法第十八條第二項に依り建物は同條第三項に依り其賃賃價格を計算すべし。營業者借家中に於て其建物の一部分を所有するときは自己所有の部分は營業税法第十八條第三項に依り其建物賃賃價格を計算すべし。建物中雜作金を借主に於て所有するときは亦同じ。第十二條 從業者は營業主を始め店舗其他の營業場に居住すると否と使役の常時なると臨時なるとを問はず總て直接に營業に従事する者

を計算すべし但營業主と同一戸籍内に在る者は計算せず。第十三條 相續讓渡其他原因の何たるを問はず營業を繼續する者は其繼續後十日以内に地方長官に其旨を届出べし。第十四條 營業者住所氏名を變更し又は店舗其他の營業場を移轉したるときは十日以内に地方長官に其旨を届出べし其移轉他の管轄地方に涉るときは双方に届出可し。第十五條 營業税法第十五條第二項末段に該當する場合にして店舗其他の營業場を増設したる者は其増設後十日以内に其旨を地方長官に届出べし。第十六條 地方長官は營業者の申告を相當と認むるときは營業税法第十二條の稅率に従ひ其營業税を賦課すべし、營業者の申告なきときは地方長官は營業税法第十六條の算定方法に依り其課税標準を計算し其營業税を賦課す可し。第十七條 地方長官營業者の申告を不相當と認め資本金額又は建物賃賃價格を算定したるときは其計算書を添へ之を營業者に通知すべし。第十八條 前條の算定に對し異議ある者再審査を求めんとするときは其理由を詳記し營業税法第十七條の期限内に地方長官に申出べし。第十九條 地方長官は資本金額再審査の請求を受けたるときは更に營業者の提出したる理由書に據り當初の算定を再査し其訂正すべきは之を訂正し決定書を作り之を異議申立人に通知すべし。第二十條 地方長官は建物賃賃價格再審査の請求を受けたるときは其旨を土地建物所在地の市町村長に通知し評價人を選定せしめ同時に政府より命ずべき評價人を選定すべし。第二十一條 評價人は満二十歳以上の男子に就て選定すべし但し異議申立人の親族其他當該事件に利害の關係を有する者及

治産の禁を受けたる者は之を選定することを得ず、土地建物の敷市町村に在りて其賃貸
 価格を合算する場合に於ては其所在市町村毎に評價人を選定すべし。第廿二條 評價人
 定りたるときは地方長官は場所期日を定め評價人を會合し其評價を爲さしむべし、評價
 人評價を終りたるときは直に評價書を作り評價金額並に其理由を記載し地方長官に提出
 すべし、地方長官は前項評價書に依り建物賃貸價格を定め其決定書は之を異議申立人に
 通知すべし。第廿三條 營業税法第十五條第二項末段に該當する場合に於て營業者數ヶ
 の店舗其他の營業場を有し其管轄地方を異にするときは其資本金額建物賃貸價格の算定
 審査に關する事務は其主たる店舗其他の營業場所在地の地方長官之を爲すべし但し建物
 賃貸價格の評価に類する事務は之を土地建物所在地の地方長官に囑託すべし。第廿四條
 營業税法第二十八條第二項但書に依り異議申立人の負担すべき費用は評價人の手當及
 評價人集會の費用とす。第廿五條 前條評價人の手當は毎事件一人金一圓五十錢とし評
 價人集會の費用は會場借料並に會場雜費に限る。第廿六條 營業者より營業税法第廿九
 條の申出ありたるときは地方長官は課税標準額算定の方法に依り其年營業の實況を調査
 し同法第卅一條第一號又は同條第二號に該當する時は其課税標準の全部を改算すべし。
 第廿七條 營業者店舗其他の營業場外に住居し又は旅行し店舗其他の營業場に不在なる
 ときは營業税に關する事項を處理せしむる爲に納税管理人を定め地方長官に届出べし。
 第廿八條 營業税法第卅三條に依り收税官吏營業に關する帳簿物件を檢査するときは地

方長官の檢査章を其營業者に示すべし。

◎登録税法の事(明治廿九年三月
法律第二十七號)

◎地所建物の登記を請ふ時は左の區別に従ひ登録税を納む可し (1)買受人 賣買代價千
 分の二十 (2)家督相續人戸主の死亡、失踪、
離縁、跡相續人共 時價相當價格千分の五但し相續の日より六十日を
 経過したるときは時價相當價格千分の十とす (3)遺産相續人 時價相當價格千分の十
 (4)贈與又は遺贈を受くる者 時價相當價格千分の二十 (5)質入人又は書入人 契約金額
 千分の五 (6)強制競賣の申立人 價格千分の五 (7)強制管理の申立人又は假差押假處分
 の申請人 價格千分の三 (8)登記事件の取消又は變更を請ふ者 每一件金十錢 (9)從來
 保有せる所有權を明確にする爲め登記を請ふ者 時價相當價格千分の二 六號七號の場
 合に於て價格定まらざる者は時價相當價格に依る◎船舶の登記を請ふ時は左の區別に従
 ひ登録税を納む可し (1)買受人 賣買代價千分の十 (2)家督相續人戸主の死亡、失踪、
離縁、跡相續人共 時價
 相當價格千分の二但し相續の日より六十日を経過したる時は時價相當價格千分の五とす
 (3)遺産相續人 時價相當價格千分の五 (4)贈與又は遺贈を受くる者 時價相當價格千分
 の十 (5)質入人又は書入人 契約金額千分の五 (6)強制競賣の申立人 價格千分の五 (7)
 假差押假處分の申請人 價格千分の三 (8)登記事件の取消又は變更を請ふ者 每一件金
 十錢 (9)從來保有せる所有權を明確にする爲め登記を請ふ者 時價相當價格千分の一、
 六號及七號の場合に於て價額定まらざるものは時價相當價格に依る◎船籍の登簿を請ふ

者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)新規登録 十五噸未満の船舶金五十錢 十五噸以上の船舶每十噸金五十錢 (2)轉籍 十五噸未満の船舶金十錢 十五噸以上の船舶每十噸金十錢 (3)除籍 十五噸未満の船舶金五錢 十五噸以上の船舶每十噸金五錢 (4)登録事項の變更 每一件金十錢、一號二號及三號の場合に於て十五噸以上の船舶を登録するとき十噸未満の端数は十噸として計算す (5)土地臺帳に左の事項を登録するときは土地所有者は左の區別に従ひ登録税を納むべし(第五條) (1)新規登録 地價千分の二十 (2)地價設定復舊共 地價千分の十 (3)地價修正 地價千分の十 (4)開墾 地價千分の十 (5)鍬下年期付與 地價千分の十 (6)地價据置年期付與 地價千分の十 (7)鍬下年期の繼年期付與 地價千分の十 (8)新開免租年期の繼年期付與 地價千分の十 (9)低價年期の付與地價千分の十 (10)段別の増減 地價千分の五 (11)分裂又は合併 地價千分の五、本條中地價未設定の土地は近傍類地を價の比準に依る (12)左の事項に付き登記を受くる商事會社は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)合名會社 合資會社設立 資本金額千分の二 (2)合名會社、合資會社資本増加 増加資本金額千分の二 (3)合名會社、合資會社支店設置 會社設立後の資本金拂込 每拂込金額千分の三 (4)株式會社設立 設立初度拂込資本金額千分の三 (5)株式會社資本金額万分の二 (6)株式會社支店設置 現任拂込資本金額万分の三 (7)登記事項の變更 資本の増加及拂込登記を除く 追加 每一件金三圓 (8)解散 每一件金一圓 (9)左の事項に付き辯護士名簿に登録を請ふ者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)

新規登録 金廿圓 (2)登録換 金十圓 (3)取消の請求 金一圓 (4)左の事項を官簿に登録するときは醫師、獸醫、蹄鐵工は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)新規登録 醫師金廿圓 藥劑師金拾貳圓 獸醫金拾貳圓 蹄鐵工金五圓 假開業醫師金五圓 假免許獸醫金參圓 (2)登録事項の變更 每一件金五十錢 (3)左の事項を官簿に登録するときは海員は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)新規登録 甲種船長金十五圓 甲種一等運轉手金拾圓 甲種二等運轉手金六圓 甲種一等機關手金拾五圓 甲種二等機關手金拾圓 乙種船長金十圓 乙種一等運轉手金六圓 乙種二等運轉手金四圓 乙種一等機關師金拾圓 乙種二等機關手金六圓 小形船機關手金四圓 水先人金貳十圓 (2)登録事項の變更 每一件金五十錢 (3)版權の登録を請ふ者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)普通の文書、圖書 一種毎に金五圓 (2)冊號を追ひ順次出版する文書、圖書 一冊毎に金貳圓五十錢 (3)雜誌の類 一冊毎に金五十錢 (4)興行權を併有する脚本 一種毎に金五十圓 (5)興行權を併有する樂譜 一種毎に金貳十圓 (6)寫真 一版毎に金五圓 (7)特許に關し登録を受くる者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)新規登録 五年の特許金廿圓 十年の特許金卅圓 十五年の特許金四十圓 (2)賣買讓與又は共有每一件金拾圓 (3)書入契約每一件金五圓 (4)意匠に關し登録を受くる者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1)新規登録 三年の專用物品一類毎に金三圓 五年の專用物品一類毎に金五圓 七年の專用物品一類毎に金七圓 十年の專用物品一類毎に金十圓 (2)賣買讓與又は共有物品一類毎に金貳圓

(3) 書入契約物品一類毎に金一圓 ◎商標に關して登録を受くる者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1) 新規並續用登録 商品一類毎に金廿圓 (2) 賣買讓與又は共有 商品一類毎に金拾圓 ◎鑛業に關し左の事項を官簿に登録するときは記名者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1) 試掘 金五十圓 (2) 採掘 金百圓 (3) 試掘増區及増減區に係る訂正 金廿五圓 (4) 採掘増區及減區に係る訂正 金五十圓 (5) 買受讓受 金五十圓 (6) 採掘權書入又は試掘延期 金拾五圓 (7) 減區に係る訂正 金五圓 (8) 鑛區の合併又は分割 金拾圓 (9) 廢業 金五圓 ◎國債證券の記名登録を請ふ者は左の區別に従ひ登録税を納むべし (1) 新規記名 額面金額千分の二 (2) 左に列記するもの 額面金額千分の一 記名變更枚數變更 記名除却 登録税は總て金一錢以上とす一錢未満の端數は一錢として之を計算す。現行法律命令に規定する登記料又は手数料等にして本法に規定する登録税と重複するものは之を廢止す。

◎登録税法施行細則の事 (明治廿九年三月 大藏省令第六號)

印紙を以て納むる登録税は登録に關する書類に登録印紙を貼用すべし。貼用したる印紙には書類の紙面と印紙の彩紋とに於て其名下の印を以て消印すべし。

◎酒造税法の事 (明治廿九年三月 法律第二十八號)

第一條 此税法に於て酒類と稱するは清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、精酒の六種とす。
第二條 酒類を製造せんとする者は製造場一ヶ所毎に政府の免許を受く可し其製造を

廢止せんとするときは免許の取消を求むべし。第三條 其年十月一日より翌年九月卅日迄を以て一酒造年度とす。第四條 酒類を製造する者には其造石數に應じ左の割合に従ひ造石税を課す、第一種 清酒 白酒 一石 金七圓、第二種 濁酒 一石 金六圓、第三種 燒酎 酒精 一石 金八圓 第五條 新に清酒製造の免許を受くる者は造石高百石以上に非ざれば許可せず。第六條 造石税の納期を分て左の四期とす

第一期 七月一日より同十五日限

前年十月一日より其年四月卅日迄査定石數に係る税額四の分一

第二期 九月一日より同十五日限

同上

第三期 翌年一月一日より同十五日限

同上及其年五月一日より九月卅日迄査定石數に係る税額二分の一

第四期 翌年三月一日より同十五日限

前納額の殘數。

第七條 政府は酒類を製造する者脱税又は逋税を謀るの所爲ありと認むるときは前條の納期に拘らず造石税の全部又は一部を徴收することを得。第八條 酒類の造石數は製成の時之を査定す、酒類の造石數を査定するは容器の容量に依る但清酒に限り命令の定むる所に依り査定石數百分の二以内の滓引減量を控除することを得、犯則其他の事故に依

前各項に依り難き場合に於ては現在の酒類又は證憑物件に就き之を査定す。第九條
 粕漉したる酒類は粕漉に依り増加したる分のみに就き其造石數を査定す。第十條
 酒類を製造する者の製造に係る醪は左の場合に於ては濁酒を製成したるものとして其造石數を査定す。(1)他人に譲渡すとき(2)公賣せらるるとき(3)飲料に供し又は酒類製造用の外に供するとき。第十一條
 酒類を製造する者既に査定を受けたる酒類の造石數に對しては特に法律を以て定むる場合の外其造石税を免るゝことを得ず。第十二條
 左の酒類に係る未納の造石税は之を免除するを得但製造場外に移出したるものは此限に非ず、(1)災害に罹り酒類の廢棄に屬したるもの(2)酒類の腐敗して廢棄に屬したるもの(3)腐敗したる酒類にして蒸溜酒の製造に供するもの(4)容器の損傷に依り酒類の亡失したるもの。第十三條
 酒類を製造する者は納税保證として造石税半額に相當する保證物を供すべし保證物に關する規程は命令を以て之を定む。第十四條
 左の場合に於ては保證物を免除す(1)相當の納税保證人を供したるとき(2)納税保證として造石税額に相當する酒類を保存するとき(3)造石税を前納したるとき。第十五條
 酒類を製造する者税金を納めざるときは政府は納税保證に供したる保證物及保存の義務を有する酒類を公賣して造石税金を徴收すべし但し仍滞納あるとき滞納處分の執行を妨げず。第十六條
 納税保證人は酒類を製造する造石税を完納する能はざるときは納税者として其義務を負擔するものとす。第十七條
 酒類を製造する者納税保證として保存の義務を有する酒類は之を

他人に譲渡し質入し消費し又は製造場外に移出するを得ず。第十八條
 酒類を製造する者は造石數査定前に於て其酒類を他人に譲渡し質入し消費し又は製造場外に移出することを得ず。第十九條
 收税官吏は命令の規定に依り酒類の製造出入に關する一切の帳簿書類及酒類製造上必要なる建築物材料器械其他の物件を検査し又は監督上必要の處分を爲すことを得。第二十條
 酒類を製造せざる者酒母又は醪を製造せんとするときは政府の免許を受け酒類を製造する者と等しく其検査監督を受くべし。第二十一條
 酒類を製造せざる者其製造に係る醪を飲料に供し又は飲料として譲渡したるときは濁酒を製造する者とし其製造に係る總石數の造石税を課す。第二十二條
 免許を受けずして酒類、酒類製造用の爲め酒母若くは醪を製造し又は他人より譲受けたる酒母若くは醪を以て酒類を製造したる者は五拾圓以上五百圓以下の罰金に處す、免許を受けずして醪、濁酒、白酒、焼酎製造用の爲め酒母一斗以下を製造し又は他人より譲受けたる酒母を以て醪濁酒白酒焼酎の一種又は數種を通じて三石以下を製造したる者は參圓以上參十圓以下の罰金に處す但し本項前段の場合に於て酒母の量數不明なるも其製造したる醪若は酒類の量數一種若は數種を通じて三石以下なるときは仍本項に依る。第二十三條
 酒類を製せざる者免許を受けずして酒母又は醪を製造したるときは拾圓以上百圓以下の罰金に處す。第二十四條
 酒類を製造する者詐偽其他不正の行爲を以て造石數の査定を免れ又は免かれんとしたるときは其石數の造石税三倍に相當する罰金若は科料に處す。第二十五條
 酒類

を製造する者故意に事故を作爲し又は詐術を構へ造石数の免除を得又は得んとしたるときは其造石数の造石税三倍に相當する罰金若しは科料に處す。第廿六條 納税保證として保存の義務を有する酒類を他人に譲渡したる者滞納處分を受くるも仍税金を完納すること能はざる時は其不足造石税の三倍に相當する罰金若しは科料に處す。第廿七條 酒類製造所と否とを問はず其製造したる酒母又は醪の検査を受けざる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す。第廿八條 酒類を製造する者第十七條第十八條の禁令を犯したるときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す。第廿九條 酒類を製造する者酒類の製造出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐りたる者は三圓以上卅圓以下の罰金に處し帳簿の記載を怠りたる者は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す。第卅條 酒類を製造する者收税官吏の職務執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へたるときは三圓以上卅圓以下の罰金に處す其刑法に正條あるものは刑法に依る。第卅一條 此税法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪俱發の例を用ゐず但刑法第七十五條第一項の場合には此限にあらず。第卅二條 酒類を製造する者の代理人、家族、同居者、雇人其他の従業者にして其業務に關し此税法を犯したるときは製造主は自己の指揮に出ざるの故を以て此税法の處罰を免ることを得ず。第卅三條 第廿九條乃至第卅二條は酒類を製造せざる者にして酒母又は醪を製造する者にも適用す。第卅四條 酒類を製造したる者は其製造を廢止するも造石税完納前にありては總て此税法の規程に従ふものとす。第卅五條 府縣

及市町村は此税法に依り造石税を課する種類に對し特令あるものを除き府縣税若くは地方税及市町村税費を課することを得ず。附則 第卅六條 神社に於て古例に依り明治十三年以前より引續酒類を製造するときは一年の製造石數一石以下の場合に限り總て無税とす

◎酒造税法施行規則の事(明治廿九年八月 敕令第二八七號)

第一條 酒類を製造せんとする者は其酒類製造場及製造すべき酒類を定め其居所氏名を記し地方長官に申請し其免許を受くべし但商事會社を組織して酒類を製造せんとする者は合名會社合資會社に在ては其契約書謄本を添へ社員より株式會社に在ては發起認可書の謄本及假定款謄本を添へ發起人より申請すべし、一類の製造場を移轉せんとするときは又は製造すべき酒類を變更せんとするときは地方長官に申請し其免許を受くべし。第二條 酒類の製造場は敷地に連續すると否とを問はず總て一製造場と認むべきものを謂ふ。第三條 酒類製造の免許を受けたる者は其製造場毎に地所建物の詳細なる圖面並に酒造用容器、器具、器械の目録を調製し事業着手前に地方長官に提出すべし前項の容器器具器械を修理し又は前項の圖面目録に異動を生じたるときは其都度申告すべし酒類製造主の居所氏名に異動を生じたる時亦同し。第四條 酒類製造主より前條第一項の目録を提出し又は同第二項の申告を爲したるときは地方長官は其容器器具器械の檢定を爲すべし其檢定後ならざれば酒類製造主は之を使用することを得ず。第五條 酒類製造

主は毎酒造年度に於て製造すべき毎酒類の見込造石數製造着手の時期、製造方法及其仕込數を記載し其酒造年度開始前に地方長官に申告すべし、前項に依り申告したる事項を變更せんとするときは其都度申告すべし但製造方法の變更に係るものは承認を受く可し。第六條 酒類製造主の相續人に於て其製造事業を繼續せんとするときは其旨地方長官に申出製造繼續の免許を受く可し、相續の場合を除く外酒類製造の事業を引繼がんとする者は總て第一條に依り酒類製造の免許を受く可し此場合に於ては前製造主は酒造税法第二條に依り其免許の取消を求むべし。第七條 酒類の造石税は其製造場所の地方に於て之を徵收す。第八條 酒類の造石數は容器の容量に依り一容器毎に其現在する酒類の總量に就き之を査定すべし。第九條 清酒の造石數を査定する時は其石數より百分の二を滓引減量として控除すべし但犯則に係る清酒滓引減量を控除するの限にあらず。第十條 酒類製造主自己の製造したる酒類若くは製造場外より移入したる醪又は酒類を以て酒類を製造したるときは其製成酒類の總石數に就き造石數を査定すべし。第十一條 酒造原料用の爲め酒類を製造するときはその成功の時之を検査すべし酒造用原料品として酒類を製造場内に移入したるときは亦同じ收税官吏は監督上必要と認むるときは前項酒類に封緘を附することを得。第十二條 酒造用原料品としたる酒類を他人に讓渡し質入し消費するとき若くは公賣せらるるとき又は製造場外に移出するときはその造石數を査定すべし但し他より讓受したるものに係るときは此限にあらず。第十三條 酒類製造主

酒類を粕漉せんとするときは着手前に其數量時期等を地方長官に申告すべし。第十四條 酒類製造主酒類の粕漉を爲したるとき其原酒類の石數を確證する能はざる場合に於てはその總石數に就き造石數を査定すべし。第十五條 酒滓酒粕蒸溜粕を使用して製造する酒類は割水其他如何なる名稱を附するも總て其造石數を査定すべし。第十六條 酒類製造主其製造用に供する醪を他人に讓渡し若くは飲料に供し又は酒類製造用の外に供せんとするときは其旨直に地方長官に申告すべし。第十七條 酒母醪又は原料用酒類の廢棄亡失若くは腐敗したるときは酒類製造主は其旨直に地方長官に申告すべし。第十八條 酒造税法第十二條に依り未納造石税の免除を請はんとする者は其事實の生じたるるとき直に地方長官に申請すべし。第十九條 前條の申請を受けたる時は地方長官は其事實を調査し其廢棄若くは亡失を認むるとき又は腐敗の爲め使用の途なきを認むるときは未納税金の免除處分を爲すべし、腐敗酒を以て蒸溜酒の製造用に供せんとするものは未納税金の免除處分を爲し其酒類は燒酎又は酒精の原料品の取扱を爲すべし。第二十條 地方長官酒類の造石數査定したるときは其際酒類製造主をして製造税法第十三條に依り保證物を提供せしむべし但酒類製造主は見込造石數に依り豫め保證物の提供を申請することを得、酒類製造主保證物の免除を請はんとするときは酒造税法第十四條の一方法又は數方法を選み之を申請すべし。第二十一條 保證物の種類は左に掲ぐるものに限る、一金錢 二利付國債證券地方債證券 三政府の保護又は監視を受くる株式會社の株券又は債券 四土地

五酒類製造場内の建物但火災保険に付したる者に限る。第廿二條 保證物の保證價格を定むるは有價證券は市場に於ける前月の平均價格、土地は土地臺帳に登記したる地價、建物は被保險額に依る。第廿三條 酒類製造主保證物を提供するときは金錢有價證券は之を供託し供託受領證を地方長官に提出し土地建物は書入の登記を爲すべし第三者に於て酒類製造主の爲め保證物を提供するとき亦同し。第廿四條 保證物として提供したる證券債券の償却を受くるに至りたるるとき若は建物の毀倒亡失したるとき又は保險契約の消滅したるときは酒類製造主は地方長官の指定期限内に更に保證物を提供すべし但し建物に對する保險金を受領したるときは其保險金は保證物として供託すべし。第廿五條 酒造税法第十三條の保證物を提供せざるるときは收税官吏は製造酒類に封緘を附し之を譲渡し質入し消費し又は製造場外に移出するを停止することを得。第廿六條 納税保證人は地方長官に於て納税保證に堪ふる資力ありと認むる者に限る。第廿七條 地方長官は納税保證人の資力納税保證に堪へざるに至りたりと認むるときは之を變換せしむることを得。第廿八條 收税官吏は納税保證として保存の義務を有する酒類に封緘を附することを得。第廿九條 地方長官は納税保證として保存の義務を有する酒類納税保證に適せざるに至りたりと認むるときは之を變換せしむることを得。第卅條 酒類製造主は地方長官に申出保證物納税保證人又は保存の義務を有する酒類の變換を求むることを得。第卅一條 酒類製造主税金を納めざるるときは納税保證人に通知し其税金を納めしめ又は滯

納處分の手續に依り其保證物又は保存の義務を有する酒類を公賣すべし、納税保證人税金を完納せざるるとき又は保證物若は保存の義務を有する酒類を公賣し尙ほ税金に不足なるときは酒類製造主に對し滯納處分を行ふべし。前項滯納處分の後尙ほ税金に不足あるときは保證人に對し滯納處分を行ふべし。第卅二條 同一製造場内に於て清酒並に濁酒を製造せんとする者は其醸造廠置に供する場所を酒類別に特定し地方長官の認可を受くべし。第卅三條 地方長官容器、器具、器械の檢定を爲したるときは之に其番號容量其他必要なる事項を標記又は烙印することを得。第卅四條 收税官吏は隨時酒類製造場に就き酒類、酒造用原料品、器具器械、容器、帳簿又は書類を査すべし。第卅五條 收税官吏は搾器械蒸溜器械の使用停止中之に封緘を附すべし但修理其他必要の事故あるときは之を解除することを得。收税官吏は必要と認むる場合に於ては原料用酒類に封緘を附することを得。第卅六條 自己の所有と否とを問はず容器、器具、器械及酒造用原料品は收税官吏の承諾を受くるにあらざれば酒類製造中は之を製造場外に移出することを得ず。第卅七條 酒造用原料品中酒母又は醪の檢査は熟成の時に於て之を行ふ但し其熟成したる酒母又は醪を製造場内に移入したるときは其移入の時に於てすべし、酒母、醪以外の原料品は其使用前便宜之を檢査すべし其檢査後にあらざれば酒類製造主は之を使用することを得ず。第卅八條 酒類製造主は製造方法の異なる毎に並に一仕込毎に酒母及醪に記號を附して之を區分し收税官吏の承認を受くるにあらざれば彼此混淆すること

を得ず。第卅一條 酒類製造主左に掲ぐる事項を行はんとするときは收税官吏の承認を受くべし、一熟成したる酒母を醪に仕込むこと 二熟成したる醪を酒母に代用し添掛を爲すこと 三酒母醪又は原料用酒類の容器を變換すること 四仕込済の醪に水を混和すること 五原料用酒類の用途を變更すること 六蔵出前に於ける自己製造の酒類に買入酒類を混和し又は割水を爲すこと。第四十條 酒類製造場外より酒類製造場内に酒母醪又は酒類を移入したるときは其旨直に地方長官に申告すべし。第四十一條 二仕込以上の醪を合併して清酒を搾揚げんとするときは收税官吏の承認を受くべし但し七仕込以上の醪は之を合併することを得ず。第四十二條 酒粕は其搾揚げたる酒類の造石數査定の時之を検査すべし、酒類製造主は前項検査後に非ざれば酒粕を製造場外に移出し又は使用し若は他の酒粕と混合することを得ず。第四十三條 酒類製造主は酒造料原料品及酒粕の受拂、酒母及醪の仕込、焼酎又は○精の造り込み、酒類の蔵出、受拂、増減に關し詳細明瞭に其事實を帳簿に記載すべし但し他の法律命令又は商業上の慣例に依り設備する帳簿にして本文の事項を明にするものあるときは此限に非ず。第四十四條 酒造税法施行前に於て明治十三年布告第四十號に依り酒造營業免許を受けたる者にして尙引續きを添へ其旨地方長官に申請すべし。第四十五條 酒造税法第卅六條に該當する者は明治十三年以前より引續き酒類を製造することの事實を具し地方長官に免許を申請すべし。

◎混成酒税法の事(明治廿九年三月 法律第三十號)

第一條 此税法に於て混成酒と稱するは左に掲ぐるものを謂ふ、一 酒精と他の物品とを混和して一種の飲料酒類となしたるもの 二 二種以上の飲料酒類を混和して一種の飲料酒類となしたるもの 三 一種又は二種以上の飲料酒類と他の物品を混和して一種の飲料酒類となしたるもの 四 飲料酒類に酒精若くは焼酎と水を混和したるもの。第二條 混成酒を製造する者には其造石數一石に付金六圓の割合を以て造石税を課す。混成酒元用として酒造税法に掲ぐる酒類を製造する者には該税法の造石税を課す。第三條 第一條第四號の混成酒を製造するも別種の飲料とならず單に酒造税法の酒類の造石數を増加するに止るものは其増加石數のみに課税す。第四條 造石税の納期を左の二期とす但し廢業したる者は即納とす、第一期 其年七月一日より同卅一日限 一月一日より六月卅一日迄査定済石數に係る税額 第二期 翌年一月一日より同卅一日限 七月一日より十二月卅一日迄査定済石數に係る税額。第五條 混成酒を製造する者は收税官吏の認許を受くるに非ざれば其製造したる酒類を販賣し又は製造場外に移出することを得ず。第六條 第五條を犯したる者は五圓以上百圓以下の罰金に處す。第七條 酒造税法第二條第七條第八條第十一條第十二條第十八條第十九條第廿二條第一項第廿四條第廿五條第廿八條第廿九條第卅一條第卅二條第卅六條は混成酒の製造に適用す。

◎混成酒税法施行規則の事(明治廿九年八月 勅令第二二八號)

第一條 混成酒を製造する者は毎年十二月卅一日迄に其翌年度に製造すべき混成酒の酒類、石數及製造方法を地方長官に申告すべし、前項申告したる事項に異動を生じたるときは其都度申告すべし。第二條 地方長官は混成酒製造高の多少に従ひ毎月一回以上時日を定め豫め其期間の混成酒製造高を申告せしむべし。第三條 混成酒の製造用に供する酒精又は飲料酒類は他より其製造場に移入する者は移入の時、其製造に在るものは原料品と定めたる時地方長官に申告すべし、前項の申告ありたる時は收税官吏は其酒精又は飲料酒類を檢査し必要と認むべき場合には封緘を附することを得。第四條 混成酒の原料に供する酒精又は飲料酒類は前條の檢査を受け且收税官吏の承認を受けたる後にあらざれば之を使用することを得ず。第五條 混成酒を製造する者酒造税法の酒類其他の飲料酒類を製造場に移入したるときは混成酒製造用にあらざるも其旨直に地方長官に申告すべし。第六條 酒造税法施行規則第一條第二條第三條第四條第六條第七條第八條第十九條第卅三條第卅四條第卅五條第卅六條第卅七條第二項第四十三條の規程は混成酒を製造する者にも適用す。

酒類酒母醱混成酒製造人心得(明治廿九年九月 昭令第七十九號)
 一 酒造税法施行規則第一條の免許申請書は第一號様式に製造場移轉申請書は第二號様式に製造酒類變更申請書は第三號様式に依るべし、製造場移轉にして收税署の所管を異にするときは本申請書を現製造場所管收税署へ差出し其添書を受けたる上之を轉居先收

税署へ差出すべし、酒造税法第五條に該當するものは第一號及第三號様式の申請書中へ其製造石高を掲記すべし、酒類製造廢止の申請書は第四號様式に依るべし。二 酒造税法施行規則第三條第一項の圖面及目錄は第五號及第六號様式に依るべし、全條第二項の異動申告書は同様式に準據し當初申告の形狀又は員數等を朱書し現在の形狀又は員數等を墨書すべし但一部分の異動に係るものは其異動の部分又は其項目のみを由告するも妨なし、垂口容器(垂甕)は埋込前之杯が容量の檢定を受くし、三 酒造税法施行規則第五條第一項の申告書は同様式に準據し當初申告額を朱書し更訂額を墨書すべし但一部分の變更に係るものは其變更の部分のみを申告するも妨げなし、酒母醱仕込桶遣方法は第八號様式に依り前項の申告書と同時に差出すべし其方法を變更したるときも前項に準ず。四 酒造税法施行規則第六條第一項の申請書は第九號様式に依るべし。五 酒造税法施行規則第十三條の申告書は第十號様式に依るべし。六 酒造税法施行規則第十六條の申告書は第十一號様式に依るべし。七 酒造税法施行規則第十七條の申告書及同則第十八條の申請書は第十二號様式に依るべし。八 酒造税法施行規則第二十條の保證物を提供するときには第十三號様式の保證書を差出すべし又保證人を立てるときは第十四號様式に依り認可を得て第十五號様式の保證書を差出すべし但施行規則第二十條の場合も本條に依るべし、納税保證の爲め酒類を保存せんとするものは第十三號様式に依り保證書を提出すべし。九 酒造税法施行規則第卅二條に該當するものは第十六號様式の申

請書を差出すべし若し同一建物内に係る時は板圖又は壁等を以て相當區畫を立つべし。
 十 酒造税法施行規則第四十條及混成酒税法施行規則第三條第一項並に同則第五條の申請書は第十七號様式に依るべし。十一 酒造税法施行規則第四十三條の諸帳簿は第十八號乃至第廿四號の様式に準據すべし。前項の諸帳簿は勿論其他製造に關する帳簿書類は年度經過後滿三年間保存すべし。十二 混成酒税法施行規則第二條の申告書は第廿五號様式に依り製造當日より五日以内に差出べし。十三 混成酒製造者は第一號乃至第七號及第九號第十二號第十八號第廿一號乃至第廿四號の様式に酒母又は膠を製造する者は第一號第二號第四號乃至第七號第九號第十一號第十二號乙第十七號第十八號第廿一號第廿二號第廿三號の様式に準由調製すべし。十四 酒類検査調書は毎年度始めに於て其副本を製造人に交付すべきに付製造人は收税官吏の指示に従ひ酒類検査調書の正副及其他の調査簿中必要の事項には其時に調印すべし。
 (後に様式あり)

◎ 輸出酒類戻税の事(明治廿一年八月 大藏省令第八號)

酒類を外國へ輸出せんとするものは其酒類の種目石數及容器の個數輸入地名積入船名等を記載したる書面を輸出港税關に差出し現品の検査を請ひ検査済の證明書を受く可し。酒類を外國に輸入したるときは該港の陸揚免狀及輸出港税關の證明書に必ず在留本邦領事の檢印を受け當初輸出の税關に申出造石税金の下戻を請ふべし。外國に輸入し造石税下戻を受けたる酒類を更に輸入するときは其酒類の種目石數及容器の個數を當初税金の

下戻を受けたる年月日出港名を記載したる書面を輸入港税關に差出し現品の検査を受け造石税金を還納すべし。造石税金下戻及還納の際石數の合位税金の厘位に満たざる端數は之を切捨つべし。

◎ 自家用酒税法の事(明治廿九年三月 法律第二十九號)

第一條 濁酒、白酒、焼酎に限り自家用として製造せんとする者此税法に依り製造免許を申請するときは政府は特に之を許可することあるべし。第二條 自家用酒の製造免許は一家一人に限る其造石數は各酒類を合せて一酒造年度間(其年十月ヨリ 翌年九月マテ)二石以下とす但直接國税を納めざる者及其納額五圓未満の者は其造石數一石を超ゆることを得ず。第三條 自家用酒の製造をなす者には毎年度左の製造税を課す (1) 前條但書に該當する者 金二圓 (2) 直接國税五圓以上十圓未満の者 一石迄金三圓 二石迄金八圓。第四條 製造税は之を二分し其年十月及翌年四月を以て納期とす但し納期後に免許を受くるときは即納とす。第五條 左に掲ぐる者及其家族、同居者、同居の雇人は自家用酒製造の免許を請ふことを得ず (1) 直接國税十圓以上を納むる者 (2) 酒類製造營業人及酒類販賣人 (3) 醬油製造營業人及醬油販賣人 (4) 酒母又は膠製造人及酒母販賣人 (5) 酢製造營業人及酢販賣人 (6) 料理店、飲食店、旅人宿營業者、自家用酒製造の免許を得たる者前各號の一に該當するに至るときは其免許の効力を失ふものとす。第六條 自家用酒は製造の免許を受けたる者の各自の居室域内に限り之を製造することを得。第七條 收税官吏は

自家用酒類製造者に就き検査を爲すとを得。第八條 自家用酒製造者其製造したる酒類を販賣し又は其居宅域外に於て自家用酒を製造したるときは五圓以上十圓以下の罰金に處す。第九條 自家用酒製造者免許制限を超過して酒類を製造したるときは參圓以上參十圓以下の罰金に處し仍其超過石數に對し酒造税法第四條の造石税を課す、前項の造石税は即時之を徴收す。第十條 自家用酒製造者元用として清酒味淋酒精を製造することを得ず犯す者は酒造税法に依り處分す。第十一條 第十條の検査に關しては酒造税法第三十條を適用す。第十二條 此税法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕 再犯加重數罪俱發の例を用ゐず。第十三條 自家用酒製造者の家族、雇人、同居者にして其製造に關し此税法を犯したるときは製造主は自己の指揮に出でざるの故を以て此税法の處罰を免ることを得ず。

◎自家用酒税法施行規則の事(明治廿九年八月 縣令第二八九號)

第一條 自家用酒税法第一條に依り自家用として酒類の製造免許を受けんとする者は其居所氏名及製造すべき酒類並に左の種別を記し地方長官に申請すべし、第一種 造石數二石未滿 第二種 造石數一石未滿、前項申請書には其製造時期及酒類の製造方法に關する事項を附記すべし附記事項を變更したるときは其際申告すべし。第二條 免許を受けたる酒類又は第一條の種別を變更せんとするときは更に第一條の申請書を地方長官に差出すべし但一酒造年度中に於ては免許酒類又は種別の變更を許可せず。第三條 自家

自家用酒製造者其居所氏名を變更したるときは直に地方長官に申告すべし。第四條 自家用酒の製造を廢止せんとするときは其旨地方長官に申告し免許の取消を求むべし、自家用酒製造者死亡若くは失踪したるときは相續人又は其他の者より其旨地方長官に申告すべし。第五條 此規則に依り地方長官に提出すべき書類は所轄市町村長を経由すべし。

◎自家用酒製造人心得(明治廿九年九月 縣令第七十九號)

第一條 自家用酒税法施行規則第一條第一項及同則第一條の申請書は第一號様式に依るべし第一條第二項の申告は同様式に準據し當初申告事項を朱書し變更事項を墨書すべし。第二條 自家用酒製造の免許を得たるものは左の雛形に倣ひ標札を調製し戶外見易き場所へ掲出すべし。

自家用酒製造免許	堅八寸
住所氏名	巾二寸五分

三 自家用酒税法施行規則第三條及第四條の申告書類は適宜調査差出すべし 四 自家用酒製造者は第二號様式に依り仕込帳を調製し其時々記載すべし (後に様式あり)

◎酒精營業税法の事(明治廿六年四月 法律第十七號)

第一條 酒精(アルコール)又は他物と混和したる酒精を販賣する營業者を分て左の二種とす、甲種營業人 本條の物品を製造し又は買入れ之を自用者に非ざる者に販賣する者

乙種營業人 本條の物品を製造し又は甲種營業人を經由せずして買入れ之を自用者に販賣する者。第二條。本法の營業を爲さんとする者は先づ管轄の免許を受く可し。第三條。營業の免許を受くる者は政府の定むる所に從ひ保證金として拾圓以上千圓以下を現金又は國債證券を以て供託すべし。第四條。本法の税金を滞納したるときは保證金の一部又は全部を以て税金に充つ仍不足するときは明治卅年三月法律第廿一號國稅徵收法に據て處分すべし。第五條。免許を受けたる者は左の算程に從ひ營業税を納むべし、甲種營業人 酒精(アルコール)一石に付金廿五圓の割合、乙種營業人 酒精(アルコール)一石に付金二十五圓の割合、營業人を經由せずして第一條の物品を買取消費する者は本條に準し納税すべし。第六條。營業税は翌年一月卅一日限り之を納むべし但廢業する者は其際營業税を納むべし、前項の期限内と雖も營業税高第三條の保證金額に超過するときは先づ其税金を納めて後之を販賣すべし。第七條。第一條の物品を醫藥用又は工業用に供する者(造酒家を除く)は敕令を以て定むる所の規定に從ひ其營業税の免除を請ふことを得。第八條。營業者は帳簿を調製し第一條物品の出入に關する事項を記載すべし、前項の帳簿は主任官吏の檢定を受くべし。第九條。主任官吏は正當の命令に依り營業者の營業に關する帳簿物品等を檢査することあるべし。第十條。無免許にて營業したる者は其現在酒精類及營業用の物品器械を沒收し營業税三倍の罰金に處す但し已に賣捌きたるものは其代價を追徴す。第十一條。帳簿の記載を偽り若は故らに記載を爲さずして脱税

を圖り又は脱税したる者は十圓以上五百圓以下の罰金に處す。第十二條。帳簿の調製記載を怠りたる者は二圓以上廿圓以下の罰金に處す。第十三條。本法を犯したる者には刑法不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐず但し刑法第七十五條第一項の場合には此限にあらす。

◎酒精營業税法施行細則の事(明治廿六年六月大藏省令第十號)

第一條。酒精營業の免許を受けんとする者は一ヶ年販賣見込石數を記載したる願書を管廳に差出し營業場一ヶ所毎に免許鑑札を受く可し、營業場は倉庫建物の棟數に拘はらず總て一區域を以て一ヶ所とす其區域外にして營業物品を藏置するに止まる場所は許可を受け營業場の付屬となすことを得。第二條。前條の願書には税法第三條の制限内に於て一ヶ年販賣見込高の税金と同額なる現金又は國債證券の供託受領證を添ふべし但明治廿六年敕令第五十八號第二條の認許を受けんとする者は之を要せず營業免許後販賣見込石數を増加せんとするときは其都度申出で税法第三條の最高額を限度とし保證金を追補することを得、營業免許後販賣見込石數を減少せんとするときは其都度申出で税法第三條の最低額を限度とし保證金を減少することを得。第三條。免許鑑札を受くる者は鑑札料金廿錢を納むべし第十條の場合に於ても亦同じ、鑑札料は明治廿五年大藏省令第三號に依り登記印紙を以て納むべし。第四條。税法第三條保證に充る國債證券の種類及價額の割合左の如し、一有利國債證券、一大藏省證券、國債證券は明治廿三年勸令第四號第三

條の價格に大藏省證券は其券面の金額に依る。第五條 營業者は酒精營業免許と書したる標札に免許鑑札番號を記載し之を戶外に掲出すべし。第六條 免許を受けたるものは營業開始後七日以内に其營業場を使用する諸器械容器類の目錄並に地所諸建物の圖面を所轄收稅署に差出すべし但し異動を生じたるときは其時々届出づべし。第七條 營業者は稅法第八條に基き營業の種類に従ひ左の帳簿を調製し其使用前所轄收稅署に差出し其檢定を受く可し、一酒精製造帳又は買入帳 一酒類賣上帳 一製造原料品買入及遣拂帳、稅法第五條第二項に該當する者は酒精買入帳及使用帳を調製すべし。第八條 第七條の帳簿及び左の帳簿書類は附込濟又は受授の翌年より三年より少なからざる期間保存すべし。一營業に關する金錢物品判取帳 一營業に關する貸狀、仕切書及受取書。第九條 營業者は毎年其販賣酒精の石量又稅法第五條第二項に該當する者は其消費高を翌年一月七日限り管廳に届出づべし但營業者廢業のときは其際之を届出づべし、稅法第六條第二項の場合に於ては販賣前其超過すべき見込石量を届出づべし、營業稅額は前各項の届出に依り地方長官之を査定す。第十條 營業場を移轉せんとするときは免許鑑札を添へ管廳へ申出で鑑札の書換を請ふべし、他の管轄地へ移轉せんとするときは免許鑑札を添へ管廳へ申出で添書を受け之を移轉地の管廳に差出し鑑札の書換を請ふべし、鑑札を遺失毀損したるときは直に管廳に届出で鑑札の書換又は再渡を請ふべし。第十一條 代替りのとき又は氏名を變更したるときは直に管廳に届出で免許鑑札に變更の記入を

請ふべし。第十二條 營業者及稅法第五條第二項に該當するものにして酒精を買入るときは着荷後三日以内に所轄收稅署に届出で左に掲ぐる書類の一若くは其他取引上證據となるべき書類に當該官吏の捺印を受く可し。一荷物送り狀 一仕切書 一代金領收書。第十三條 稅法第五條第二項に該當する者住所氏名を變更したるときは直に其旨を所轄收稅署に届出べし。第十四條 天災其他の事故に依り酒精の廢棄に屬したるときは直に所轄收稅署に届出で檢査を受く可し。第十五條 營業者廢業するときは管廳に申出で鑑札を返納すべし。第十六條 第十二條に違犯したる者は二圓以上廿圓以下の罰金に罰し第五條第六條第八條第十條第十一條第十三條第十四條第十五條に違犯したる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。

◎酒精營業稅法に關する營業人及使用者心得(明治廿六年六月 縣令第卅四號)

第一條 酒精營業稅法施行細則第一條營業免許願は第一號書式に依り差出すべし。第二條 酒精營業稅法第五條第二項に該當する者は第二號書式に依り豫め其年消費すべき見込高届出べし。第三條 營業免許を受くると同時に明治廿六年敕令第五十八號第三條の認許を受けんとする者は第三號書式に依り願出べし、既に營業免許を受けたる後免稅の認許を受けんとする者は第四號書式に依り願出づべし、醫藥用の爲め酒精を使用する者にして免稅の認許を受けんとする者は第五號書式に依り願出べし。第四條 施行細則第二條に依り販賣見込高より増加し保證金の追補を申出でんとする者は第六號書式に依り

差出すべし、販賣見込高を減少し保證金の減額を申出でんとする者は第七號の書式に依り残り販賣見込高に對する供託受領證を添へ前の供託受領證と引換方を願出べし但數葉の供託受領證を差出し置きたる者にして減額に相當するものあるときは其受領證の下渡方願出づることを得。第五條 施行細則第五條の標札は第八號書式に依り調製すべし但明治廿六年敕令第五十八號第二條の認許を受けたる者は標札面番號の下に醫藥用の三字を記入すべし。第六條 施行細則第六條の諸器械容器類の目錄は第九號書式に依り地所建物の圖面は第十號書式に依り差出すべし、一區域外にして營業場の附屬となすものある時は別に圖面を作り前項の圖面に添付すべし若し附屬のみ追願するときは其願書に之を添付すべし、既に差出したる目錄及圖面に異動を生じたるときは第九號第十號書式に準し其時々差出すべし。第七條 施行細則第七條の酒精製造帳原料品買入及び遣拂帳は明治廿三年縣令第五十一號酒造營業人心得書第十八號書式一、二、四に準し調製すべし但該縣令に依り調製したるものを兼用するも妨げなしと雖も原料品買入及遣拂は酒精と他の酒類に屬するものとを區別すべし、酒精製造帳は前項の外第十一號書式に依り別に一冊を調製すべし、酒類買入帳は第十二號書式に依り酒精賣上帳は第十三號書式に依り調製すべし、税法第五條第二項に該當するもの及び同項に該當するものにして明治廿六年敕令第五十八號第二條の認許を受けたるものにして酒精買入帳及酒精使用帳は第十二號第十三號書式に準し調製すべし、營業者にして酒精を他物と混和したるときは第

十四號書式に依り帳簿調製し之を記入すべし。第八條 明治廿六年敕令第五十八號第二條の醫師藥劑師藥種商及製藥者の酒精買受帳酒精賣渡帳酒精使用帳は第十五號第十六號書式に依り調製すべし。第九條 明治廿六年敕令第五十八號第六條に依り帳簿に免稅の檢印を受けたる場合に於ては販賣讓與使用高の調書を差出すべし其書式は第十七號書式に依るべし。第十條 施行細則第九條の酒精販賣及消費高届書は第十八號第十九號書式に依り差出すべし若し其年販賣又は消費を爲さざるときは其旨届出べし、施行細則第九條第二項販賣見込高超過届は第廿號書式に依り差出すべし既に營業免許を受たる後明治廿六年敕令第五十八號第二條の認許を受けたる者は同時に既往の酒精販賣高の届書を差出すべし其書式は第十八號書式に準すべし。第十一條 施行細則第十條の營業場の移轉、鑑札過失毀損の書換再渡同第十一條の代替又は氏名變更等の場合に於ける届書は第廿一號第廿二號第廿三號書式に依り差出すべし。第十二條 施行細則第十二條の酒精買入届同第十三條の住所氏名變更届同第十五條の廢業届は第廿四、廿五、廿六號書式に依り差出すべし、税法第五條第二項に該當するものにして明治廿六年敕令第五十八號第二條に依り認許を受けたる者其使用を廢止したるときは其旨届出づべし。第十三條 他府縣より轉居したる酒精營業人又は税法第五條第二項に該當するもの及び同項に當るものにして明治廿六年敕令第五十八號第二條の認許を受けたる者は其年一月一日の酒精現在高並に前管廳に届置きたる酒精買入高及び免稅の檢印を受けたる石高調を轉入の差

出すべし。第十條 明治廿六年敕令第五十八號第八條の工業用酒精の届書は第廿一號書式に依り差出すべし。前項の届出を爲すときは該酒精の石高に對し百分の十より少なからざる木精(メチール アルコール)或は石油を備へ置くべし。第十五條 營業上代理人を置くときは委任狀寫を添付し連署を以て届出べし。(後に書式あり)

◎酒精營業稅免除に關する事(明治廿六年五月 敕令第五十八號)

第一條 酒精營業稅法第七條の醫藥用とは日本藥局法に依り製藥用に供するもの又は醫術用に供するものを云ふ。工業用とは工藝製作の用に供するものを云ふ。第二條 醫藥用の爲め酒精を販賣又は使用するものにして營業稅の免除を請はんと欲する者は豫め管廳に申出で認許を受くべし。第三條 前條の認許を受けたる者は醫藥用外に酒精を販賣又は讓與することを得ず。第四條 第二條の認許を受けたる者は醫師の證明書を所持する自用者、醫師、藥劑師、藥種商及製藥者の外に酒精を販賣又は讓與することを得ず。第五條 第二條の認許を受けたる者は藥劑師、藥種商及製藥者に於て其酒精を自用者に賣渡し又は讓渡し得るは其自ら診療する患者若くは醫師の證明書を有する者なる場合に依る。第六條 第二條の認許を受けたる者より酒精を買受け又は讓受けたる醫師、藥劑師、藥種商及製藥者は其酒精を醫藥用外に使用することを得ず。第六條 第二條の認許を受けたる者醫藥用の爲め酒精を販賣するときは其都度量數、代價及買受人の住所、職業、氏名(醫師の證明書を所持する自用者に販賣した

る場合は住所氏名)を帳簿に詳記し每一ヶ月分の月計を附記し左の書類と共に翌月五日限り管廳に差出し帳簿に免稅の捺印を受くべし其使用又は讓與に係るものも亦之に準ずべし。一 醫師の證明書又は買受人若くは讓受人に於て最數年月日、住所、職業及氏名を記載し捺印したる注文書、物品領收書等。第七條 第二條の認許を受けたる者より酒精を買受け又は讓受けたる醫師、藥劑師、藥種商及製藥者は其都度量數代價及賣渡人若くは讓渡人の住所氏名を帳簿に記載し置くべし。前項の酒精を販賣するときは其都度量數代價及買受人の住所氏名を帳簿に詳記し醫師の證明書(醫藥の場合に於ては處方書)を添へ置くべし其使用又は讓與に係るものも亦之に準ずべし。前各項の帳簿は當該官吏之を檢査することあるべし。第八條 工業用酒精に係る營業稅の免除を請はんと欲する者は販賣若くは使用以前に管廳に其量數を届出つべし此場合に於ては當該官吏は百分の八乃至十の割合を以て願人の望に従ひ木精(メチールアルコール)若くは石油を混和すべし但其物品の費用は願人之を負擔すべし。第九條 第三條第四條第五條を犯したる者及第六條第七條の帳簿の記載を詐りたる者は十圓以上二百圓以下の罰金に處す。

◎醬油稅則の事(明治廿一年六月 敕令第四十七號)

第一條 醬油溜を併稱す製造の營業を爲さんとする者は管廳に願出製造場一ヶ所毎に免許鑑札を受く可し但製造人十六歳未満の幼年者及癡癩白痴又は瘡癩なるときは後見人を立つべし。第二條 醬油製造人は左の造石稅を納むべし。醬油は諸味一石には金一圓 溜

は一石に付金壹圓。第三條 削除。第四條 造石税は左の期限に従ひ之を納むべし但し廢業する者は其節之を納むべし。

第一期 五月卅一日限 一月一日より四月卅日迄の間査定済石數に係る税額

第二期 九月卅日限 五月一日より八月卅一日迄の間査定済石數に係る税額

第三期 翌年一月卅一日限 九月一日より十二月卅一日迄の間査定済石數に係る税額。

第五條 醬油は之を製成する前に溜は之を製成したる後十日以内に管應に申出造石數の査定を受くべし、造石數査定済の醬油と査定未済の醬油とを混和したる時は其總石數に

就き更に査定を受くべし。第六條 醬油製造人廢業の際査定未済の醬油を所持するとき

は管應に申出造石數の査定を受け其造石税を納むべし但し其醬油を同業者に賣渡讓渡す

場合に限り管應に申出検査を受置き其買受讓受人に於て第五條の査定を受け及第四條の

期限に従ひ造石税を納むることを得 製造場二ヶ所以上に於て醬油製造を爲す者其一ヶ

所以上を廢し査定未済の醬油を他の製造場に移すときは管應に申出検査を受くべし。

第七條 免許鑑札は貸借賣買及讓渡讓受をなすとを得ず。第八條 醬油製造人は同業者

に非ざる者に醬油を製造する爲めに製造場を貸渡すことを得ず。第九條 醬油製造人は

製造場に關し修繕等已むを得ざる事故に因り管轄に届出たる後に非ざれば造石數査定未

済の醬油を其製造場外に移すことを得ず。第十條 醬油製造人は造石數査定未済の醬油

を賣渡讓渡又は自用することを得ず但第六條但書の場合は此限にあらず。第十一條

造石税の査定を終たる醬油其造石税納期内に天災又は避くべからざる事故に因り廢業に

屬したるときは直に管應に申出検査を受け該造石税の免除を請ふことを得。第十二條

醬油製造人は營業に係る要領を帳簿に記載すべし。第十三條 外國に輸出する醬油は輸

出の節税關の検査を受置き輸入港税關の陸揚免狀若くは其他證憑となるべき書類に該港

在留の我國領事の檢印を受け之を輸出港の税關に差出し造石税の下戻を請求することを

得其下戻の歩合は大藏大臣定むる所に依るべし但造石税の下戻を受けたる醬油を本邦に

輸入するときはその全額を輸入港税關に還納すべし。第十四條 醬油製造人の製造する醬

油は他の依託を受け又は自家用料に供するものと雖も總て此税則に従ふべし 醬油製造

人は製造場外に於て自家用料の醬油を製造することを得ず。第十五條 醬油請賣を爲す

者は自家用料の醬油を製造することを得ず其同居者亦同じ。第十六條 自家用料の爲め

製造したる醬油は之を賣渡すことを得ず。第十七條 醬油製造人の製造場倉庫其他の場

所醬油仕込高並仕込に屬する原品及營業に關する帳簿は常該官吏之を検査することある

べし但當該官吏は其證票を携帶すべし。第十八條 當該官吏に於て此税則に關し犯罪あ

りと認知し又は思料するときはその場所に入り證憑取調の處分を爲すことを得但當該官

吏は其證票を携帶すべし。第十九條 免許鑑札を受けずして醬油製造の營業を爲したる

者は五圓以上五十圓以下の罰金に處し仍ほ其醬油及容器製造器械を沒入す。第二十條 醬

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

油製造人にして醬油を隠蔽したる者は其石數に相當する造石税三倍の罰金に處し仍ほ其

犯罪に係る醤油及容器を没収す第十條第十四條第二項を犯したる者は罰前項に全じ。第
 廿一條 第五條第六條の査定を受けざる者第八條第九條第十五條第十六條を犯したる者
 逋税を謀る爲め帳簿の記載を詐りたる者は參圓以上參十圓以下の罰金に處し第十五條を
 犯したる者は仍ほ其犯罪に係る醤油及容器製造器械を没収す。第廿二條 第七條を犯し
 たる者第六條の検査を受けざる者及帳簿の記載を怠りたる者は二圓以上廿圓以下の罰金
 に處す。第廿三條 此税則を犯し没収すべき物品にして既に之を賣渡讓渡又は消滅した
 るときは其代金を追徴す。第廿四條 此税則を犯したる者には刑法の減輕再犯加重罪
 俱發の例を用ひず。第廿五條 醤油製造人の家族雇人にして此税則を犯したるときは其
 製造人を處罰す、醤油製造人十六歳未滿の幼年者及瘋癲白痴又は瘡痼にして此税則を犯
 したるときは其後見人を處罰す。

◎ 醤油税則施行細則の事(明治廿一年八月 大藏省令第九號)

第一條 税則第一條に従ひ製造免許を受けんとするものは其製造場の倉庫又は建物の棟
 敷に拘はらず都て其一區域を以て一ヶ所とし之に關する地所建物の位置及坪敷を圖面に
 製し願書に添ひ管廳に差出すべし但一區域外の倉庫建物と雖も検査済の醤油又は製造用
 諸器械を藏置するに止まるものは管廳の許可を受け製造場の附屬と爲すことを得。第二
 條 削除。第三條 免許鑑札を受けたるときは十日以内に醤油製造用器械の種類員數目
 録を所管收税署に届出べし。第四條 第一條及同條但書の倉庫建物第三條の製造用器械

に増減變換を生じたるときは其時々所管收税署に届出べし。第五條 醤油製造人は毎年
 一月中其年仕込並査定を受くべき見込石數並其製造方法を所管收税署に届出べし但前年
 の製造方法に據るものは其旨を届出べし、新たに免許鑑札を受けたるものは其翌日より
 十五日以内に前項の届出を爲すべし。第六條 醤油製造人不在又は事故あるときは代人
 を置き税則に關する諸般の事を辨せしむべし。第七條 醤油製造人他より醤油を買入た
 るときは其石數年月日買入先きを帳簿に記載し置くべし。第八條 醤油製造用の容器は
 使用以前之を檢定すべし、前項の容器を檢定したるときは之に其番號容量其他必要なる事
 項を標記又は烙記するとを得。第九條 削除。第十條 醤油製造人廢業したる時は直に
 管廳に届出鑑札を還納すべし。第十一條 改名代替り若は鑑札を失却毀損し又は住所製
 造場を移轉したるときは左の期日内に鑑札の再渡又は書換を請ふべし、一代替書替は
 六十日間 一其他の書替再渡は 十日間。第十二條 製造場を他府縣へ移轉せんとする
 ものは免許鑑札を添へ管廳に申出添書を受け廿日以内之を移轉地の管廳に差出し鑑札の
 書換を請ふべし。第十三條 税則第六條第二項の場合に於て査定済に係る造石税は税則
 第四條の納期に至り之を納むることを得。第十四條 税則第十一條に依り造石税の免除
 を請ふ者は其實況及廢棄石數等を詳記し所管租税検査員派出所に申出べし、前項の場合
 に於ては當該官吏二名以上現場を臨檢し其事實相違なしと視認むるときは該造石税免
 除の手續を爲すべし。第十五條 造石税査定未済の醤油漏溢其他の事故に依り減量若く

は廢棄したるときは直に所管租税検査員派出所に届出すべし。第十六條。醬油製造人は左の帳簿を調製すべし、醬油製造原品買入帳、醬油麴製造帳、醬油仕入候、醬油賣揚帳。

第十七條。税則及此細則に掲ぐる帳簿は附込濟翌年より三ヶ年間保存すべし。第十八條。税則第十三條に依り外國輸出醬油の検査を受けんとする者は其製造地名名稱、石、個數、輸入地名積込船名等を記したる書面を税關に差出し其現品の検査を請ひ検査證明書を受くべし。第十九條。造石税の下戻を請ふには外國に輸入せし證憑書類に當初輸出の際受けたる所の證明書を添ひ税關に申出べし。第二十條。輸出醬油造石税下戻の歩合は其製造せし府縣管内に於て前一ヶ年中諸味一石より製成したる平均歩合に據り其石數を算定するものとす。第二十一條。税則第十三條但書の場合に於ては其製造地名、石數、箇數及當初下戻を受けたる年月日出港名を記したる書面を税關に差出し現品の検査を受くべし。第二十二條。税則及此細則に於て石數の合位税金の厘に満たざるものは切捨とす。第二十三條。税則第廿九條の手續を履行せざる時は營業免許の效を失ふものとす。第二十四條。第一條但書の許可を受けざる者及第八條第一項第十五條に違犯したる者は二圓以上廿圓以下の罰金に處し第三條第四條第五條第六條第七條第十條第十一條第十二條第十六條第十七條に違犯したる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。

●醬油製造人營業心得(明治廿一年八月 縣令第四十七號)

一 醬油製造營業願書は第一號書式に其願書に添付すべき圖面は第二號圖式に據るべし。

し。二 所轄收税署に届出べき醬油製造用器械の種類員數及其増減變換目錄は第三號書式に據るべし但製造場増減變換の届出は第二號圖式に據るべし。三 毎年一月中又は新に免許を受けたる時は差出すべき仕込並に査定を受くべき見込石高並に其製造方法は第四號第五號に據るべし。四 前項の増減變換は第六號第七號書式に依り所轄收税署に届出べし。五 醬油製造人は第八號様式に依り看板を調製し其製造場の戶外見易き場所に掲出すべし。六 代人を立つる場合には營業熟知の者を撰定し委任狀寫を添ひ連署を以て所轄收税署に届出べし。七 醬油製造容器は其容器に番號を付し第九號書式に據り申立検査を受くべし其検査済の者は標札を製し番號容器等の記入を請ひ其容器に附し尙調査簿に調印すべし。八 醬油製造用容器の番號は製造場一ヶ所毎に記號すべし。九 醬油製造用容器を非營業者又は他縣内の營業者に賣渡讓渡返却するときは其容器の番號を記載したる書面を以て其時々所轄收税署に申出烙印及調査簿の消除を請ふべし。十 諸味を仕込たるときは其容器に第十號書式の標札を付すべし 前項仕込濟諸味は其仕込濟の日より十日以内に所轄收税署に届出べし。十一 仕込諸味は熟成の期一度沸騰して沈夏期を經過したるときに第十號書式に買入諸味は其時々第十二號書式に據り檢稅派出所に届出で石數の調査を受くべし。十二 諸味を製成せんとする時は所轄收税署に申出査定を受くべし但溜りの査定を請ふ者亦同じ 前項査定濟の諸味を製成するときは第十四號書式に依り其時々槽掛帳に記載すべし但番醬油製成も亦本帳に記載すべし。十三 査定濟の醬油

買入たる時は第十三號書式に依り其時々所轄收稅署に届出べし。十四 査定未済の醬油を同業者に賣渡すときは二ヶ所以上の製造場を有する者其一方へ移す時又は製造場修繕の爲め一時製造場外に移す時は其旨を所轄收稅署に申出べし。十五 第十一項の調査を受けたる醬油を數ヶの容器に分ち又は數ヶを一ヶの容器に合するときは其旨を所轄收稅署に申出更に調査を受くべし。十六 當該官吏携帶の検査簿には其要部に受印すべし但組合營業は代人を定め置き受印すべし。十七 營業に係る帳簿は第十四號より第十七號迄の書式に據り記載すべし。十八 當該官吏臨檢の節は受検査簿に其記入を受くべし。十九 第十項第十一項第十二項第十三項の届出は郵便端書又は口頭を以てすることを得。廿 製成醬油並使用諸味石高は毎年其總石數を取調べ翌年一月廿日限り所轄收稅署に届出べし但製成醬油は生揚と番醬油とを合算すべし。

(後に書式あり)

葉煙草專賣法の事(明治廿九年三月法律第三十五號)

第一條 政府は葉煙草の專賣權を有す。第二條 葉煙草は政府之を收納し總て定價を以て之を賣渡すべし、何人を問はず政府より買受たる葉煙草に非ざれば之を賣買するを得ず。第三條 葉煙草を耕作する者は乾燥の後總て其葉煙草を政府に納付すべし之を他に譲渡し又は消費することを得ず。第四條 葉煙草を耕作したる者葉煙草を納付するときは政府は之に對し賠償金を交付すべし、葉煙草の賠償金は政府之を定め豫め公示すべし其品位等級は鑑定人をして之を鑑定せしむ若し此鑑定に不服あるときは更に鑑定を求む

むるとを得。第五條 葉煙草を耕作せんとするものは毎年四月卅日迄に政府に其段別を届出べし。第六條 葉煙草は政府に届出たる土地に非ざれば耕作するを得ず。第七條 葉煙草耕作者の變更したるときは其耕作を繼承したるものより其旨政府に届出べし。第八條 煙草製造を業とする者及葉煙草賣買を業とする者は葉煙草を耕作することを得ず。第九條 葉煙草を耕作する者は葉煙草收穫の前及葉煙草乾燥を了りたる後政府に届出で検査を受くべし。第十條 葉煙草を耕作する者は葉煙草の乾燥を了りたる後翌年三月十一日迄に政府の指定したる場所に之を納付すべし此期限を過ぎ葉煙草を貯藏せむとするときは政府の認許を受くべし。第十一條 葉煙草を耕作する者は葉煙草を買受くることを得ず又自己の耕作せざる葉煙草を貯藏することを得ず但當該官吏の承認を受け標本として買受くるは此限に在らず。第十二條 輸出に供する葉煙草は政府の認許を受けるときは之を政府に納付せずして他に賣渡すことを得。第十三條 前條の葉煙草は政府の保管に付すべし。第十四條 政府に於て保管する葉煙草は其保管證を以て賣買することを得。第十五條 政府に於て保管する葉煙草は保管後一ヶ年内に輸出せざるときは政府は之を收納し第四條に依り賠償金を交付すべし。第十六條 政府に於て保管したる葉煙草は輸出の際之を輸出者に交付すべし。第十七條 保管若は運搬の爲に生じたる費用は保管證所有者の負擔とす。第十八條 政府は何人の所屬を問はず葉煙草耕作地及貯藏所其他所在の場所を検査することあるべし此場合に於て當該官吏は葉煙草所在場所又

は葉煙草の所在と認むる場所に立入り又は監督上必要の處分を爲すことを得其運送中に
あるものは其所在に就き之が検査を爲すことを得。第十九條。政府は各地方便宜の地に
葉煙草取扱所を設けて葉煙草の收納及賣渡を取扱はしむ。第二十條。耕作の届出を爲さず
して葉煙草を耕作したる者又は届出を爲さざる土地に葉煙草を耕作したる者は三圓以上
卅圓以下の罰金に處し仍其葉煙草を沒收す。第二十一條。葉煙草を耕作する者政府に納付
すべき葉煙草を他に讓渡又は消費したるときは十圓以上百圓以下の罰金に處す但し其犯
罪に係る葉煙草の現存するときは何人の所有を問はず政府は之を收納し第四條に準じて
其賠償金を交付すべし。第二十二條。葉煙草を耕作する者葉煙草を買受け又は自己の耕作
せざる葉煙草を貯藏し又は政府の認許を受けずして翌年三月卅一日を過ぎ葉煙草を貯
藏したるときは三圓以上卅圓以下の罰金に處す但犯罪に係る葉煙草の現存するときは其
收納及賠償金の交付は前條但書を適用す。第二十三條。葉煙草耕作者變更のとき其繼承の
届出を爲さざる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。第二十四條。葉煙草の收穫
を始むる前又は葉煙草の乾燥を了りたる後之が届出を爲さざる者は二圓以上廿圓以下の
罰金に處す。第二十五條。政府に對し又は當該官吏の尋問に對し事實の申告を詐り若は之
を怠りたる者は三圓以上卅圓以下の罰金に處す。第二十六條。葉煙草の検査に際し當該官
吏の職務執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へたる者は二圓以上廿圓以下の罰
金に處す其刑法に正條あるものは刑法に依る。第二十七條。本法を犯したる者には刑法の

論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐず但刑法第七十五條第一項の場合に此
限りにあらず。第二十八條。葉煙草を耕作する者は其代理人、家族、同居者、雇人にして
其業務に關し本法を犯したるとき自己の指揮に出でざるの故を以て本法の處罰を免るゝ
ことを得ず。第二十九條。本法は明治卅一年一月一日より施行す。第三十條。遠隔の島嶼に
して内地と一般の狀勢を異にするものあるときは其地方に對し敕令を以て本法を施行せ
ざることを指定することを得、本法を施行せざる地方より本法施行地に葉煙草を輸入す
ることを得ず。第三十一條。明治廿一年敕令第廿號煙草稅則は本法施行の日より廢止す但
煙草製造營業者に於て本法施行前より持越たる葉煙草を以て製造したる煙草に關しては
仍明治廿一年敕令第廿號煙草稅則を適用す。第三十二條。本法施行の際煙草仲買人又は葉
煙草耕作者の所持する葉煙草は政府に納付すべし但納付に關する規程は命令を以て之を
定む。

●葉煙草專賣法施行細則の事(明治三十年三月
大藏省令第六號)

葉煙草專賣法第五條の届出を爲す者は第一號の書式に準じたる書面を所管葉煙草專賣所
に差出すべし。枯葉蝕損其他不熟葉等にして政府に納付すること能はざるものは當該官
吏の承認を受け廢棄の處分を爲すべし。葉煙草耕作者生葉の收穫を了したるときは直に
其幹根を拔除すべし。葉煙草は總て左の葉分に據り調理すべし但土地の狀況に依り當該
官吏の承認を得て葉分を増加することを得、

- 一 土葉 最下にある三四枚 一 中葉 土葉の上本葉迄
- 一 本葉 中葉の上本葉迄 一 天葉 最上にある三四枚

屑葉等にして前項の葉分に據り難きものは雜葉として之を調理すべし。

聯干の物は各自同尺の繩を用ゐる種類葉分毎に區分すべし。幹干の物は葉の採收後種類葉分毎に各自一定の把と爲すべし。葉煙草は其種類及葉分に據り區別し其品類、葉並同等のものを取揃へ成るべく一定の枚數を以て一把とし輕量の藁、菅、紙等を以て結束し凡六貫匁を以て一包とし毎包に種類、葉分、産地、姓名を標記し第貳號書式の納付書を添へ所管葉煙草專賣所に納付すべし但本文の量目に満たざる者は別は結束し納付すべし、包裝は蓆、吳座或は菰の類を用ゐる葉先を内にし十字形に積重ね遠路の運搬に差支なき様堅固に結束すべし。左に掲ぐる如き調理の不充分なる葉煙草は耕作者に於て相當の調理を施したる後に非ざれば納付することを得ず

- 一 過後の濕氣を含むもの 一 幹子付又は鍵付と稱し其幹の部分に附着しあるもの
- 一 種類、葉分、葉並、包裝の亂雜なるもの。

葉煙草專賣法第十條の認許を受けんとする者は其旨所管葉煙草專賣所に申出で認許を受くべし但貯藏期限四ヶ月以上に涉るものは葉煙草の種類葉分毎に量目を記載したる書面を差出すべし。葉煙草耕作者葉煙草を輸出に供せんとするときは第三號書式の書面に現品を添ひ所管葉煙草專賣所に差出すべし。前條に據り葉煙草專賣所に保管したる葉煙草に

調理を加へんとするときは調理の理由場所及日時等を詳記したる書面に保管證を添ひ所管葉煙草專賣所に差出し承認を受くべし。前條葉煙草の調理を了したるときは撰屑、葉莖等葉煙草より出でたる一切の屑を葉煙草と共に所管葉煙草專賣所に提供し其處分を受くべし。保管葉煙草を輸出せんとするときは其輸出港を指定して所管葉煙草專賣所に申出で廻送の請求を爲すべし。前項の葉煙草輸出港に到達したるときは葉煙草專賣法第十條の費用を納付して保管證を差出し葉煙草の交付を請ふべし。保管證を毀損汚染したる者は所管葉煙草專賣所に申出で保管證の交換を求むることを得。保管證を亡失したる者は葉煙草の價格に相當する金銭又は國債證券を担保として提供し又は葉煙草專賣所に於て相當と認むる資産を有する者二名以上の保證人を定め損害の保證を爲すときは保管葉煙草の交付を爲すべし。收穫の葉煙草若しくは認許を受けたる貯藏葉煙草を亡失したるときは其事由を詳記し直に所管葉煙草專賣所に届出べし。葉煙草の賣渡を請ふ者は葉煙草の名稱、品類、葉分、數量を葉煙草專賣所に申出べし。葉煙草は包裝の儘賣渡を爲し分割することなし但標本として賣渡を爲すものは此限に非ず。葉煙草の賣渡を受けたる者は直に代價を納付し現品を引取るべし。葉煙草の賣渡を受けたる者葉煙草專賣所の指定する金額又は之に相當する國債證券を担保とするときは代金の延期を請ふことを得。葉煙草の賣渡を受けたる者賣買契約の日より三日以内に現品を引取らざるときは相當の保管料を徴收す但契約を解除したるときは此限に非ず。(後に書式あり)

◎度量衡の事(明治廿四年三月法律第三號)

度量は尺、衡は貫を以て基本とす。度量衡の原器は白金「イリヂウム」合金製の棒及分銅とす其棒の面に記したる標線間の攝氏〇、一五度に於ける長さ卅三分の十を尺とし分銅の質量四分の十五を貫とす。度量衡の名稱命位を定むること左の如し

- (度) 毛尺ノ萬分ノ一 厘尺ノ千分ノ一 分尺ノ百分ノ一 寸尺ノ十分ノ一
- (尺) 丈十尺 間六尺 町三百六十尺(幸間) 里一万二千九百六十尺(三王町)
- (地積) 勾歩ノ百分ノ一 合歩ノ十分ノ一 步或坪六尺平方 畝三十步 段三百步 町三千步
- (量) 勺升ノ百分ノ一 合升ノ十分ノ一 升 斗十升
- (衡) 石百升 斗十升
- (貫) 毛貫ノ百万分ノ一 厘貫ノ十万分ノ一 分貫ノ万分ノ一 匁貫ノ千分ノ一

斤百六十匁
從來慣用の鯨尺は布帛を度るときに限り之を用ゐることを得、鯨尺一尺は一尺二寸五分とし其十倍を鯨尺一丈、十分の一を鯨尺一寸、百分の一を鯨尺一分とす。「メートル」法度量衡は左に掲ぐる比較に依り之を適法のものとし本條以下の規定を適用す

「メートル」	〇、〇〇〇〇〇三	厘	〇、〇〇〇〇三〇
「センチメートル」	〇、〇〇〇三〇三	寸	〇、〇〇三〇三〇
「デシメートル」	〇、〇〇三〇三〇	尺	〇、〇三〇三〇〇
「メートル」	〇、〇三〇三〇三	丈	〇、三〇三〇三〇
「デカメートル」	〇、三〇三〇三〇	町	〇、九〇九〇九一
「ヘクトメートル」	〇、三三〇三〇〇		
「キロメートル」	〇、三三〇〇〇〇		

租税及土地、勸業に関する部

方長官前項の請求を許可したるときは請求者は檢定吏員の爲めに成規の旅費日常其他檢定に要する費用を負擔し檢定吏員の指示に従ひ諸般の準備を爲すべし但旅費其他の費用は之を前納すべし此場合に於ては前條の請求書を出張吏員に差出すべし。

◎度量衡構造の事(同上)

度量器は表面に其全長を表記すべし但細帶狀の度量器にして函に連結したる者は其函に表記するも妨なし、錘狀の度量器は其一端の縁に其全長を表記すべし、銅鐵、革、麻布製の細帶狀度量器は其一端に眞鍮片を附著し檢印を附するの便に供すべし。度量器は外側に其全長を表記し斗概は切口に其種類の大中小を表記すべし。鐵葉を以て五合及一「リットル」以上の度量器を製作するときは之を二重にすべし。鐵銅若は眞鍮を以て製作したる度量器は其内面に錫又は白銅を鍍著すべし木製の量器は鐵板を以て口縁を被ふべし、一升及二「リットル」以上の木製の方形量器には其側及底の四隅の外面に鐵帶を曲て附加すべし其圓形量器には一ヶ又は交叉したる二箇の鐵葉を曲げ其底及側の外面に沿ふて附加すべし、酒酢醬油食鹽等の如き鐵を腐蝕すべき物量を料るに用ゐる量器には其鐵に錫又は白銅を鍍著し若は腐蝕せざる他の堅牢なる物質を以て前二項の鐵に代ふべし、鐵板又は鐵帶を量器に附着するに螺旋釘を以てしたるときは其捻戻をなし得ざる丈釘頭を削去すべし、斗概は鐵葉を以て其側面を包むべし但本條第三項の量器に附屬する斗概は此限にあらず。量器には注口、趾及把を附することを得、注口を附するときは其容器の割合に應じ

量器の深さを減すべし、注口の口面は量器の上面と其高さを同一にすべし但玻璃製のものには此限に非ず。圓形量器の口徑は其深さと同一にすべし但金屬性一升及二「リットル」以下の物は其深さの二分の一とすべし。衡器の重點及支點には鋼鐵若は堅石を用ゐる緒紐には金屬、革、又は強靱なる絹絲、麻絲等を用ゐるべし。錘及増錘の物質は分銅の物質と同一のものに限る但其重量五十匁又は二百「グラム」以上のものに非ざれば鐵を以て製作することを得ず。分銅、錘及増錘の重さを齊整する爲め鉛を用ゐるときは分銅及増錘は上面の一部、錘は側面又は底面の一部を穿ち此に鉛を填充し金屬片を以て之を塞ぐべし但分銅の把手を螺旋になして其穿口を塞ぐときは釘を以て之に緊著すべし、前項の穿口を塞ぐには鐵及螺旋釘を用ゐることを得ず。鐵製の分銅、錘及増錘の鉛を填充せざるものは分銅及増錘は上面の一部、錘は側面の一部に眞鍮片を併入し檢印を附するの便に供すべし。分銅、錘及増錘に填充する鉛の量は其全量の二十分の一に超ゆることを得ず。天秤、臺秤、桿秤は其最大重を掛けたる量を秤量とし左の定限以下の量を感じることを要す。

天秤 秤量の千分の一、臺秤 秤量の二千分の一、桿秤 秤量の二百分の一、臺秤は秤量十貫若は三十「キログラム」以上のものに限る。臺秤の目盛は秤量の二千分の一以内桿秤の目盛は秤量の二百分の一以内とす但し其感量より小にすることを得ず。二段以上目盛したる桿秤の感量は毎段に就き之を定むべし。桿秤の取緒は一緒若は二緒とす其二緒の物は之を表裏に附著すべし。調子玉ある衡器にして支點二箇以上を設けたる

ものは其支點毎に直點を附すべし。分銅は其重量、増錘は其掛量を其上面に表記すべし。但線狀の分銅は此限にあらず。錘、増錘、皿等にして其附屬する桿秤と分離し得るものは其秤桿と同一の符號を表記すべし。天秤は其秤量及感量を支柱、又は其他の部に表記すべし。臺秤は其臺の縁に桿秤は其桿の目盛の各段に秤量を表記すべし。度量衡器には製作者若くは輸入して販賣する者の記號及製作若くは輸入の年號、番號を併列して表記すべし、修葺したる度量衡器にして前項の記號、年號又は番號を識別し難きものには修葺者の記號及修葺の年號、番號を表記すべし、表記の方法は左の例に依るべし

明治卅年製(輸入若くは修葺)の第千八十號は

「記號30 一〇八〇」又ハ「記號30 一〇八〇」又ハ「記號30 一〇八〇」

記號

數箇の分銅を一組となすときは箱に納め各箇に同一の記號、年號及番號を附すべし之を各箇に附し難きときは表記することを得。度量衡器の目盛は度及衡の名稱の一倍二倍五倍若くは此倍數の十倍、百倍たるべし但し斤の目盛は本條規定の外其二分の一、四分の一になすことを得。

◎度量衡免許の事(同上)

度量衡器の製作、修葺若くは販賣の免許を受けんとする者は其願書に明治卅年四月敕令第百十六號第六條の設計書を添へ地方長官を經由し農商務大臣に差出すべし但輸入販賣の免許を受けんとする者は其旨を願書に記すべし。度量衡法第八條第三項に依り桿秤取緒錘絲の修葺をなさんとする者は本條に依り豫め其設計の承諾を受くべし。農商務大臣は免許を與へんとするときは其通知書に免許料納入用紙を添へ出願者に送付すべし、出願書は前項の免許料納入用紙に明治卅年四月敕令第百十六號第八條の免許料金額に相當する登記印紙を貼用し其通知書の日附より卅日以内に農商務省に納むべし。免許料の納入を爲しむるときは免許狀を下付すべし、免許狀を受領したるときは免許狀受領の日附より卅日以内に明治卅年四月敕令第百十六號第十一條の身元保證金を納むべし、免許を取消され若くは營業を廢止したるときは免許狀を返納すべし又之を紛失したるときは更に其下付を請ふべし。前條の免許料及身元保證金を規定の期限内に差出さるときは其出願又は免許を無効とす。身元保證金は通貨若くは公債證書を國立銀行に預入れ其預り證券を地方廳に納め置くべし但公債證書は時價に依り其貳割を増して納むべし。身元保證金の金額に減少を生じたるときは地方長官其旨を納入者に通知し完納せしむべし、前項の通知を受けたる日より十五日以内に完納せざるときは地方長官は其旨を農商務大臣に具申し處分を請ふべし。度量衡器の製作修葺若くは販賣の免許を受けたる者其營業を廢止したるときは地方長官を經由し農商務大臣に届出可し。度量衡器の製作、若くは修葺の免許を

受けたる者は其原器を備ふべし但其賣渡は地方長官を經由して農商務大臣に請求することを得、製作の免許を受けたる者は其原器及前項の分銅を製作することを得此場合に於ては地方長官の検定を受く可し、製作者は修繕に用る原器は毎年一回以上地方長官の検定を受く可し、桿秤の取緒及錘絲の修繕をなす販賣者は其修繕に要する分銅及秤架を備ふ可し。度量衡器の製作、修繕若くは輸入販賣の免許を受けたる者は其表記に用る記號を定め豫め地方長官に届出可し。度量衡法第八條第三項に依り桿秤の取緒及錘絲の修繕をなしたるときは差狂ありと認むるに於ては其旨を地方廳若しくは市町村長に届出可し。

④度量衡器の制限其製作修繕及販賣の免許並検定に関する事

(明治卅年四月 敕令第百十六號)

度量衡器の種類形状及物質を定むること左の如し(表は略す)。營業の目的に使用する度量衡器は明治卅二年に之を検定し爾後五年毎に之を検定す。度量衡器の公差を定むること左の如し但分銅は内減を許さず(表は略す)。検定すべき度器玻璃製量器の目盛及分銅の最小定限に定むること左の如し

- (度量の目盛)
- 五厘 (二尺以下の度器) 一分 (十尺未満の度器)
- 一寸 (十尺以上の度器) 鯨尺一分 (各種鯨尺度器)
- 一「ミリメートル」(一「メートル」以下の度器)

五「ミリメートル」(五「メートル」未満の度器)

五「センチメートル」(五「メートル」以上の度器)

(玻璃製量器の目盛)

全量の十分の一

(分銅)

一厘

一「センチグラム」

度量衡器の製作修繕又は販賣の免許年限は十五ヶ年とす。度量衡器の製作修繕又は販賣を願出する者は其願書に左の事項を詳記したる營業の設計書を添へ地方長官を經由し農商務大臣に差出すべし

製作、修繕を願出する者

- (一) 製作場修繕者の位置及構造
- (二) 製作修繕せんとする度量衡器の種類形状及物質
- (三) 資本金
- (四) 製作修繕に使用すべき技師職工の員數及其職業別並に諸器械の種類

販賣を願出する者及製作者にして販賣を兼る者

- (一) 販賣所の位置及構造
- (二) 販賣せんとする度量衡器の種類形状及物質
- (三) 資本金

農商務大臣前項營業の設計を不適當と認むるときは其願書を却下すべし(第六條)。度量衡器の製作修繕又は販賣の免許を受けたる者其營業の設計を變更せんとするときは地方長官を経由し農商務大臣の認可を受くべし。度量衡器の製作、修繕又は販賣の免許を受ける者は左の免許料を納むべし(第八條)。

度量衡器又は衡器の製作 金十五圓、度量衡器又は衡器の修繕、金十二圓、度量衡器又は衡器の販賣 金五圓。

度量衡器の検査を受くる者は左の検定料を納むべし(第九條)。

二段以上目盛したる度量衡器は一段毎に其検定料を納むべし但し曲り尺にして尺及「メートル」を合せ盛らざるもの此限にあらず、桿秤及臺秤にして貫と「キログラム」とを併せて目盛したるものは其目盛毎に検定料を納むべし(表は略す)

第八條の免許料及第九條の検定料は登記仰紙を以て納むべし。度量衡器の製作修復又は販賣の免許を受けたる者は左の身元保證金を納むべし、

(度量衡製作) 金三百圓 (量器製作) 金三百圓 (衡器製作) 木材、象牙、骨製桿秤金三百圓
天秤、分銅、臺秤及金屬製桿秤金五百圓 (度量衡器修繕) 金二百圓 (度量衡器販賣) 金一百圓

本令施行以前検定を受けたる度量衡器、量器の検定に付ては明治卅五年十二月卅一日迄明治卅四年勅令第七十七號の規程を適用す。

◎度量衡取締の事(明治廿五年十二月)
(縣令第七十三號)

- 一 検定吏員は毎年三回以上製作場及修繕場の定期検査をなすべし。二 検定吏員は販賣者及使用者に就き不時臨検をなすべし。三 市長町村長は毎年三回以上其部内に於ける製作場修繕場及販賣場の臨検をなすべし。四 市長町村長は其部内に於る使用者に就き特に臨検を行ふことあるべし。五 臨検主任の携帯すべき證票は左の如し但市長町村長の携帯すべき者は表面左側に其市町村名を記入するものとす(雛形畧之)。六 營業の場所にある度量衡器は反證あるに非ざれば凡て營業上使用するものと認定す。七 製作修繕原器は濕氣少く温度の劇變火災及塵埃を避くべき場所に堅牢なる臺を据へて其上に平置して保管すべし。八 製作者は第一號書式に據り修繕額並に修繕を記入し毎年七月及一月の兩度に前半年季分の報告を爲すべし。九 修繕者は第二號書式に據り修繕額並に修繕を記入し毎年七月及一月の兩度に前半年季分の報告を爲すべし。十 販賣者は第三號書式に據り買入品の額並に其代價、仕入先の宿所、姓名、總販賣額及總代價を記入し毎年七月及一月の兩度に前半年季分の報告を爲すべし。(後に書式あり)

◎国立銀行徴税法の事(明治十一年九月)
(布告第廿九號)

明治九年八月第百六號布告国立銀行條例第十五章税額の義は銀行紙幣下付高の千分の七と相定め本年七月より年々徴税云々

但納期の義は一ヶ年兩度に割合前半年分は七月卅一日限り後半年分は一月卅一日限り

其管轄處へ可相納事。

◎取引所税法の事(明治廿六年六月法律第六號)

取引所は定期賣買に付左の割合に従ひ税金を納むべし 一商品、有價證券 賣買各約定代金高万分の六箇 一國積及地方積 賣買各約定代金高万分の三箇。定期内に於ける轉賣人の賣高及買戻人の買高に係る税金は之を免除す。賣買を解約することあるも其税金は之を免除せず。取引所は每一ヶ月賣買取引を爲したる各約定代金高を翌月五日迄に管廳に届出可し、取引所税額は前項の届出に依り地方長官之を定む(第四條)。取引所税金は每一ヶ月分を翌月廿日迄に納むべし。當該官吏は地方長官の命令に依り隨時取引所並に會員仲買人に就き其賣買取引に關する帳簿書類を檢査することあるべし。第四條の届出を詐り脱税を圖り又は脱税したるときは取引所理事長を百圓以上千圓以下の罰金に處し仍取引所より其脱税に係る金額を收徴すべし。第四條の届出を怠りたるときは理事長を一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。

◎證券印紙税の事(明治十七年五月法律第十一號)

左の證書類及帳簿は金額の有無多寡に不拘下に定むる印紙を貼用すべし 但當座預り金引出し小切手は大藏省の税印を請ふことを得

第一類

◎當座預り金引出し小切手

五厘 ◎委任狀

五厘

◎金高記載なき約定證文

一錢 ◎遺金(物)證文

一錢

◎跡式讓證文

一錢 ◎讓與證文

一錢

◎期限を定めざる預金證文

一錢 ◎耕地小作證文

一錢

◎雇人請合狀

一錢 ◎金高記載なき諸物品(預)借用證文

一錢

◎地所(家屋)預證文

一錢 ◎諸物品切手

一錢

◎借地(借家)證文

一錢 ◎賣買仕切書

一錢

◎保險證文

一錢 ◎諸會社株券

一錢

◎送金手形

一錢 ◎金銭(物品)通帳一ヶ年一冊

一錢

◎金銭(物品)判取帳

廿錢 ◎結社約定書

一錢

但結社約定書に金圓授受、貸借の廉ありて其功用を確く定むる證書帳簿は金高を記載せざるも第二類の金高記載ある契約證書に準じたる印紙を貼用すべし

◎營業に關する受取證(金高五圓以上)一錢 ◎營業に關する送狀(金高五圓以上)一錢

但五圓以内の金高は五厘

◎左の證書は金高の多寡に隨ひ下に定むる印紙を貼用すべし 但爲替、約束手形は手形用紙を用ふべし

第二類

◎金銭借用證文

◎地所(家屋)賣買證文

◎金高記載ある諸物品借用證文

◎金高記載ある諸物品賣買證文

◎金高記載ある諸般の契約證書

金高一圓より二十圓迄	一錢	金高廿圓より五十圓迄	二錢
金高五十圓より百圓迄	四錢	同百圓より百五十圓迄	六錢
同百五十圓より二百圓迄	八錢	同二百圓より三百圓迄	十一錢
同三百圓より四百圓迄	十四錢	同四百圓より六百圓迄	廿錢
同六百圓より八百圓迄	廿六錢	同八百圓より千圓迄	卅二錢
同一千圓より四千圓迄	卅八紙	同千四百圓より千七百圓迄	四十四錢
同千七百圓より二千圓迄	五十錢	同二千圓より二千五百圓迄	六十錢
同二千五百圓より三千圓迄	七十錢	同三千圓より三千五百圓迄	八十錢
同三千五百圓より四千圓迄	九十錢	同四千圓以上	一圓

右の諸證書を通帳となすときは其附込見積金高に隨ひ左の印紙を貼用すべし

金高百圓迄

金四錢

但百圓以上は總て前諸證書稅率に據るべし

◎金錢常座預り證文

(一圓以上廿圓迄)

一錢

◎賣物(預り書) 小札

(廿圓以上百圓迄)

二錢

右證書を通帳となす時は其見積金高に隨ひ左の印紙を貼用すべし

金高百圓迄

金二錢

金高百圓以上

◎爲替手形◎約束手形◎荷爲替手形

金高五十圓迄一錢◎五十圓より百圓迄二錢◎百圓より二百圓迄四錢◎二百圓より五百圓迄八錢◎五百圓より千圓迄十五錢◎千圓より二千圓迄廿五錢◎二千圓以上五十圓迄前條に掲ぐる所の證書帳簿と功用を同するものは其名稱に拘はらず稅率に照し相當の印紙を貼用すべし。印紙を貼用すべき證書帳簿にして第五條の手續に循ひ印紙を貼用せざるものは民事裁判上之を受理せず但處罰を受くる後印紙を貼用したるものは此限に非ず。印紙は證書の差出人又は帳簿主に於て證書は授受の前帳簿は使用の前に貼用し證書帳簿記名の下に押捺する印を以て證書帳簿の紙面と印紙の彩紋とに於て消印すべし(第五條)。印紙及手形用紙は官の許可を得たる賣捌所に非ざれば之を賣捌くことを得ず(第七條)。印紙を貼用すべき帳簿仕切書送り狀は主任官之を檢査することあるべし(第八條)。第二類の帳簿は初丁へ附込見積金高及使用期限紙数を記載すべし但物品の授受到關するものは其代價を記載すべし(第十條)。證書帳簿に稅率の異なるものを雜記するときは各相當の印紙を貼用すべし。印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又は使用期限の満ちたるときは其旨該帳簿に記載し置き主任官檢査の節之に檢印を受く可し(第十二條)。前條の帳簿に餘白ありて尙之を使用せんとするときは第十條の手續を以て更に正當の印紙を貼用すべし(第十三條)。第二類の帳簿見積金高未だ滿たざるか又は使用期限未だ盡

さざるに紙數盡きたるときは更に紙數を増加することを得此場合に於ては其帳簿初丁見積金高又は期限の側に其事由及増加したる紙數を記載すべし(第十四條)。取換せ證書は双方とも相當の印紙を貼用すべし。證書に副證書を附し又は裏書等をなし本證書と功用を異にするもの若くは金高に増減を生ずるものは其副書又は裏書に就き更に相當の印紙を貼用すべし。此規則を犯し脱税に係るものは處罰を受くる後、證書帳簿の受取人に於て相當の印紙を貼用する事を得(第十八條)。印紙を貼用すべき證書帳簿に之を貼用せず若くは貼用不足するもの及手形用紙を用ひず若くは不足税の手形用紙を用ひたるものは脱税高貳十倍の料料又は罰金に處す其證書帳簿を受取たる者亦全じ。第十八條の場合を除く外第五條の手續に據て消印を爲さず又は他の印を以て消印したるものは印税高十倍の料料又は罰金に處す其證書帳簿を受取りたるもの亦全じ。此規則を犯したる證書帳簿に請人證人として加印したるものは各正犯に係る料料罰金の半額に相當する料料又は罰金に處す。第八條の證書帳簿の検査を拒みたるものは二圓以上廿圓以下の罰金に處す。第十條及第十三條を犯したるものは貳圓以上拾圓以下の罰金に處す。第十二條及第十四條を犯したるものは一圓以上一圓九十五錢以下の料料に處す。第七條を犯したる者は所持の印紙及賣得金を沒收し五圓以上五拾圓以下の罰金に處す。

○小切手税印押捺出願方(明治廿二年八月大告示第六七號)

證券印紙規則第二類第一類證書中當座預金引出小切手の押捺は自今大藏省印刷局構内

主税局印紙課派出所に請求すべし。

○印税押捺の小切手銀行會社にて不用の時押換を請ふを得(明治廿年六月大告示第十號)

明治十二年第卅一號布告に依り税印の押捺を受けたる小切手並十七年第十一號布告に依りて押捺を受けたる引出小切手未だ使用せざるものにして銀行會社の合併其他事故に依りて不用に屬する分は更に税印の捺換を請ふことを得但明治十七年七月以後の押捺に係るものは手数料として一割を減じ即ち舊小切手百枚に對し新小切手九枚の割合を以て税印を捺換するものとす。

○印紙類賣下賣捌の事(明治廿三年十一月敕令第二七一號)

此規則に依り賣下又は賣捌を爲すべき印紙類は左の如し、

烟草印紙 訴訟用印紙 賣藥印紙 登記印紙 證券印紙 (手形用紙共)。
 各府縣に左の印紙類賣捌人を置く。元賣捌人 府縣廳より印紙類を拂受け之を其管内に於ける賣捌人に賣渡すものとす。賣捌人 元賣捌人より印紙類を買受け之を其各需用者に賣捌くものとす。賣捌人は左の順序に従ひ之を許可すべし但し本條第三に該當するものは三ヶ年以内の期限を定め許可するものとす。一 陸海軍人其他公務の爲めに受けたる傷痍又は疾病を以て法律に依り恩給を受くる者。二 法律に依り恩給を受くる者。三 一般人民(第三條)。印紙賣捌を爲さんとする者は府縣廳に願出許可を受く可し。

煙草營業人若は其家族又は同居の者には煙草印紙、賣藥營業者請賣者行商者若は其家族又は同居の者には賣藥印紙の元賣捌及賣捌を許可せず。印紙類の賣下は其額面に對し百分の七以内の割引を爲すべし。印紙類は其代金納付の上之を下渡すべし。印紙類の賣下代金一回二千圓以上は公債證書を抵當と爲し六ヶ月以内の延期を許すことを得(第七條)。

元賣捌人及賣捌人は左の場合に於て印紙類額面に對し百分の十以内の割引を以て交換又は買戻を請求するを得但交換印紙は拾錢以上取纏めたる物に限る。一印紙類損傷又は汚染したる時。一印紙不用に歸したる時(第八條)。印紙賣捌の許可を得たるもの左の事項に該るときは其效を失ふものとす。一恩給若は扶助料を受くる者は其權利消滅若は停止せられたるとき。一賣捌區域外に移住するとき(第九條)。印紙類は許可を得たる場所の外に於て賣捌くことを得ず、印紙類は定價を以て需用者に賣捌く可し、前二項の規定に違ふ者は印紙賣捌の許可を取消するものとす。

◎印紙類賣下賣捌細則の事(明治廿三年十一月
大藏省令第三四號)

元賣捌人は本店を府縣廳所在の地に置き各收稅署所轄内は支店又は代理店を設く可し、賣捌人は各收稅署所轄内を一區若くは數區とし其區内の地勢商業等の實況に應じ府縣知事適宜其人員を定むべし。印紙類は額面に對し左の割引を以て賣下又は賣渡すものとす。

一收稅部より元賣捌人に賣下するとき(登記印紙 百分の六
其他印紙 百分の七)

一元賣捌人より賣捌人に賣渡すとき(登記印紙 百分の四
其他印紙 百分の五)

規則第八條の割引歩合は額面に對して左の如し

一賣捌人より元賣捌人に請求するとき(登記印紙 百分の九
其他印紙 百分の十)

一元賣捌人より收稅部に請求するとき(登記印紙 百分の八
其他印紙 百分の九)

印紙類の交換又は買戻を請求せんとするときは賣捌人は元賣捌人に元賣捌人は收稅部に申出可し。規則第七條の公債證書は有利息のものに限り其抵當價格は明治廿三年敕令第四號第三條に依る。印紙類元賣捌人及賣捌人は各免許賣捌所の標札を調製し戶外に掲出す可し。規則第九條の場合に於ては總て廢業の取扱に依る可し。印紙類元賣捌人及賣捌人は印紙類受拂帳簿を調製し印紙受拂の都度其種類員數及年月日を記載すべし但賣捌人に於て煙草印紙賣藥印紙を賣捌きたるときは買受人の住所氏名をも記載し置くべし。

◎印紙類元賣捌人及賣捌人心得書(明治廿三年十二月
縣令第六十二號)

一 元賣捌人及賣捌人は明治廿三年十一月縣令第二百七十一號印紙類賣下賣捌規則及同年同月大藏省令第卅四號印紙類賣下賣捌規則施行細則を遵守し尙以下の各條に従ふべし。

二 元賣捌人印紙類代金の延納を願出んとする時は第一號第二號式に依るべし。

三 賣捌人は印紙類買入帳を調製し印紙類買入を爲す毎に買入の年月日印紙の種類枚數を記入し之を携帶し買入を爲すべし。元賣捌人は前項賣捌人の携帶せし買入帳に賣渡たる證印を爲すべし。

四 元賣捌人及賣捌人は規則第八條に依り印紙類の買戻又は交換を請求するときは第三號樣式に依るべし。

五 賣捌人は左の場合に限り本縣管内居住の者より

印紙類を買取ると得但し此場合に於ては其事由及賣渡人の住所氏名を帳簿に詳記し置くべし、一 印紙類の賣捌人にして規則第九條の項目に該當するとき 一 民事訴訟身代限又は煙草賣藥業者廢業又は税金不足により滞納處分を受けたるとき 一 遺失印紙類を拾得したるものにして成規に依り當該官署より其拾得印紙類を給付せられたるとき。六 賣捌人は賣藥印紙並煙草印紙は間稅官吏の檢印ある買入帳携帶の者に限り之を賣渡すべし但其買入帳には左の事項を記載し押印すべし、一 印紙賣渡の年月日 一 印紙の種類及枚數 一 賣捌人の住所氏名。七 施行細則第七條の印紙類受拂帳は第四號式に依り記載すべし(後に書式あり)

●人民所持の印紙賣買の事(明治廿年一月大省訓令第六十五號)

印紙類賣捌人にして廢業又は二ヶ月以上休業するとき、受恩典者にして恩給を受くるの權消滅し又は恩給停止を受けたるとき、他郡區に移住するとき、賣捌を禁止せられたる時、又は印紙を所持する人民にして民事訴訟身代限又は税金不納により財産の全部を公賣する際及煙草賣藥業者廢業又は其營業稅不納公賣處分の際若くは何人に限らず遺失印紙を拾得たるものにして成規により當該官署より其拾得印紙を給付せられたるものは同府縣内に在る印紙類賣捌人に之を賣渡すことを得、但此場合に於ては印紙類賣捌人は其買取りたる事由及賣渡人の住所氏名を帳簿に詳記し置くべし。

●訴訟用印紙貼用方(明治十七年二月布告第四號)

印紙は訴狀其他書類の正本に貼用し貼用者の印章を以て消印すべし

●賣藥規則の事

載せて衛生に關する部にあり

●狩獵法の事(明治廿八年三月法律第二十號)

●獵具獵法 第一條 此法律に於て狩獵と稱するは銃器、各種の網、放鷹、黏繩又は撿を以て鳥獸を捕獲するを謂ふ 第二條 暴發物据銃若は危險なる罾及陷阱を以て鳥獸を捕獲することを得ず 第三條 日出前、日没後又は市街、人家稠密の場所、衆人群集の場所に於て若は銃丸の達すべき虞ある建物、船舶、汽車に向て銃獵を爲すことを得ず 第四條 左に掲ぐる場所に於ては狩獵を爲すことを得ず 一 御獵場 二 禁獵制札ある場所 三 公道 四 公園 五 社寺境内 六 墓地 七 柵、柵、圍障又は作物植付ある他人の所有地及免許を受けたる他人の共同狩獵地但し所有者又は管理人の承諾を得たる時は此限にあらす 第五條 地方長官は土地所有者の出願又は其他の理由に因り必要と認むる場合に於ては禁獵制札を建つことを得 第六條 狩獵を爲さんと欲する者は地方長官に願出で免許を受くべし但し柵、柵、圍障ある所有地内に於て銃器を使用せずして狩獵を爲す者は此の限に在らず 第七條 從來地方の慣行に依り一定の區域内に於てれば再び免許を受くことを得ず 第七條 從來地方の慣行に依り一定の區域内に於て共同狩獵を爲す者は地方長官を経由して農商務大臣に願出で免許を受くことを得但し

其出願に關する規則は農商務大臣之を定む。第八條 免狀を分ちて甲乙の二種とす、甲種免狀は銃器を使用せずして狩獵を爲す者に下付し乙種免狀は銃器を使用して狩獵を爲す者に下付するものとす。第九條 免狀を受くる者は左の區別に従ひ免許税を納むべし、

- 一等 所得税十五圓以上若は地租二百圓以上納むるもの
- 二等 所得税三圓以上若は地租四十圓以上納むるもの又は一等に相當する者の家族
- 三等 一、二等以外の者

- 甲種金五圓
- 乙種金十圓
- 甲種金一圓五十錢
- 乙種金三圓
- 甲種金五十錢
- 乙種金一圓

第十條 甲種免狀の有効期限は十月十五日より滿一ヶ年とし乙種免狀の有効期限は十月十五日より翌年四月十五日迄とす。第十一條 免狀の使用は本人に限る者とす但助手を要する獵法にありては免狀を有せざる者を同伴することを得。第十二條 獵者は出獵の際免狀を携帯すべし、警察官、憲兵、森林官及市町村長は獵者の免狀を檢査することを得。前項の場合に於て獵者は免狀の檢査を拒むことを得ず。第十三條 免狀を亡失したるときは其地の所轄警察官署及當初之を下付したる官廳に届出べし、免狀を亡失し若は毀損したるときは其再渡又は書換を請求することを得此場合に於ては手数料金廿五錢を納むべし。第十四條 十六歳未滿の者は乙種免狀を受くることを得ず。第十五條 免狀は其效力を失ひたる日より卅日以内に當初之を下付したる官廳に返納すべし。第十六條 遊歩規程の制限ある外國人にして狩獵免狀を受くる者は甲種金五圓乙種金十圓の免許

税を納め其規程内に限り狩獵することを得若し其規程外に於て狩獵したるときは該免狀は爾後無効のものとす。鳥獸保護 第十七條 保護を必要とする鳥獸を捕獲し又は之を販賣することを禁ず但し捕獲の禁止又は停止以前に於て捕獲したる鳥獸は其禁止又は停止の日より二週間以内にて於て販賣するは此限に在らず、飼養に係る保護鳥獸は前項期日後と雖も農商務大臣定むる所の規則に依り販賣することを得、捕獲を禁止し又は停止すべし保護鳥獸の種類及期限は農商務大臣之を定む。第十八條 捕獲を禁ずる鳥類の卵又は雛を取り若は之を販賣することを禁ず。第十九條 捕獲を禁ずる鳥獸と雖も學術研究其他特別の理由に因り捕獲を要するときは地方長官は特に其許可を與ふことを得。有害鳥獸を驅除する爲め必要を認むる場合に於ても亦同し。罰則 第九條 第六條第一項に違背して狩獵を爲し又は第十四條に違背して乙種免狀を受けたる者は參圓以上參十圓以下の罰金に處し第九條に違背して免狀を受けたる者は七圓以上七十圓以下の罰金に處す。第十條 第一條第一項第三條第四條第一乃至第六に違背したる者は六圓以上五十圓以下の罰金に處す。前項の處罰を受けたる者の免狀は其效力を失ふものとす。第十二條 第四條第七第十二條第三項第十七條第一項第十八條に違背したる者は二圓以上廿圓以下の罰金に處す但し第四條第七に付ては土地所有者又は管理人の告訴を待て處斷す。第十三條 第十二條第一項、第十三條第一項、第十五條に違背したる者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。

●狩獵法施行細則の事(明治廿八年三月農商務省令第四號)

狩獵法第一條に掲ぐる各種の網は罽罽、投網、霞網、其他の張網とし罽罽は流し罽、張網繩とし又罽は高換、千木換とす、狩獵免狀を受けんと欲する者は願書に免狀の種類及住所族籍職業氏名年齢を詳記し且狩獵法第廿一條の處罰を受けたることの有無及若し處罰を受けたることあるときは其年月日を附記すべし(第二條)。狩獵免狀の再渡又は書換を請求するときは其手数料は登記印紙を以て納むべし、前項の登記印紙は請求書に貼付消印すべし。狩獵免狀を受けたる者にして族籍氏名を變換し又は住所を移轉したる時は地方長官に又其移轉の地、他の管轄廳に屬するときは甲乙兩地の地方長官に三十日以内に届出べし、禁獵制札の建設を要する者は其理由を詳記し地方長官に届出可し但該建設費は出願者の負擔とす。地方長官に於て建設すべき禁獵制札の雛形左の如し〔雛形略之〕(第七條)。共同狩獵地の免許を受けんと欲する者は免許期限を定め其地形面積を記載したる圖面及其土地に於ける狩獵の慣行を詳記したる書類を願書に添付し地方長官を経由して農商務大臣に出願すべし、免許の繼續を出願するときは亦同じ(第八條)。共同狩獵地の免許を受けんと欲する場所官有に屬する時は豫め管轄廳に願出で使用の許可を受く可し若し其場所他人の所有に係る時は所有者の承諾を受くべし。前項の許可若くは承諾を受けたるときは第八條の願書に其書類の寫を添付すべし。共同狩獵地の區域を變更せんと欲するときは其の地形面積及變更の區分を明記したる圖面を願書に添付し

地方長官を経由して農商務大臣に出願すべし、共同狩獵地を廢したるときは地方長官を経由して農商務大臣に届出べし。共同狩獵地には其周圍五十間を超へざる距離毎に見易き場所を撰み左の雛形に依り木標を建設し其旨警察官署に届出べし〔雛形略之〕(第十一條)。公益の爲め必要と認むるときは又は免許人第十一條の制限に従はざるときは共同狩獵地の全部若くは一部に對して免許を取消すことあるべし(第十二條)。第十一條第二條は狩獵法第二十四條第二項の獵區にも適用す。左に掲ぐる鳥獸は捕獲することを禁ず

一 鶺鴒 一 燕(岩燕を除外) 一 小雀 一 日雀 一 四十雀 一 五十雀 一 柄長 一 鷓鴣 一 杜鵑 一 郭公 一 三光鳥。左に掲ぐる鳥類は三月十六日より十月十四日迄捕獲することを停止す 一 雉 一 鶺鴒。左に掲ぐる鳥類は四月十六日より八月十四日迄捕獲することを停止す 一 鶺鴒 一 掠鳥 一 鷓鴣 一 雲雀 一 鷓鴣 一 小啄木 一 雷鳥 一 松鷄 一 鳩(鴿を除外)。牝鹿は十月一日より七月十五日迄牝鹿は十月一日より十一月卅日迄捕獲することを停止す。營業の爲め保護鳥獸を飼養する者は捕獲禁止又は停止の日より二週間を経過したる翌日現在の名稱及員數を卅日以内に所轄警察官署に届出べし、前項の鳥獸にして蕃殖又は斃死したるときは其年月日及鳥獸の名稱員數を卅日以内に所轄警察官署に届出べし(第十九條)。保護鳥獸を販賣したるときは其買受人の住所氏名年月日及鳥獸の名稱員數を卅日以内に所轄警察官署に届出べし。

●狩獵法出願者心得(明治二十八年四月群馬縣令第廿四號)

狩獵法又は狩獵法施行細則に依り縣廳又は農商務省に差出すべき諸願届書は總て所轄警察官署を経由すべし。狩獵願書には狩獵法施行細則第三條に要する事項の外使用に供する獵具の種類を詳記し且狩獵法第九條の區別に係る納税等級に關する市町村長の證明書を添付すべし。禁獵制札建設の許可を得たる者は狩獵法施行細則第七條の雛形に倣ひ制札を調製し所轄警察官署へ差出し其記載を請ふべし。狩獵法第十九條に依り鳥獸の捕獲又は驅除を要する時は左事項を詳記し所轄警察官署を経て縣廳へ願出許可を受く可し、

一 住所族籍職業氏名年齢 二 捕獲を要するものは其理由並に捕獲すべき鳥獸の種類員數期限三週間以内に限る及捕獲の方法 三 驅除を要するものは其被害の狀況並に驅除すべき鳥獸の種類期限區域圖面を要す及驅除の方法

前條の許可を得たる者は其捕獲又は驅除したる鳥獸の種類員數を毎月五日限り前月分を取調へ所轄警察官署を経て縣廳へ届出可し。

◎狩獵法施行細則第十四條に掲ぐる鶴の事(明治廿八年四月 警第一二七號)

狩獵法施行細則第十四條に掲ぐる鶴とは其各種を總稱したる儀に有之も鶴(コウヅル)は右の内に包含せざる趣を以て農務局長より通牒有之云々。

◎狩獵免許稅徵收の事(明治卅年三月 法律第七號)

狩獵法に依り政府に納むる免許稅は稅額に相當する印紙を狩獵免許出願書に貼用して納むるものとす。

◎特別輸出入港に關する事(明治廿九年十月 敕令第三一六號)

外國貿易の爲め帝國臣民所有の船舶の出入及貨物の輸出入を爲すべき港は左の如し
筑前國博多、肥前國唐津、肥前國口ノ津、越前國敦賀、伯耆國境、石見國濱田

◎昆布木材及板を不開港場より外國輸出特許に關する手續(明治廿四年十月 大省令第廿四號)

昆布木材及板の三品を不開港に於て外國通航船に積載し外國に航行の特許を得んとする者は其都度左の書式に據り大藏大臣に出願すべし(書式後)。前條の特許に據り不開港に於て輸出貨物を積載せんとする船舶は其積載港管轄區内の開港に於て稅關官吏の乘監を請ふべし但積載港若し稅關出張所を設けたる港なるときは官吏を乘監せしめざることもあるべく、其乘監に係る費用は出願人より辨納すべし。又貨物積載港に於て貨物を船積せんとするときは乘監官吏の検査を受くべし。又貨物の輸出に關し貨主より稅關に對し爲すべき一般の手續は貨物積載港管轄區内の開港に於て出願人之を履行すべし。

◎地方稅營業稅雜稅納稅者心得(明治廿九年十二月 縣令第九十三號)

一 地方稅營業稅雜稅課目課額並に地方稅賦課規則に依り地方稅營業稅雜稅の賦課を受くべき者は此規則に依り市に在ては市長に町村に在ては町村長を経由郡長に差出すべし但町村に在ては届書二通を要す。二 前條納稅義務者は別に定むる所の規則に據り課稅に關する事實調査の爲め當該吏員に於て店舗其他の營業場に臨檢するを拒むことを

得ず。三、引續き納税義務者にして年税（船車税を除く）の賦課を受くる者は第一號書式に倣ひ其業目及課税標準並課税物件を詳記し毎年一月卅一日迄に届出べし但し絲操業は毎年七月卅一日現在益數を即日届出べし。四、前年間の實數に據り課税を受くべき者は帳簿を備ひ課税標準に關する事實を記載し調査の節之を提供すべし但し他の法律規則に據り帳簿の設けあるものは本文設備の限に非ず。五、新に年税の業（漁業を除く）を開始する者又は店舗其他の營業場を増設する者は第二號書式に倣ひ其業目及課税標準を詳記し開業後十日以内に届出べし。六、新に漁業を爲さんとする者は前條書式に準し課税標準を詳記し就業前（特に許可を受くべし）届出べし。七、新に月税の業を開始する者は第三號書式に倣ひ其業目及課税標準を詳記し開業後三日以内に届出べし。八、日税の業を開始する者は第四號書式に倣ひ其業目及課税標準を詳記し即日（警察署の認可を受くべきものは其の許可を受けたる後廿四時間以内に）届出べし。九、屠畜は其種類頭數を前條に依り届出べし。十、新に乘馬を飼養し又は農馬等に鞍を掛け乗用せんとする者は使用前届出べし。十一、廢業轉業又は課税標準の増減變更若くは課税物件（船車を除く）の増減等は第五號書式に倣ひ其時々届出べし。十二、船車を新調又は變更したるときは第六號書式に倣ひ其種類頭數を詳記し使用前所轄郡市役所に届出檢印を受く可し。十三、船車を賣買（新規にあつたらば）讓與したるときは管内他郡市に係るものは第七號第八號書式に倣ひ五日以内に各所轄郡市長に届出買受讓受人に於ては使用前所轄郡市役所の檢印を受く可し。十四、前條他府縣に係るものは第七號第八號書式に倣ひ買受讓受は使

用前所轄郡市役所に届出檢印を受く可し又賣渡讓渡は所轄郡市役所に届出檢印を請ふべし。十五、營業稅雜種稅納稅義務者にして轉住する者管内他郡市に係るときは第九號第十號書式に倣ひ前住地所轄郡市長へは轉住當日迄に届出後住地所轄郡市長へは開業當日又は物件使用前届出檢印を受く可し但他府縣へ轉住する者は其前日迄に所轄郡市長に届出檢印あるものは之か消却を請ふべし。十六、營業稅雜種稅納稅義務者にして改姓名代替又は一郡内に於ける轉住及船車の賣買讓與は第八號乃至第十號書式に倣ひ十日以内に所轄郡市長に届出べし。十七、船車の檢印磨滅或は修繕の爲め檢印ある部分を取換へたるときは第十一號書式に倣ひ直に所轄郡市長に届出更に檢印を受くべし但し車類の舊檢印ある部分は之を持參すべし。十八、廢車解船又は破船せし時は第十二號書式に倣ひ五日以内に所轄郡市長に届出檢印の消却を受くべし但水火盜難等に依り船車を亡失したるときは直に所轄郡市長に届出べし其發見したるときは又同じ。十九、常に出稼を業とする者又は納期若くは第二條届出季節に際し他出する者は納稅辨理人又は届出代人を定め連署を定て豫め市町村長へ届出べし。廿、地方稅營業稅雜種稅の賦課を受くる左の營業者は第一號錐形の標札を自費調製市役所町村役場の檢印を受け之を店頭に掲出すべし又廢業せしとき檢印の消却を請ふべし但し明治廿三年一月縣令第二號地方稅營業稅雜種稅調査規則第十一條に依り既製掲出の分は更に調製するに及ばず、

一 商業（他の成規に依り標札を掲ぐるも又は露店行商を除く以下同じ）

一 工業（職工を除く）

- 一 料理屋
- 一 待合茶屋
- 一 飲食店
- 一 理髮人
- 一 水車。
- 一 遊船屋
- 一 芝居茶屋
- 一 湯屋
- 一 遊藝師匠

廿一 第三第五乃至第十八に依り届出を爲さず又は第二に違ひ臨検を拒み又は第四に違ひ帳簿の提供を爲さず若くは虚偽の届出を爲したる者は十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す。
(後に書式あり)

蠶種取締規則の事(明治廿九年六月 縣令第六十三號)

第一條 本則に於て蠶種と稱するは原種用種及び製絲用種にして製造の翌年に至り使用するものをいふ。第二條 蠶種を製造し又は之を販賣し又は其仲買を爲し又は之を飼育する者は總て本則を遵守すべし、他府縣製造の蠶種を販賣せんとする者亦同じ。第三條 本縣に現住する者にして蠶種の製造を業とし又は之を販賣し又は其仲買を爲さんとするときは縣廳に願出で鑑札を受く可し。一人若くは數人の代人と爲り蠶種を販賣するもの亦同じ。第四條 自己の雇人にあらざるものをして蠶種の製造を補助せしめんと欲するときは其補助人の住所姓名及び製造所の所在を記し連署の上縣廳に届出つべし。第五條 仲買人は第一號書式に准し毎年賣買明細帳を作り賣買の額賣先買元を詳細に記録し

最終の記入を爲したる日より滿一ヶ年間之を保存すべし。第三條 仲買人の出所不明の蠶種を賣買すべからず。第七條 第三條第四條の願届書記載の事項に異同を生じたる時は一週間以内に縣廳に届出つべし。第八條 第三條の鑑札を受けたる者廢業又は死亡し又は轉居したるときは本人又は其相續人若くは親族より一週間の内に其旨縣廳に届出で鑑札を返納し若くは鑑札の書換を請ふ可し。第九條 蠶種を行商するときは必ず鑑札を携帯すべし。第十條 鑑札は名義人の外使用することを許さず。第十一條 蠶種製造の用に供する蠶種は原種用種に限る、原種用種は框製に限る。第十二條 蠶種は本縣蠶種検査規則に據り検査若くは検閲を受く可し。第十三條 本縣検査所の検査印なき蠶種は賣買授受し又は所持し又は飼育することを得ず。第十四條 蠶種製造人は検査を了る迄蠶種の製造に供したる原種用種の掃殻を保存すべし。第十五條 原種用種製造人は原種用種の各區劃の表面に番號を付し別に之と同番號を有する紙袋を作り每區劃に産卵したる母蛾を納れ一紙毎に取纏め検査の時期に至る迄之を保存すべし。第十六條 蠶種製造人は餘付けを爲し又は左に掲ぐる繭を製造用に供すべからず、
一 同切繭 二 簿皮繭 三 汚 繭 四 形狀不正なる繭。
第十七條 蠶種原紙には其表面に春夏秋冬蠶の別及び種類の名稱を記し裏面に製造人の住所姓名を記印すべし。第十八條 截賣用の蠶種を製造又は販賣せんと欲する者は豫め原紙の裏面に截斷區劃を印し每區劃に前條の記入を爲すべし。第十九條 自製の蠶種に他

人の製造名義を付し又は他人の製造したる蠶種に自己若くは其他の者の製造名義を付することを許さず。第二十條 不正の目的を以て原紙の全部又は一部を貼換へ若くは剝取することを得ず、原紙に記載押捺の文字又は印章を改竄塗抹し若くは摩殺することを得ず、前二項の形跡あるものは總て賣買授受することを許さず。第二十一條 蠶種製造人は毎年三月卅一日迄に其年に於て蠶種製造の爲め掃立つべき原種用種の蠶數及製造見込額を第二號書式に據り縣廳に届出つべし、前項届出後其數を増減したるときは蠶種検査開始前に之を届出つべし。第二十二條 毎年製造の蠶種發賣期日は九月一日とす。第二十三條 第三條第四條第五條第六條第九條第十條第十六條に違背したる者は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す。第二十四條 第十三條第十九條第二十二條に違背したるものは一圓以上拾圓以下の罰金に處す。第二十五條 本縣製造の製系用種にして管外に輸出するものは當分の内検査を行はず但其蠶種は検査所の検閲を受く可し。前項の蠶種は更に検査を受くるに非ざれば管内に於て賣買授受することを得ず。第二十六條 自家用の製系用種は検査を行はず但し検査所の検閲を受く可し。前項の蠶種と雖も本人の希望あるときは検査を爲し検査證印を與ふることあるべし。第二十七條 第二十五條に違背したる者は第二十四條の罰金に處し第二十六條第一項但書に違背したるものは第二十三條の科料に處す。第二十八條 學術研究の目的を以て本會の規定に依らず蠶種を飼育せんと欲する者は縣廳に願出で許可を受く可し。第二十九條 第十八條は當分の内之を延期す。第三十條 明治廿六

年縣令第十九號原種用蠶種検査施行手續に據り原種用蠶種の製造販賣代人販賣仲買販賣鑑札を受けたるもの及明治廿八年縣令第卅八號蠶種取締規則に依り蠶種の製造販賣仲買販賣代人販賣鑑札を受けたるものは本則に依り更に鑑札を受くるに及ばず。第三十一條 本則に據り下付する製造販賣仲買販賣代人販賣鑑札の雛形左の如し(雛形畧)(書式後にあり)。

蠶種検査規則の事(明治廿九年六月 縣令第六十四號)

第一章 總則 第一條 本縣に於て製造又は販賣する蠶種は本則に據り検査を受く可し、他府縣製造の蠶種にして本縣に於て販賣するもの亦同じ。第二條 蠶種検査員は知事之を任命す。第三條 蠶種検査所の位置検査區域及び検査開閉の期日は知事之を告示す。第四條 知事は必要と認むるときは前條検査所の區域内に出張所を設けることあるべし。第五條 検査出願人は現品に第一號又は第二號書式の願書を添へ所轄検査所に差出すべし。第六條 検査は出願の順序に依り之を行ふ但第十四條第二項第十五條第二項第二十三條第二項の検査は他の検査を終りたる後之を行ふものとす。第七條 検査員検査願を却下するときはその蠶種に却下印を押捺すべし。第八條 検査終了したるときは出願人は検査證印を受くる爲め検査員の告知に依り其期日迄は受驗蠶種を持参すべし、出願人は検査員の検査又は決定に對し異議を申立つることを得ず。第九條 出願人は受驗蠶種を受取るときは検査所を立去る前に於て自ら蠶種の員數検査證印捺印等の有無を検す

へし若し其後に至り員数の不足又は印章の誤押脱漏等を申立つるも検査員其責に任せざるものとす。第十條 検査員は自己の検査したる蠶種の裏面に自己の検印を爲すべし。第二章原種用種検査 第十一條 原種用種の検査出願人は受檢蠶種に母蛾及び掃殻を添へ差出すべし、検査員は出願人又は其代人と立合の上毎紙の母蛾に各原紙と同番號を付して之を領置し掃殻には檢閱印を捺し受檢蠶種と共に出願人に返付すべし。第十二條 掃殻中に左に該當するものあるときは其検査願を却下すべし、

一 蠶種取締規則第二十條に該當するもの 二 原種用種の検査に合格せざりしもの 三 會て検査を経ざりしもの 四 會て全部の檢閱を経たるもの。

第十三條 検査出願人掃殻を差出すこと能はざるときは其理由を詳記し二名以上の證人連署の上検査員に届出つべし但し検査員は場合に依り製造人の證明を求むることを得、検査員は前項の届書を調査し正當の理由ありと認め難きときは其願書を却下すべし。

第十四條 母蛾の存在せざる原種用種は製絲用種として検査を受くるとを得但し亡失母蛾一部に止まるものは該母蛾産卵の區劃を除き殘餘を検査するものとす、前項亡失母蛾産卵の區劃は截斷の上更に製絲用種として検査を受くるとを得。第十五條 掃殻母蛾共に存在せざる時は出願人は其理田を詳記し二名以上の證人連署の上検査員に届出つべし但し検査員は場合に依り製造人の證明を求むることを得、検査員は前項の届書を調査し正當の理由ありと認めるときは製絲用種として検査を行ひ正當と認むること能は

ざるときは願書を却下すべし。第十六條 原種用種は各母蛾に就き顯微鏡を以て微粒子の有無を検じ無毒なるときは其産卵區劃に無毒印を捺し有毒なるときは有毒印を捺し之を出願人に下戻すべし、出願人は前項の検印を受くる爲め検査員の告知に依り受檢蠶種を持參すべし。第十七條 製造人前條の検印を受けたるときは有毒區劃を截除し他の無毒區劃を以て之を填充すべし但し之れが爲めに原紙の表裏に記印せる文字印章等を截斷するに至るべき時は更に他の原紙を撰み無毒區劃のみを貼付し蠶種取締規則第十七條に規定したる記印を爲し検査員に差出すべし、検査員は前項に依り差出したる新原紙の表面に原種用種合格の印を捺し之を出願人に下戻すべし。第十八條 前條の有毒區劃は更に製絲用種として検査を受くるとを得。第十九條 製絲用種検査 第十九條 製絲用種の検査出願人は蠶種の種類に依り之を區別し各其掃殻を添へ差出すべし、検査員は二名以上立合の上各一種類を一括とし一括毎に毎紙肉眼鑑定を行ひ最劣等の者より順次番號を付すべし、第十二條の規定は本章の検査にも之を適用するものとす。第二十條 卵粒を塵落する時は出願人立合の上最初第一號より第四十號まで毎紙の卵粒約百粒を塵落し且つ第四十一號以下末號まで數等に區別し每等三枚乃至五枚宛を撰抜し同上之を塵落すべし。第二十一條 卵粒を塵落したるときは之を紙包に納れ原紙と同番號を付し検査材料として領置し掃殻には檢閱印を捺し受檢蠶種と共に出願人に返付すべし。第二十二條 検査の成績に依り第四十號以下の毎紙の卵粒を要するとき検査員の告知に依り直に其蠶種を

持參すべし。第廿三條 受檢蠶種の掃殻存せざる時は其出殻繭共に存在せざる時は其亡失の理由を詳記し二名以上の證人連署の上検査員に届出づべし但し検査員は場合に依り製造人の證明を求むることを得、検査員は前項の届書を調査し正當の理由ありと認むるときは検査を行ひ正當と認むること能はざるときは願書を却下すべし。第廿四條 出願人は第十四條第二項又は第十八條に依り検査を受くるときは其區劃を新原紙に貼付し之に新番號を付し検査員に差出すべし。第廿五條 検査は第十九條の番號の順序に従ひ第一次に於て初號より第廿號迄を取り毎紙に就き病毒の歩合を検出す前項の検査に於て不合格のものあらざるときは初號より末號に至る其全一括の蠶種を合格と認定し若し不合格のものあるときは更に次號より毎次各二十枚を取り之を検査すること前の如く全不合格のものなきに至る迄此方法を行ふものとす。第廿六條 病毒の検査は毎紙より卵粒五十粒を取り之を十鏡面に分ち毎鏡面に就き微粒子の有無を検す。第廿七條 前條の検査に於て有毒四鏡面を超へざるものを合格とし其餘を不合格とす。第廿八條 框製の製糸用種にして母蛾を検査するときは總て第二章の規定を適用するものとす。第廿九條 検査終了したるときは検査員は受檢蠶種の裏面に検査證印を押捺し出願人に交付すべし。第卅條 管外に輸出する製糸用種又は家用製糸用種の檢閱を受くるときは各其蠶種限りの別番號を付し其掃殻を添へ検査所に差出すべし、検査員は其蠶種に管外輸出製糸用種又は家用製糸用種の印を捺し掃殻には檢閱印を捺し共に出願人に返付

すべし。第卅一條 飼育者合同して特定の蠶種製造人に依りし製造せしめたる蠶種の検査手續は知事之を定む。第卅二條 本則に依り押捺する諸印章の雛形は左の如く之を定む(雛形略之)(書式後にあり)

蠶種特別検査規則の事(明治廿九年六月 縣令第六十五號)

本則に依り蠶種の特別検査を請はんと欲するものは左の各項を詳記し毎年三月卅一日限り縣廳に願出許可を受く可し(第一條)。

- 一 合同購買組合の規約及組合員の住所氏名
- 二 蠶種製造人の住所氏名
- 三 購買せんと欲する蠶種の種類名稱及其枚數

本則は蠶種販賣を目的とする會社組合等に適用せず。出願人は本則に關する一切の事務を處辨せしむる爲め總代人一名を選定し第一條の出願を爲すと同時に之を届出つべし。第一條の出願を許可したるときは知事は検査員を製造地に出張せしめ検査を爲さしむべし但検査は本縣蠶種検査規則に依る(第四條)。知事に於て必要ありと認めたるるとき出願總代人より申立ありたるときは検査員をして掃立後成繭に至る迄蠶兒成育の状況を適宜視察せしむることあるべし。第四條の検査に合格したる蠶種は本縣蠶種検査所の檢閱を経合格證印を受く可し検査に關する費用は出願人之を負擔すべし。出願人許可を得たる後製造人と解約したるときは直に之を届出つべし。前條の場合に於て既に爲したる検査は總て之を取消すものとす。

◎特許條例の事(明治廿一年十二月勅令第八十四號)

新規有益なる工術機械製造品及合成物を發明し又は工術機械製造品及合成物の新規有益なる改良を發明したる者は特許を受けることを得。特許とは發明者に他人をして其承諾を経ずして前項の發明を製作使用又は販賣せしめざる特權を許することをいふ尤も飲食物嗜好物醫藥並其調合法及特許出願以前公に用ひられたる物(但試験の爲め公に知られたること二年以内の者は此限に非ず)は特許を受けることを得ざるものとす。特許を受けんと欲する者は一發明毎に發明の明細書及必要の圖面を添へ農商務大臣に出願すべし但し其願書明細書及圖面は特許局に差出可し。特許の年限は五年十年十五年の三種とす。特許に關し出願又は請求する者は左の手數料を納む可し(一)特許を出願するとき一發明毎に金五圓(二)特許の賣買讓與共有又は書入契約の登録を請求するとき一件毎に金拾圓(書入は五圓)(三)特許證の再下付を出願するとき證書一枚毎に金一圓(四)特許證の改訂又は明細書中の削除を出願するとき一發明毎に金五圓(五)審判を請求するとき一事件毎に金七圓。特許證又は改訂特許證を受くる者は一證書毎に左の區別に従ひ特許料を納むるものとす(1)四年の特許 金廿圓(2)十年の特許 金卅圓(3)十五年の特許 金四十圓。(後に書式あり)

◎意匠條例の事(明治廿一年十二月勅令第八十五號)

工業上の物品に應用すべき形狀模様若は色彩に係る新規の意匠を按出したる者は其意匠

の登録を受け之を専用することを得尤風俗を害すべき物登録出願以前公に知られ又は公に用ひられたるものは登録を受くることを得ざるものとす。意匠の登録を受けんと欲する者は一意匠毎に明細書及圖を添ひ農商務大臣に出願すべし但其願書明細書及圖面は特許局に差出可し。意匠専用の年限は二年五年七年及十年の四種とす。意匠に關し出願又は請求する者は左の手數料を納むべし(一)意匠出願者は一意匠には物品一類毎に金五十錢(二)登録意匠の買讓與共有又は書入契約の登録を請求するとき一意匠に付物品一類毎に金三圓(書入契約は一圓)(三)登録證の再下付を出願するとき證書の一枚毎に金壹圓(四)登録證の改訂を出願するとき一意匠に付物品一類毎に金二圓(五)審判を請求するとき一事件毎に金七圓。意匠登録證又は改訂登録證を受くる者は意匠を應用する物品一類毎に左の區別に従ひ登録料を納むべし(1)三年の専用 金一圓(2)五年の専用 金二圓(3)七年の専用 金四圓(4)十年の専用 金八圓。(後に書式あり)

◎商標條例の事(明治廿一年十二月勅令第八十六號)

自己の物品を表彰する爲め商標を使用せんと欲する者は其商標の登録を受け之を専用することを得商標は特別著明なる圖形字形又は其結合を以て要部と爲すべし尤も風俗を害すべき物商品普通の名稱若は内外國の國旗章のみを以て要部と爲すもの及び他人の登録商標又は登録出願以前より他人の使用する商標と同一若は類似にして同一商品に併用せ

んとするものは登録を受くる事を得ざるものとす。一商標の登録を受けんと欲する者は商標毎に明細書及見本を添へ農商務大臣に出願すべし但其願出明細書及見本は特許局に差出可し。一商標専用の年限は二十年と爲す。一商標に關し出願又は請求する者は左の手数料を納むべし。(一)商標の登録を出願するとき一商標に付商品一類毎に金一圓(二)登録商標の賣買讓與又は共有契約の登録を請求するとき物品一類毎に金一圓(三)登録證の再下付を出願するとき證書一枚毎に金壹圓(四)登録證の改訂を出願するとき一商標に付商品一類毎に金二圓(五)審判を請求するとき一事件毎に金七圓。商標登録證又は其改訂登録證又は其續用登録證を受くる者は其商標を使用する物品一類毎に金二十圓を納むべし。(後に書式あり)

◎同業組合の事(明治十七年十一月農務省第二十七號達)

重要物産の改良蕃殖に關する農工商の業に従事する者にして同業者或は其營業上の利害を共にする者組合を設けんとするときは適宜に地區を定め其地區内同業者四分の三以上の同一を以て規約を作り管轄廳の認可を請ふ可し。同業組合の規約に掲ぐ可き事項は左の如し(一)組合を組織する業名及組合の名稱(二)組合の地區及事務所の位置(三)目的及方法(四)役員の撰擧法及權限(五)會議に關する規定(六)加入者及退去者に關する規定(七)費用の徵收及賦課法(八)違約者處分の方法。右の外組合に於て必要となす事項。組合の設けある地區内に於て組合員と同業を營む者は其組合に加盟すべし。

し。同業組合は同業組合の資格を以て營利事業を爲すことを得ず。同業組合は總て其事業及費用決算表を毎年管轄廳に報告すべし。

◎官有地特別處分の事(明治廿三年七月敕令第百卅五號)

内務大臣は左の場合に限り官有地を競争に付せず隨意の契約を以て貸渡し又は賣渡すことあり、一直接公用に供する爲め又は公共の利益となる事業の爲府縣郡市町村及公共組合又は其地の起業者に官有地を貸渡し又は賣渡すとき。二不用に屬する官有地一ヶ所の坪數百五十坪に滿たず其評定價格二百圓以内の物を賣渡又は其貸渡料一ヶ年五圓以内にして貸渡期限五ヶ年以内の物を貸渡すとき。三鑛山に於ける鑛物運搬冷温泉場に於ける汲泉場又は導泉敷地の如き官許を興へたる主たる事業に直接附隨し必要缺く可からずと認めたる官有地を其事業者に貸渡し又は賣渡すとき。四會計法施行以前土地の形質を變更し又は建物を建設するか爲め貸渡ししたる官有地を其借地人に賣渡し又は引續き貸渡し時。

◎官有森林原野及產物特別處分規則(明治廿三年四月敕令第百十九號)

農商務大臣は左の場合に限り官有森林原野及其產物を競争に付せず隨意の契約を以て貸渡し又は賣却することを得、(1)官廳又は公共の用に供する森林原野を貸渡若は賣渡及其建築材料を賣渡すとき。(2)開墾若は牧畜の爲め森林原野を貸渡し若は賣渡すとき。(3)鑛業の爲め森林原野を貸渡若は建築材料又は薪炭材料を賣渡すとき。(4)植樹の爲め森林原野を貸渡すとき。(5)非常の災害に罹りたる地方人民の爲め建築材料を賣渡すとき。(6)從業

慣習に由り地元人民に木竹薪炭下草棘小柴若は土石を賣渡すとき (7) 部分木を仕付人に賣拂ふとき (8) 社寺建築營繕の爲め該社寺土地の木材若は土地を賣渡すとき (9) 地押調査に因り發見したる開墾地を其開墾人に賣渡すとき (10) 建築其他の用に供すべき土石を發見したる場合に於て之を其發見人に賣渡すとき (11) 季節ある生産物を賣拂ふとき (12) 開墾牧畜若は植樹の爲め貸渡したる森林原野を貸渡し若くは産物を賣渡すとき (13) 部分方法に由り林産物製造の爲め其原料を請負人に賣渡すとき (14) 見積借地料一ヶ年金二百圓に超へばる森林原野を貸渡すとき (15) 林業附帯の用に供する爲め森林原野を貸渡し若くは産物を賣渡すとき (16) 十町歩以下にして見積代價金二百圓に超へばる森林原野の民有地又は道路河川に介在せるものを接近地の所有者へ賣拂ふとき (17) 見積代價金二百圓に超へざる主副産物を賣拂ふとき (18) 河海沼湖濠池の埋立に要する土石を賣渡す時。

農商務大臣は競争入札に付したる物件の豫定價格に達せず該入札を取消したる場合に於て爾後卅日以内に豫定價格より低からざる代價を以て同一物件の拂下を望む者あるときは隨時之を賣拂ふことを得。農商務大臣は相當の年限を定め社寺土地官林の全部又は幾部を該社寺に委託し其林地の使用を許可し又は其林地の産物を下付することを得。農商務大臣は社寺土地官林又は特別の縁故ある官有森林原野にして存置を要せず認めたるものは其社寺又は其縁故あるものに限り隨意の契約を以て賣渡すことを得。農商務大臣は森林保護の爲め必要と認むるときは制限を付し地元人民に森林の副産物を無料にて

採取せしむることを得。農商務大臣は森林手入の爲め採取したる産物の全部又は一部を手入料として下付することを得。

◎官有森林原野及産物特別處分手續の事(明治廿三年七月農訓第三十四號)

原野賣渡願書は地方長官宛にて地元町村長を経由して所轄官廳に差出すべし其願書には賣渡出願に係る原野所在の國郡町村名地目反別素地相當代價を記載し且事業方法書收支豫算書及實測圖を添付すべし。原野賣渡願書は總て書留郵便を以て差出すべし。原野の賣渡は總て豫約の方法に依り代價を納付したる後に非ざれば其所有權は移轉せざるものとす其代價は事業成功の後拂受人又は其保證人より所轄官廳に納付すべし。

賣渡の豫約を爲すべき原野の反別は四百歩以内とす事業の成功期限は先づ十五年以内と定むべし。賣渡の豫約を爲したる土地の使用料は總て之を納むるを要せず。左に掲ぐる條項は拂受人に於て遵守すべし。一賣渡豫約に係る土地は所轄官廳の許可を得ずして他人に賣渡すを得ず、一賣渡豫約土地に對する負擔及其土地より生ずる損害は拂受人其責に任ず。一拂受人は賣渡豫約許可の日より滿六ヶ月以内に事業に着手すべし。一賣渡豫約土地内に在る木竹其他指定したる物件は拂受又は特別の契約をなすに非ざれば拂受人に於て之を採取し若は使用すべからず。一拂受人は許可を得たる日より十日以内に標杭を境界に建設すべし。一事業は必ず豫定の方法書に依て之を爲すべし。

◎直接公用に供したる官有土地水面の使用免許又は直接公

用に供せざる官有土地水面の貸下若くは(山林を)賣渡豫約

請願手續(明治廿九年四月
縣告示第六十五號)

一 直接公用に供したる土地水面の使用免許を請はんとするときは第一號式の願書に第九號式の實測圖及第二號式の使用方法書を添付差出すべし但水面埋立て又は築瀬張筒水車其他にして工事の施設を要するものは其工事計畫書を添附すべし。一 直接公用に供せざる土地水面及山林原野の貸下を請はんとするときは第三號式の願書に第九號式の實測圖及第二號式の借用方法書を添附差出すべし但借用ヶ所に對し工事の施設を要する者は其工事計畫書を添附すべし。一 直接公用に供せざる官有土地を開墾又は水面の埋立若くは原野の開墾牧畜等の爲め賣渡豫約を請はんとするときは第四號式の願書に第九號式の實測圖及第五號式の事業方法書收支豫算書等を添附差出すべし但原野の賣渡豫約を請はんとする者は書留郵便を以て地元市役所又は町村役場へ差出すべし水面埋立て其他にして工事の施設を要する者は其工事計畫書を添附すべし。一 第二項第三項の許可を受けたるときは其許可の日より十日以内に第六號式又は第七號式の請書を差出すべし。

一 買受豫約地(水面)の事業成功したる部分に對し其所有權の移轉を請はんとするときは第八號式の願書差出すべし。(後に様式あり)

● 林產物公賣の事(明治廿二年五月
農商務告示第四號)

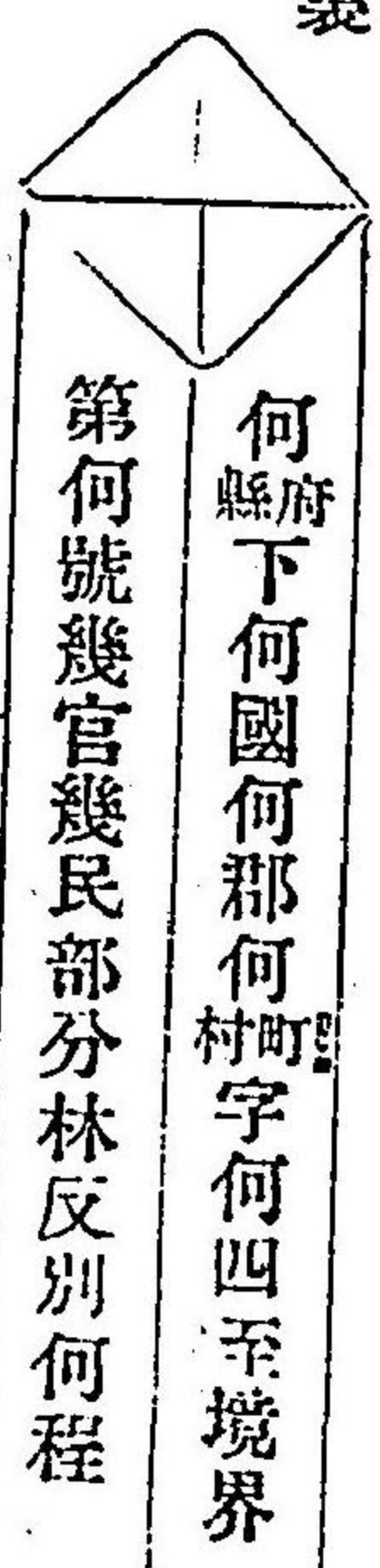
左の諸項の一に觸るゝ者は入札を爲すことを得ず、一 林產物を買受け其代金滞納中の者

二 官林に關する損害賠償若は違約金の辨償を終へざる者 三 入札に付すべき物件に對し罪を犯したる者。入札せんと欲する者は該物件若は其標本又は明細書及此規定並に特別契約書案其他該契約に必要な條件を熟覽し豫じめ不都合なき様心得置くべし。入札人は入札書を作り入札保證金と共に豫定の時日に入札所に持参し入札掛員の面前に於て右保證金の員數を改め之を封じて入札掛員に差出したる上にて入札すべし。左に掲ぐる入札は無効とす、一 入札書の要領不明なるもの 二 誤字脱字汚染塗抹其他に由り金員及び氏名を認知し難きもの 三 開札に立會はざるもの、入札。入札は豫定代價以上の最高額入札人を落札人と定む。落札となるべき同價格の入札二名あるときは其入札人をして即時に再入札を爲さしめ尙同價の入札あるときは直に抽籤を以て落札人を定む。落札人定まりたるときは即時に落札代金十分の一以上に當る内金を契約保證金として拂込むべし。

● 部分木仕付條例の事(明治十一年三月
內省布達甲第四號)

樹木なき官有の山野官に於て差支これなき時は人民の願に依り之を貸渡し地味に適當せる木種を植挿せしめ其幾分を官納し自ら其幾分を納めしむる之を名けて部分木といふ但官林伐木跡と雖も従前部分の慣行有之箇所は本文に準ずるを得べし(第一條)。前條の旨趣を以て官地を拜借せんとする者は先づ該所の段別を測量し地味の適否を審査し別紙第一號書式に照らし地方廳に願出可し。樹木部分の方法は運輸の便否地味の善惡人民希望

の厚薄に依り二宮八民（假令は百本立木なれば廿本を官收し八十本は人民に附與するを云）以上實際適宜に之を區分すべし。前條掲ぐる所の部分方法は成木の上立木の儘分配するあり又は伐木の節官民に於て各評價人を出し總計金額を豫算し金員を以て配賦するあり共に官民協議の上適宜に之を定むるものとす但不得已事故あつて官に於て該地入用の節は相當代價を以て其民有に當れる樹木を買上ぐべし。官は地所の貸渡料を取立ざるべし借人は植挿養護を担任するものとす。植挿の後樹木成育するに於ては手入伐木せんと欲するときは前以て地方廳に願出べし地方廳に於て實地點檢不都合なきものは之を許可し斐除の樹木は悉く仕立主に下付すべし但し十五年以後に至り抜伐する木品は最初の約束に基き各之を配賦す可し。地所拜借願濟の上は四至境界を正し仕立主に於て左の通の標木を建設するものとす。



仕立主の都合に依り其部分木仕付の權を他に讓渡さんとする時は其事實を詳記し地方官に願出可し。樹木植立濟の上は其旨地方廳に届出で之が檢査を受くべきものとす

何年何月植付
仕立主何郡何町何村何氏名

(後に書式あり)

◎地租の事(明治十七年三月布告第七號地租條例)

◎地租 地租百分の二ヶ半即ち地券面の價格百圓に付金二圓五十錢を納稅せしむ尤も地租は年の豊凶に由りて増減せず。有租地を區別して二類となす、第一類田畑郡村宅地市街宅地鹽田鑛泉地 第二類池沼山林牧場原野雜種地。第一類中又は第二類中の各地目變換するものを地目變換と謂ひ第二類地に勞費を加へ第一類地と爲すものを開墾と謂ひ第一類地又は第二類地の山崩川欠押堀石砂入川成海成湖水成等の如き天災に罹り形地を變じたるものを荒地と謂ふ。公立學校地郷社地墳墓地用惡水路溜地堤塘井溝鐵道用地禁伐林及公衆の用に供する道路は地租を免す。市街宅地々租は該年七月卅一日翌年一月卅一日を限り兩期に其五分宛を徵收す。

一期	該年九月二日より	同	同	五分
二期	該年九月卅日限り	同	同	五分
三期	該年十一月一日より	同	同	五分
四期	該年十一月卅日限り	同	同	五分
五期	該年十二月十六日より	田方	同	二分五厘
六期	該年十二月十五日限り	同	同	同
	同 二月一日より	同	同	同
	同 二月廿八日限り	同	同	同
	同 三月一日より	同	同	同
	同 三月卅一日限り	同	同	同
	同 五月一日より	同	同	同
	同 五月卅一日限り	同	同	同

◎地租名稱區別の事(明治七年十一月布告第百二十號)

租税及土地、勸業に関する部

◎官有地 第一種 「地券を發せず」地租を課せず地方税を賦せざるを法とす 一皇宮地
 一神地。第二種 「地券を發せず」地租を課せず地方税を賦せざるを法とす尤府縣所有の
 地は「地券を發せず」唯帳簿に記入す但此地にある官舎を貸渡す時は借地料を賦すべし
 一皇族賜邸 一官用地。第三種「地券を發せず」地租を課せず地方税を賦せざるを法とす
 但人民の願により右地所を貸渡す時は其間貸地料を納めしむべし 一山岳、丘陵、林藪、
 原野、河海、湖沼、池澤、溝渠、堤塘、道路、田、畑、屋敷、等其他民有地にあらざるもの 一鐵
 道線路敷地 一電信架線柱敷地 一燈明臺敷地 一各所の舊蹟名區及公園等民有地に
 あらざるもの 一人民所有の権理を失ひし土地 一民有地にあらざる堂宇敷地及墳墓地
 一行刑場。第四種 「地券を發せず」地租を課せず地方税を賦せざるを法とす 一寺院、
 大中小學校、説教場、病院、貧民院等民有地にあらざるもの◎民有地 第一種 「地券を發
 し」地租を課し地方税を賦するを法とす 一人民各自所有の確證ある耕地宅地山林等を
 いふ但此地賣買は人民各自の自由に任ずと雖潰地開墾等の如き大に地形を變換するは官
 の許可を請ふを法とす 一人民數人或は一村或は數村所有の確證ある學校病院郷倉牧場
 秣場社寺等官有地にあらざる土地をいふ但此賣買は其所有者一般の自由に任ずと雖も潰
 地或は開墾等の如き大に地形を變換するは官の許可を請ふを法とす。第二種 「地券を
 發して」地租地方税を賦せざるを法とす 一官有にあらざる鄉村社地及墳墓地等をいふ
 一民有の用悪水路、溜池敷、堤敷及井溝敷地 一公衆の用に供する道路但其地形を變換

するときは管轄廳の許可を請ふべし。

(參照) 民有地地種變換に関する事務は本年十二月一日以後收稅署の管掌に屬せしむべ

し(明治二十六年十一月)
(大藏省訓令第三十八號)

◎土地分合賣買讓與質入手續(明治二十二年十一月)
(大藏省訓令第六七號)

一筆の土地を分合して賣買讓與質入を爲さんとするものは其登記請求前に於て明治廿年
 四月當省訓令第二十五號の手續を爲さしむべし

明治廿年四月大藏省訓令第二十五號土地分合筆取扱手續 第一條 一筆ノ土地ヲ分割シ
 二筆以上ノ土地ヲ合併セントスルモノハ其段別地價及野取圖ヲ添ヘ市町村役場を經由
 シ郡區役所ニ届出シムヘシ。第二條 市町村長ハ第一條ノ届書ヲ受領シタルキハ奥書
 ナナスヘシ若シ段別地價ノ分配ニ於テ不適當ト認ムルコトアルキハ實地臨檢ノ上其旨
 ヲ說示シ承服セザルモノハ意見書ヲ作り郡區役所ヲ經由シ地方廳ヘ具申セシムベシ。
 第三條 地方廳ハ第二條之具申書ヲ受領シタルキハ規則ノ手續ニ依リ更ニ實地審査シ
 適當ノ地價ヲ定メテ之ヲ所有者ニ示達スヘシ。

◎土地臺帳の事(明治廿二年三月)
(勅令第廿九號)

土地臺帳は地租に関する事項を登録するものにして市の土地臺帳は府縣廳に於て町村の
 土地臺帳は島廳郡役所に於て之を設け其事務を取扱ひ登記所に於て土地所有の移轉及質
 入の登記を爲したるときは土地臺帳所管廳に通知すべく土地臺帳の謄本を要するものは

土地一筆に付金二銭の割合を以て手数料を拂ひべし。

④土地收用法の事(明治廿二年七月法律第十九號)

左の種類の工事に要する土地は内閣に於て公共の利益にして必要なることを認定したる後收用法を適用することを得但國防上の工事に關する認定は此限にあらず、一國防其他兵事に供する土地、二政府府縣郡市町村及公共組合の直接の公用に供する土地、三官立公立の學校病院其他學藝及慈善の用に供する土地、四鐵道電信船路標識及測候所の建設用地、五河川溝渠の掘鑿道路橋梁埠頭水道及下水の築造用地、六防火及水害豫防並檢疫所火葬場其他公衆の衛生に要する土地。

一前條の工事の爲め土地を收用又は使用せんとするの必用あるときは起業者は工事計畫書並圖面を製し地方長官に差出すべし。一工事の認定を得たる後起業者は工事準備のため其土地に立入り測量又は検査をなすことを得。一前條の場合に於ては起業者より工事準備のため立入るべき場所及期日を豫め其地の市町村長各所有者に通知すべし但準備の爲に生ずる損失は起業者之を補償すべし。

⑤地目變換又は開墾に關する事(明治十七年三月第七號布告地租條例)

地目を變換し若くは第一類地を第二類地に變換したるときは地方廳に届出可し。地目變換の土地は五年以内に於て地價を修正し六年目より修正地價に依り地租を徵收す。第二類地を第一類地に變換したるものは五年間其地價を据置六年目に至り之を修正す。開墾

を爲さんとするときは地方廳に届出べし。前項の開墾地は開墾着手の年より十年目に其成功の部分に對し地價を修正す、十年以内に成功し能はざる開墾を爲さんとするときは地方廳に願出、第二類地の許可を受く可し、第二類地は卅年以内とす但年期中は原地價に依り地租を徵收す、官有地を開拓して民有に歸せし土地は其素地相當と認むる所の地價を定め尙十年以内の第二類地を許可す但年期中は現定價に依り地租を徵收す若し年明に至り事業成功に至らざるものは更に廿年以内の第二類地を許可す、官有の水田を埋立民有に歸せし土地は五十年以内の新開免租年明を許可す若し年明に至り事業成功に至らざるものは更に廿年以内の第二類地を許可す、耕地の區畫若し形狀を變更する爲め又は地目を變換する爲め開墾に等しき勞費を要するものは卅年以内は地價据置年明を許可せらるゝことあるべし。

⑥地租地圖願届手續(明治廿六年十二月縣令第五十四號)

土地に關する願届は地租條例及同條例施行細則に従ふは勿論尙左の各條及書式に従ふべし。有租地中の各地目に包含する種類左の如し、

第一類

- 田 未定田 沼田 流作田
- 畑 未定畑 流作畑 切換畑 燒畑 山畑
- 郡村宅地 堂宇敷地 水車敷地 社寺境内

鹽田 鹽畑 鹽溜 製鹽場 未定鹽濱
鑛泉地 温泉地 冷泉地

第二類

池沼 堀 養魚地 水車溝 蓮池 井戸敷
山林 崖地 竹木雜生地 櫛山 竹藪 柴草 萱山 石山
牧場 野地 草地 芝地
原野 秣場 蒲生地 草地 芝地 萱野 柴生地 野地 藪地
雜種地 網干場 罽干場 濱地 舟揚場 荷揚場 造舟場 流木置場 布晒場
物置場 土揚場 稻干場 海岸砂地 土取場 石砂置場 荒蕪地 廢道
路 廢水路等。

地價を査定し又は修正すべき土地にして其近傍又は町村内に其地力を比較すべき類地なきときは左の算則に依り取調ふべし、田畑は收穫利率及検査石代（地租改正に用ゐたる利率六朱石代は米一石に付金五圓拾錢麥一石に付金一圓八十六錢）に依り其種肥料を收穫の一割五分とし收穫の内より種肥料を引去り其殘數に検査石代を乘し實と爲し田畑以外の地目は取得金を以て實とす、地租率〇、〇三（地租改正の時用ゐたる率即ち百分の三）地方税率〇、〇一（地租改正の節村費と稱せしもの）利率〇、〇六（地租改正の節民利と定めたるもの）を合和し〇、一〇となりたるものを法と爲す、法を以て實を除し得る數を地價と爲す但地價は厘以下切捨て錢位に止む

べし 其地租を算出するは厘以下四捨五入して厘位に止むべし。 地目變更したる時は第一號書式に第一類地を第二類地に變換したるときは第二號書式に依り其時々届出づべし。開墾を爲さんとするときは第三號書式に依り其時々届出づべし。前條の開墾地は地價修正の當年に至り其一月卅一日限り第四號書式に依り地價査定の義願出づべし。十年以内に成功し能はざる開墾を爲さんとするときは第五號書式に依り其時々届出づべし。前條の開墾期は前條の開墾期に成功し能はずして其繼年期を請ふときは第六號書式に依るべし。前條の開墾地は年々期明の翌年一月卅一日限第七號書式に依り地價査定の義願出つべし。開墾の目的を達せず之を廢止せんとするときは第八號書式に依り其時々届出つべし。有租地の荒地となりたるときは第九號書式に依り日數卅日以内に免租の義願出つべし。荒地免租年期明に至り原地價に復せず低價年期を請ふときは第十號書式に依り其年一月卅一日限り願出つべし。荒地免租年期明に至り尙の荒地の形狀を存し繼年期を請ふときは第十一號書式に依り其年一月卅一日限り願出つべし。荒地免租年中再荒に罹りたるときは第十二號書式に依り日數卅日以内に年期更正の義願出づべし。荒地免租年期明及低價年期明に至り原地價に復したるもの又は他の地目に變じたるものは第十三號書式に依り其年一月卅一日限り地價査定の義願出づべし。官有地を開拓して拂下又は下々渡を受けたるときは第十四號書式に依り素地々價査定及墾下年期付與の義日數卅日以内に願出づべし。新開地免租年期付與願は第十五號式に依り日數卅日以内に

願出づべし。開拓地及新開地年明に至り事業成功に至らざるもの繼年期を請ふときは第十六號書式に依り其年一月卅一日限り願出つべし。開拓地及新開地年明に至り地價の査定を請ふときは第十七號書式に依り其年一月卅一日限り願出つべし。耕地區畫若くは形狀を變更する爲め地價据置年期を請はんとするときは第十八號書式に依り其時々願出つべし。地目を變換するに開墾に等しき勞費を要するか爲め地價据置を請はんとするときは第十九號書式に依り其時々願出つべし。耕地變更及地目變換地價据置年期明に至り地價修正を請ふときは第二十號書式に依り其年一月卅一日限り願出つべし。官有地の拂下又は下け渡を受けたるときは第二十一號書式に依り日數卅日以内に地價査定を義願出つべし。民有地第二種を同第一種に組替を請はんとするときは第二十二號書式に依り地種組替及地價査定を義其時々願出つべし。民有地第一種を同第二種に組替を請はんとするときは第二十三號書式に依り地種組替及免租之義其時々願出つべし。田畑の畦畔を廢除し其本地に編入を請はんとするときは第二十四號書式に依り地價更正の義其時々願出つべし。田畑の畦畔を廢除し其本地以外の地目を爲すときは第二十五號書式に依り地價査定を義願出で其一類地と爲すものは第二號書式に依り開墾の義其時々願出つべし。田畑の畦畔を新設したるときは第二十六號書式に依り免租の義其時々願出つべし。本地の内書と爲しある土地を開墾せんとするときは第二十七號書式分裂届に第二十八號及第三號書式の書面を添付差出すべし。本地の外書に記載ある免租地を分裂したる時及之を開墾せんとす

るときは第二十九號書式に依り地價査定願書に(開墾せんとするときは)第三號書式に依り届書を添付し其時々差出すべし。土地分裂又は合併して(合併は合同地目のものに限り)變換又は賣買讓與質入等を爲さんとするときは其分裂に係るものは第卅號書式に合併に係るものは第卅一號書式に依り其時々届出つべし。反別其他に誤謬を發見し訂正を請はんとするときは第卅二號書式に依り其時々願出べし。地圖に誤謬あることを發見し訂正を請はんとするときは新舊圖面を添ひ隣地地主連署願出つべし。前各條の願届書に添付する圖面は第卅三號乃至第卅六號書式に依るべし。土地の異動に依り願届書を爲したるものは受検査前其地主に於て每筆字地番地目反別地主氏名及異動の名稱を記載せる畝杭を建て四隣の境界を明瞭に爲し置くべし。實地検査の節は其市町村役場吏員及地主若くは地主總代人は其現場に立會ふべし。地主總代人を撰み調査を爲さしめ其總代人より願届書を差出すときは委任狀を添付すべし。(後に書式あり)

○御料地貸下其他の手續(明治廿三年三月 縣告示第十二號)

一 御料地は總て地盤の拂下を爲さざる者と雖も公共便益の爲め河川道路水路堤塘等に要するときは其事實不得止もの限り拂下又は無代下付するとあるべし。二 御料地の内其編入前既に借地部分木植付及雜産物拂下等の聽許を得目下年期中に係る者は該期明迄は從前聽許の儘据置く者とす但年明により再願するものは第三條以下の手續に據るべし。三 御料地を借用せんとするものは明治廿九年四月本縣告示第六十五號に準據す

べし。四 無立木の御料地に部分木仕付を爲さんとするものは明治十一年二月内務省甲第四號布達部分木條例に依り出願すべし但部分木條例に據り出願するものは明治十一年六月内務省甲第十四號布達を遵守すべし。五 立木竹を拂受けんとする者は現場に就き篤と取調願書には其木種本數目通等を詳記し相當代金を付し而して其地籍(郡町村大字字地番反別等をいふ)を傍記し身元慥なる保證人二名以上連署出願すべし。六 雜産物及土石を拂受けんとするものは明治十六年四月本縣甲第十五號布達及廿二年一月縣令第三號書式に準據すべし。七 御料地貸下料及諸産物拂下代は納入告知書指定の期日内に第二國立銀行支店又は出張所へ現金を以て納入すべし。八 立木竹拂下聽許を得たるもの伐木期限の義は明治廿二年三月縣令第十七號伐木規程に準據すべし。九 願書に記する細目は何々御料地とし總て縣知事宛にて所轄郡役所を経由出願すべし。

●官有土地内雜産物(雜草、肥料等)及土石拂受手續(明治十六年四月縣令第十五號同廿二年一月縣令第三號)
一村若くは數村入會官有地に發生の雜草、肥料等(肥料等)の爲め刈取を要する時は相當の代金を附し年季拂下げ出願許可を得べきは勿論に候處自然舊慣に泥み無願刈取候向も有之候ては不都合に候條自今刈取を要する時は左の書式に照準し必ず出願許可を得べし云々(甲第十五號)。官有土地内の土石掘取を要する向は左の書式に倣ひ出願許可を得べし但一時限り掘取の向も該書式に準據すべし(縣令甲第三號)。書式何れも後にあり

●官有地の地盤にして其上木(枯樹木は之を除く)拂下許可したるもの伐木

規程の事(明治廿二年二月 縣令第十七號)

一 官木拂下の聽許を得たるものにして其木數の多寡を問はず現木引渡を受けたる日より滿一ヶ年以内に伐木及木材搬出を爲すべし但薪炭木種にして萌芽の季節間特に禁伐の期限を示したるものは該日數を算入せず。一 前項期限内に伐採或は搬出爲し難き理由あるときは其事實申出更に許可を得べし但其期限初期に超過するを得ず。一 特に伐木及搬出の期限を明示したるものは前二項の例に據らず。一 伐木期限經過するときは拂受けの權利は消滅するものとす故に假令伐採殘木あるも總て官有に歸す此場合に於ては其殘木に係る代金の返還を求むることを得ず。

●學事に關する部

●諸學校通則の事(明治十九年四月 敕令第十六號)

一 師範學校を除くの外各種の學校又は書籍館を設置維持するに足るべき金額を寄附し其管理を文部大臣又は府縣知事に願出するものある時は之を許可され官立又は府縣立と同一に之を認めらるゝことを得但し寄附人の望に依り其名稱を附すことを得。一 寄付金は其寄附人より指定せし用途の外に支消することを得ず。一 學校幼稚園書籍館等の設置變更廢止其府縣立に係るものは文部大臣の認可を経べく廢止は府縣知事に上申すべし。一 凡教員は文部大臣若くは府縣知事の免許狀を得たるものたるべし。

●地方學事通則の事(明治廿三年十月 法律第八十九號)

町村は教育事務の爲め町村學校組合を設くるものとす。市町村及町村學校組合は小學校教育事務の爲め之を數區に分畫す。一區若は數區をして専ら使用せしむる小學校に關しては其區内に住居し若くは滞在し又は土地家屋を所有し營業（店舗を定めざる行商を除く）をなす者に於て設立維持の責に任す尤其區の所有財産あるときは其收入を以て先づ其費用に充つべし、市制第六十條町村制第六十四條の區長並其代理者は命令に従ひ其區に屬する國の教育事務を補助執行す。府縣郡市町村は教育事務の爲め學務委員を置くべし。市町村内若くは町村學校組合内の區は小學校教育事務の爲め學務委員を置くことを得。府縣郡市町村學校組合及市町村内若は町村學校組合内の區は學校基本財産を設くることを得。其財産は某學校の爲め又は數學校を通じて之を設くることを得。其基本財産の廢設並支消賣却交換讓渡質入書入は監督官廳の許可を受く可し其收入を教育に關する目的の外に使用するとき亦同じ。教育に關する寄付金あるときは其基本財産に組入るべし尤も寄附者其使用を指定するときは此限にあらず。府縣及郡は歲出の殘餘又は歲入の幾分を増加して學校基本財産となる。

○小學校令の事（明治三十三年十月）
（敕令第二百十五號）

○小學校の本旨及種類 小學校は兒童身体の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎を其生業に必須なる普通の智識技能を授くるを以て本旨とす。小學校は之を分て尋常小

學校及高等小學とし市町村若くは町村學校組合又は其區の負担を以て設置するものを私立小學校とし徒弟學校及實業補習學校も小學校の種類とす。○小學校の編制 尋常小學校の教科目は修身讀書作文習字算術体操とす。高等小學校教科目は修身讀書作文習字算術日本地理日本歴史外國地理理科圖畫唱歌体操とし女兒の爲には裁縫を加ふるものとす尤も高等小學校に於ては土地の情況に依り農科商科工科の一科若くは教科の専修科を置くことを得。尋常小學校の修業年限は三ヶ年又は四ヶ年とし高等小學校は二ヶ年三ヶ年又は四ヶ年とす。小學校の休日は日曜日の外毎年九十日以内とす。小學校の教科用圖書は文部大臣の檢定したるものに就き小學校圖書審査委員に於て審査し府縣知事の許可したる者に限る。審査委員は府縣に置き府縣官吏府縣參事會員尋常師範學校長教員及小學校教員を以て之を組織す。○就學 兒童滿六歳より十四歳に至る八ヶ年を以て學齡とす。學齡兒童を保護すべき者は其兒童の尋常小學校の教科を卒らざる間は就學せしむる義務あるものとす。貧窮又は兒童の疾病其他已むを得ざる事故の爲め學齡兒童を就學せしむること能はざるときは就學の猶豫又は免除を市町村長に申出つべし。市町村長は前項の申立に依り必要なりと認むるときは又は前項の申立なきも猶必要なりと認むるときは學齡兒童若くは兒童を保護すべき者に就きて檢査を行ふことを得、市町村長は前項の申立又は檢査に依り就學を猶豫又は免除するときは監督官廳の許可を受くべし。學齡兒童を保護すべき者は其兒童を市町村立小學校又は之に代用する私立小學校に出席せしむべし若し家

庭又は其他に於て尋常小學校の教科を修めんとするときは其市町村長の許可を受くべし
◎小學校に關する府縣郡市町村の負担及授業料 市町村立小學校の設置に關する市町村
及町村學校組合並區の負担の概目は校舍校地校具体操場農業練習場の供給及支持小學校
教員の俸給旅費等小學校に關する諸費 市町村立小學校に就學する兒童を保護すべき者
は授業料を納むべし。授業料は市町村に屬する收入とす。一家の兒童同時に數名就學す
る時は授業料を減ずるとを得。市町村長は兒童を保護すべき者貧窮なる場合に於ては授
業料の全額若は一部を免除すべし。授業料は物品若くは勞力を以て之に代ふるを許すと
を得。郡視學の給料旅費退隱料等は郡の負担とす其額及支給方法は郡會の議決に依り府
縣知事の許可を受けて之を定むべし。小學校教員檢定委員及檢定に關する費用にして府
縣に屬する者並小學校教科圖書審査委員及審査に關する費用は府縣の負担とす◎小學
校長及教員 小學校の教員中某教科目を教授する者を專科教員とし其他を本科教員と
す。小學校教員中教科目を補助教授し又は一時教授する者を准教員とし其他を正教員と
す。小學校の教員は小學校教員免許狀を有する者たるべし。市町村立小學校長及教員の任
用解職は府縣知事之を行ふ。同教員は市町村長に於て薦舉する所の三名以下の候補者に
就き府縣知事之を任ずるものとす。府縣知事前項の候補者適當ならずと認むるときは再
び薦舉を爲さしめ適當ならずと認むるときは薦舉に依らずして直に之を任ずべし。前
の薦舉は教員の欠員を生じ又は新に其位地を設けたる日より廿八日再薦舉は其命せられ

たる日より十四日以内に之を施行すべし若し其期間内に施行せざるときは府縣知事は薦
舉に依らずして直に之を任ずべし。學校長は府縣知事其學校教員中に就きて之を兼任
するものとす。教員の給料額及旅費額の標準並給料旅費其他諸給與の支給方法は府縣知
事に於て之を規定し文部大臣の許可を受くべし、前の給料額及旅費額標準の範圍内に於
て教員に交付すべき給料及旅費の額は市參事會又は町村長の意見を聞き府縣知事之を確
定す。前教員の給料の若干分は土地の使用又は物品を以て之を換給することを得但此場
合は府縣知事に於て之を規定し文部大臣の許可を受くべし、前項に依り換給する土地の
使用又は物品の價格は市町村の申出に依り監督官廳之を確定す其確定したる價格は監督
官廳に於て必要なりと認むるときは之を許さることを得◎管理及監督 郡に郡視學一
名を置き府縣知事之を任免す。郡視學は府縣税を以て支辨する郡吏員と同一の待遇を受
くるものとす。郡視學は郡長の指揮命令を受けて郡内の教育事務を監督す。市町村長は
市町村に屬する國の教育事務を管掌し市町村立小學校を管理す但し學校長若くは首坐教
員の管理に屬する事務は之を監督す。市は教育事務の爲め市制第六十一條に依り學務委
員を置くべし但市會の議決に依るの限にあらす、委員には市立小學校男教員を加ふべき
ものとす其數は委員總數四分の一に下るとを得ず、委員中教員より出づるものは市長之
を任免す。町村は教育事務の爲町村制第六十五條に依り學務委員を置くべし但町村會の
議決に依るの限にあらす、委員には町村立小學校男教員を加ふべきものとす其數は委員

總數四分の一に下ることを得ず、委員中教員より出づるものは町村長之を任免す。町村は教育事務の爲め町村條例の規定に依り町村内の區に學務委員を置くことを得。委員に依り學務委員を置くべし、町村學校組合は教育事務の爲め條例の規定に依り學務委員を置くことを得、本條の委員には町村立小學校男教員を加ふべきものとす。特別の事情ある町村若しくは町村學校組合に於ては府縣知事の許可を受け學務委員を置かざることを得。

●私立小學校代用の事(明治廿四年三月文部省令第一號 同年十一月文部省令第十七號)

市は其區域内にある私立尋常小學校を以て市立尋常小學校の設置若しくは其一部の設備に代用せんとするときは該私立小學校設立者と協議の上府縣知事の許可を受くべし、町村及町村學校組合は其區域内にある私立尋常小學校を以て町村立尋常小學校の設置若しくは其一部の設備又は兒童教育事務の委託に代用せんとするときは該私立小學校設立者と協議の上郡長の許可を受くべし、その協議を遂ぐべき事項は 一 代用期限 二 代用私立小學校に於て入學を許すべき兒童の住する區域 三 代用私立小學校に於て入學を許すべき兒童の定員 四 代用私立小學校に對する補助金の給否及金額 五 其他府縣知事に於て必要とする事項。代用の期限は代用せんとする私立尋常小學校の修業年限の二倍に超過することを得ず但期限満るの後更に代用せんとすることを得。私立尋常小學校は

設立來三ヶ年を経過して教育上相應の成績ある者に非ざれば代用私立小學校たることを得ず。代用私立小學校授業料規則は府縣知事之を定め文部大臣の許可を受くべき其授業料の納附上に關し設立者の取計に異存ある者は市町村長若しくは町村組合長の處分を請ふことを得。監督官廳は私立小學校の代用を以て學政上に必要ならず若しくは不利なりと認定するときは其代用を解除せしむべく、市町村及町村學校組合は其代用を解除せんとするときは代用私立小學校設立者と協議の上監督官廳の許可を受く可し若し其協議整はざるときは監督官廳の處分を請ふことを得。代用私立小學校設立者は其代用を解除せんとするときは市町村若しくは町村學校組合と協議の上市内に在る學校に就きては府縣知事、町村内に在る學校に就きては郡長の許可を受くべし若し其協議整はざるときは府縣知事若しくは郡長の處分を請ふことを得。その許可又は處分を請ふは三ヶ月以前に於てすべし尤も特別の事情あれば此限にあらす、又その設立者は先づ代用解除の許可を経ざれば其學校を廢止することを得ず。

●町村立學校幼稚園書籍設置變更廢止の事(明治廿三年一月 縣令第三號)

學校幼稚園書籍館を設置せんとするときは町村立は町村長より私立は其設置者より左の各項に従ひ伺出認可を受く可し分校設置のとき亦同じ、小學にあらざる學校の設置伺書に記載すべき事項 一 設置の目的 二 位置(郡町村大字々番地) 三 名稱 四 學科學期課程表試驗表及教科用圖書表(様式畧) 五 入學退學始業終業時限休日賞罰及授業料寄

宿舍等に關する規程 六校長教員學力品行及設立者履歷 七校長教員等職務に關する規程 八敷地校舍の圖(方位各室の名稱及窓戶の位置)及其坪數所有の別 九圖書器械器具の種別及其員數 十經費收支豫算及其細目 十一資産の種別及其收益員數 十二將來維持の方法。學校幼稚園書籍館の變更廢止は設置の手續に準し事由を具して認可を受くべし其私立に係るもの、廢止は開申すべし。私立學校幼稚園書籍館の設立者死亡し尙之を繼續せんとするものあるときは更に其履歷書を添へ認可を受くべし。

●小學校祝日大祭日儀式次第の事(明治廿五年六月 縣令第四十三號)

第一 紀元節天長節元始祭神嘗祭及新嘗祭の日に於ける儀式次第左の如し但未だ 御影を拜戴せざる學校に於ては第四款第五款(前段)第九款の式を省く、一兒童の父母親戚及其他市町村住民の參觀者着席 二兒童一同着席 三市町村長學校長教員其他學事に關係ある市町村吏員着席 四學校長若しくは首席教員恭しく 御影を奉開す(一同最敬禮)五學校長若しくは首席教員恭しく 御影の前に進み最敬禮を行ひ且一同に代り 天皇陛下皇后陛下の萬歳を奉祝す(此間一同最敬禮) 六學校長若しくは首席教員教育に關する敕語を奉讀す(此間一同起立終りて最敬禮) 七學校長若しくは教員小學校祝日大祭日儀式規定第一條第三款に基き演説す(參照第一條第三項 學校長若しくは教員恭しく教育ニ關スル 敕語ニ基き 祝日大祭日ニ相應スル演説ヲ爲シ 皇意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ 歴代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ叙シ若しくは 君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム) 八唱歌 學校長教員及兒童合唱(一同起立) 九學校長若しくは首席教員 御影を奉開す(一同最敬禮) 十、一同順次退席。第二 孝明天皇祭、春

季皇靈祭、神武天皇祭及秋季皇靈祭の日に於ける儀式は第一條第一款第二款第三款第七款第八款及第十款の次第に依り之を行ふべし。第三 一月一日に於ける儀式は第一條第一款乃至第五款及第八款乃至第十款の次第に依り之を行ふべし但未だ 御影を拜戴せざる學校に於て式を省くと第一條但書に同じ。第四 前各條の儀式を行ふの際唱歌用に供する歌詞及樂譜は文部省撰定の者若しくは文部省の檢定を経たる小學校唱歌教科書中のものに就き便宜各小學校に於て之を採擇すべし但文部大臣の認可を経たる分にして官報教育欄内に掲載したるものは仍本文の例に依ることを得。第五 最敬禮の式は起立して姿勢を正し帽を脱し体の上部を前に傾け手を膝に當て、敬意を表するものとす但女子洋服着用の節は脱帽の限に非ず。第六 兒童の父母親戚及其他市町村住民は學校長若しくは首席教員の指示に従ひ儀式を參觀することを得。第七 式場は清潔にして整肅なるべし。第八 唱歌を設けざる小學校に於ては第一條乃至第三條中の唱歌に關する式を省くものとす。第九 祝日大祭日に於ては校門若しくは式場等に國旗を掲ぐべし。第十 學校長若しくは首席教員は儀式の執行に關する細目を定むることを得。第十一 此儀式次第は幼稚園盲啞學校及小學校に關する各種學校等に關し之を適用す。

●補習科教科目及修業年限の事(明治廿四年十一月 文部省令第八號)

尋常小學校補習科の教科目は修身、讀書、作文、習字及算術とす土地の情況に依り日本地理同歴史、理科、圖畫、手工の一科目若しくは數科目を加へ女兒の爲めには裁縫を加ふ

ることを得。高等小學校補習科の教科目は修身、讀書、作文、習字及算術とす。女兒の爲めには裁縫を加ふるものとす。土地の情況に依り日本地理同歴史、外國地理、理科、圖書、幾何、外國語、農業、商業、手工の一科目若くは數科目を加ふることを得。補習科の修業年限は三箇年以内とす。前條に依り補習科の教科目を加へ又は補習科の修業年限を定むるには市町村立小學校に就きては其市參事會又は町村長に於て私立小學校に就きては其設立者に於て府縣知事の認可を受くべし。

◎隨意科目に関する事(明治廿四年十一月文部省令第十號)

尋常小學校の教科目中、体操、日本地理、同歴史、圖書、唱歌、手工及裁縫は隨意科目となすことを得。高等小學校の教科目中外國地理、唱歌、幾何の初歩、外國語、農業、商業及手工は隨意科目となすことを得。補習科の教科目は修身を除くの外總て隨意科目となすことを得。小學校の教科目中唱歌、体操等は其學校長に於て兒童の身体該教科目を學習し能はずと認むるときは之を課せざることを得。前條に依り小學校の某教科目を隨意科目となすには市町村立小學校に就きては其市參事會又は町村長に於て私立小學校に就きては其設立者に於て府縣知事の認可を受くべし。

◎小學校設備規則の事(明治廿五年六月縣令第四十五號)

校地は左の如き場所に近接して之を擇むべからず、一 道徳上並衛生上に害ある場所
二 兒童の通學に不便なる場所 三 危險の虞ある場所 四 喧鬧にして授業に妨げあ

る場所。校地を撰擇するに方りては体操場の準備及將來校舎の増築に便宜なる計畫をし置くべし。校地は平屋造なるを可とす若し二階造なるときは年少兒童の教室を階下に置くべし。校舎は學校の種類學級の編制兒童の數等に應じ之に必須なる教室教員室等を備ふべし。教室の大きは其内に入るべき兒童の數に應じて之を定め黑板の前六尺通りを除き兒童四人には凡一坪より小なるべからず。教員室は管理上の便を圖りて之を設くべし、兒童控室小使室等は必要に應じ校舎内便宜の場所に之を設くべし。便宜の地に相當の建物あるときは之を校舎に充用することを得。土地の情況に依り市町村立小學校教員の爲め便宜其住宅を設くべし。校舎の建築は主として學校經濟に注意し授業上管理上衛生上等の便を圖り務めて外觀の虚飾を去り質朴堅牢にして宜しく土地の民度に適合したるものたるべし。校舎を建築せんとするときは前條に基き設計書を製し其圖面に左の事項を具し知事の認可を受く可し但工事落成開校したるときは其建築に要したる實費額を具して開申すべし、一 學校敷地實測圖(所有の別坪數高低方位並近隣の地形等を記入すべし) 二 建築すべき校舎設計の説明、三 夏暑冬寒の最高低度並夏季冬季風の方向 四 建築費に充用する金額並其種別 五 學校の種類及修業年限 六 學級の編制方 七 現在男女兒童の學年別人員 八 將來増加すべき男女兒童學年別人員 九 學齡兒童男女別人員 十 教員の資格及其員數 十一 現行の各教科目 十二 教員の俸給額 十三 一ヶ年の經費。裁縫若くは手工の教科目を加へたる小學校に於ては該教科目の爲め特別の教室を設くべし。便所

は校舍外に於て男女を區別して之を設くべし。校具は教科用圖書參考用圖書教授用器械器具其他の備付品及日用品等とし學校の種類學級の編制兒童の數等に應じて之を備へ置くべし。生徒用の机及腰掛の構造は兒童の身体に適應し總て衛生上に害なからしめ及管理上等に便利ならしむべし。体操場は危險の虞なく且他の教科の教授上妨害とならざる場所を撰ぶべし。農業練習場を設置せんとするときは校舍に遠からざる場所に之を設くべし。各季暖室の方法は校舍の構造及土地の情況に依り便宜之を定むべしと雖も火災の豫防と火氣の爲め衛生上に害を來たさざるに注意すべし。校舍を改築し又は校具を新調するに非ざれば本則の條規に依り難きときは其期限を定め事由を具し市町村立小學校に就きては其市町村に於て監督官廳の許可を受く可く市内の私立小學校に就きては其設立者に於て知事町村内の私立小學校に就きては其設立者に於て郡長の許可を受く可し。

④學齡兒童を保護すべき者の事(明治廿四年十一月 文部省令第十六號)

父母後見人戸主は左の順序に従ひ學齡兒童を保護すべきものとす、一父母 二父母及戸主(父母ともに戸主) 三後見人(父母死亡したるとき又は父母生存するも失踪、心神喪失ならざるるとき) 四後見人及戸主(前款の場合に於て後見人又は其他の事故により其義務を行ふこと能はざるるとき) 此の場合に於て授業料及其他就學に關する費用は戸主之を負擔すべし。學齡兒童戸主たるときは父母後見人は左の順序に従ひ之を保護すべきものとす、一父母 二後見人(父母死亡したるとき又は父母生存するも失踪、心神喪失) 此場合に於て授業料及其他就學に關する費用は學齡兒童を保護すべきものに於て戸主の財産より之を支辨すべし。

し。こゝに掲ぐる學齡兒童を保護すべき者に於て特別の事情あるが爲め代人を立つるを必要とするときは市町村長の許可を受くべし代人に關する規則は府縣知事之を定む。

⑤學齡兒童保護者代人に關する事(明治廿五年六月 縣令第四十六號)

學齡兒童保護者に於て其兒童を他の市町村に寄留せしめ其他の小學校に就學せしめんとするときは該市町村住民中に就き相當の代人を立て運署して該市町村長に届出べし。學齡兒童保護者一時他の地方に旅行する等其義務を行ふに不便なる場合に於ては其間相當の代人を立て運署して市町村長に届出つべし。市町村長に於て此代人を適當ならずと認むるときは更に之を代へしむることを得。學齡兒童保護者無資力其他の事情に依り兒童就學の義務を全ふする能はざる場合に於て代人を立てんとするときは其事由を具して市町村長の許可を受くべし。以上一項及四項の代人を解除したるときは運署して市町村長に届出つべし。第一項二項及前項の場合に於ては市町村長より之を當該學校若しくは首席教員に通知すべし。

⑥備主師匠等に就きて學齡兒童を保護すべきものと認むべき要件(明治廿八年二月 縣令第二號)

尋常小學校の教科を卒へざる學齡兒童にして一ヶ年以上の期限を定め若しくは期限を定めざるも一ヶ年以上備人又は子弟となりたる者に就きては其備主又は師匠を以て其兒童の保護者とす。前條の場合に於て其備主未成者なるときは左の順序に従ひ之を保護すべし。

し 一備主の父母 二備主の後見人(父母死亡したるとき又は父母生存するも失踪、心神喪失)此場合に於て授業料及其他就學に關する費用は備主の財産より之を支辨すべし。前二項に掲ぐる學齡兒童を保護すべき者其義務を行ふに不便なる場合に於ては代人を立つべく又特別の事情あるが爲め代人を立つることを必要とするときは市町村長の許可を受くべし。備主師匠等に於て學齡兒童を保護すべき義務は其兒童をして尋常小學校の教科を修めしむるに限るものとす。前各項の代人に關しては廿五年六月縣令第四十六號學齡兒童保護者人に關する規則を適用す。

○幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校に類する各種學校及私立

小學校設置廢止の事(明治廿五年六月 縣令第四十七號)

一 幼稚園を設せ置んとするときは市町村立に就きては其市町村に於て私立に就きては其設立者に於て左の各項を具し知事の許可を受くべし、一名稱 二位置(郡市町村大字々番地を記載すべし) 三設置の區域(市町村立に限る) 四幼兒男女別定員 五敷地建物の圖(坪數高低方位近隣の地形各室の名稱窓戶の位置等を記載すべし) 六保育規程(科目程度時數を) 七諸規則(入園退園始業終業時限休業及参考用圖書器械器具(其種別及員數)を掲ぐべし) 八保育用豫算及其細目(收入を生ずる基本財産あるもの) 九保姆履歷(私立に) 十經費收支に就きては其市町村に於て私立に就きては其設立者に於て左の各項を具し知事の許可を受くべし、一名稱 二位置(郡市町村大字々番地を記載すべし) 三設置の區域(市町村立に限る) 四敷地建物の圖(坪數高低方位近隣の地形各室の名稱窓戶の位置等を記載すべし) 五閱覽手續開閉館休業日閱覽料等に関する規則 六圖書類別目錄 七設立者履歷(私立に) 八經費收支豫算及其細目(收入を生ずる基本財産あるもの) 九各種別及收益高を記載すべし 三 盲啞學校を設せ置んとするときは市町村立に就きては其市町村に於て私立に就きては其設立者に於て左の各項を具し知事の許可を受くべし、一名稱 二位置(郡市町村大字々番地を記載すべし) 三設置の區域(市町村立に限る) 四生徒男女別定員 五敷地建物の圖(坪數高低方位近隣の地形各室の名稱窓戶の位置等を記載すべし) 六教則(科目程度時數を) 七教科用圖書器械器具(教科用圖書は別紙様式に依り其他は種別員數を記載すべし) 八入學退學休業日授業料其他に関する規程 九學校長及教員の履歷 十設立者履歷(私立に) 十一經費收支豫算及其細目(收入を生ずる基本財産あるもの) 十二各種學校を設せ置んとするときは市町村立に就きては其市町村に於て私立に就きては其設立者に於て左の各項を具し知事の許可を受くべし 一名稱(尋常高等) 二位置(郡市町村大字々番地を記載すべし) 三學級の編制(男女を區別する場合) 四修業年限加除すべき各教科目及隨意科目と爲すべし其教科目 四兒童男女別定員 五敷地建物の圖(坪數高低方位近隣の地形各室の名稱窓戶の位置等を記載すべし)

方位各室の名稱窓戶の位置等を記入すべし) 五閱覽手續開閉館休業日閱覽料等に関する規則 六圖書類別目錄 七設立者履歷(私立に) 八經費收支豫算及其細目(收入を生ずる基本財産あるもの) 九各種別及收益高を記載すべし 三 盲啞學校を設せ置んとするときは市町村立に就きては其市町村に於て私立に就きては其設立者に於て左の各項を具し知事の許可を受くべし、一名稱 二位置(郡市町村大字々番地を記載すべし) 三設置の區域(市町村立に限る) 四生徒男女別定員 五敷地建物の圖(坪數高低方位近隣の地形各室の名稱窓戶の位置等を記載すべし) 六教則(科目程度時數を) 七教科用圖書器械器具(教科用圖書は別紙様式に依り其他は種別員數を記載すべし) 八入學退學休業日授業料其他に関する規程 九學校長及教員の履歷 十設立者履歷(私立に) 十一經費收支豫算及其細目(收入を生ずる基本財産あるもの) 十二各種學校を設せ置んとするときは市町村立に就きては其市町村に於て私立に就きては其設立者に於て左の各項を具し知事の許可を受くべし 一名稱(尋常高等) 二位置(郡市町村大字々番地を記載すべし) 三學級の編制(男女を區別する場合) 四修業年限加除すべき各教科目及隨意科目と爲すべし其教科目 四兒童男女別定員 五敷地建物の圖(坪數高低方位近隣の地形各室の名稱窓戶の位置等を記載すべし)

等(記載)及其所有の別 六入學退學授業料其他に關する規程 七學校長教員及設立者の
 履歷 八經費收支豫算及其細目(收入を生ずる基本財産あるし。のほ其種別及收益を記すべし。) 六 幼稚園圖書館盲啞學校各
 種學校及私立小學校設置の後第一條第四條の第一より第七迄第二條第五條の第一より第
 五迄第三條の第一より第六迄の事項に變更を生ずるときは市町村又は設立者より其事由
 を具し知事の許可を受くべし其他の變更は開申すべし。七 市町村幼稚園圖書館盲啞學
 校及各種學校を廢止せんとするときは市町村より其事由を具し知事の許可を受くべし私
 立幼稚園圖書館盲啞學校各種學校及小學校を廢止せんとするときは設立者より其事由を
 具し知事に開申すべし。八 幼稚園圖書館盲啞學校各種學校及私立小學校設置の許可を
 得て開園開館若くは開校したるときは市町村長若くは設立者より知事に開申すべし其私
 立に係るものにして設置許可の日より五十日以内に本文の手續を爲さざる者は許可の效
 を失ふものとす。幼稚園圖書館盲啞學校各種學校及私立小學校の休業引續き六ヶ月に及
 ぶときは許可の效を失ふものとす。九 左の一項若は數項に觸るゝものは私立幼稚園圖
 書館盲啞學校各種學校及小學校を設置することを許可せず既に許可したるものと雖も之
 に抵觸するときは其效を失ふものとす 一丁年未滿の者 二禁錮以上の刑に處せられ又
 は信用若くは風俗を害する罪を犯し罰金の刑に處せられ又は監視に付せられたるもの
 三家資分散の宣告を受け負債の辨償を終へざるもの 四小學校令第六十四條に依り免職
 の處分を受け二ケ年を経ざるもの又は業務停止中の者 五教員免許狀を褫奪せられたるもの

の。十 私立幼稚園圖書館盲啞學校各種學校及小學校の設立者死亡したるとき遺族者又
 は他人に於て之を相續せんとするときは五十日以内に其事由を具し相續人の履歷書を添
 へ知事の許可を受くべし但其相續人他人に係るときは遺族者の連署を要し遺族者なきと
 きは親族の連署を要す 前項の期日を経過するも相續を出願せざるときは其效を失ふも
 のとす。

●市町村立小學校授業料の事(明治廿五年六月 縣令部四十號)

市町村長は左の範圍内に於て市町村會の意見を聞き其市町村立小學校の授業料額を定め
 知事に届出で其額は市町村内に公告すべし以後變更ありたるるとき亦同じ

小學校		兒童一人に對する授業料月額	
尋常	最高額	最低額	
參十錢		參錢	
高等	一圓	拾錢	

市町村長に於て學校基本財産より生ずる収入を以て學校の經費を支辨し前項範圍内の授
 業料を徴收せざるも差支なしと認むるときは市町村會の意見を聞き其範圍外に於て特に
 低額の授業料額を定め若くは全く之を徴收せざることを得此場合に於ても知事に届出で

市町村内に公告する等前項の例に依るべし。一家の兒童同時に二名以上就學するとき市町村長に於て其最高額を納むる一名を除く外各其納むべき授業料額を減ずることを得。市町村長に於て物品若くは勞力を以て授業料に代ふることを許すときは其市町村の時に依り之を換算すべし。授業料は毎月之を徴收すべし但市町村の情況に依り別に徴收期を定むることを得。授業料は兒童出席の有無に拘らず之を徴收すべし授業料は左の場合に於ては各一ヶ月分を徴收せざることを得、一休校引續卅日に及ぶとき二兒童の出席を停止し引續卅日に及ぶとき三兒童の病氣欠席引續卅日に及ぶとき但醫師の診斷書を以て届出でたるもの。

◎小學校長及教員職務及服務の事(卅年六月 縣令卅號)

小學校長は其學校教育の統一を保ち所屬教員を監督し校務を整理すべし。小學校長は本科正教員及之に代り一時教授する准教員中に就き學級教育の担任者を定め該學級に關する教育事務を整理せしむべし。小學校長は校務の一部を教員に分掌せしむることを得但之に關する程規は小學校長之を定むべし。小學校長は教員をして調製せしむべき教案教授週録其他教育に重要な關係ある事項に關しては之を檢閲すべし。小學校長は所屬教員の服務狀況に關し意見を知事若は郡市長に上申することを得。小學校長は教授訓練其他教育上重要な事項に關して教員會議を開くことを得。小學校長は其職務の範圍内に於て其學校に施行すべき諸規則を定むることを得。二學級以下の學校若は小學校長欠員の學

校に於ては首席教員小學校長の職務を執行すべし。小學校長若は首席教員不在なるときは上席教員其職務を代理すべし。本科正教員及之に代り一時教授する准教員は小學校長の指示を受けて兒童の教育を担当し並之に屬する事務を掌るべし。専科正教員及之に代り一時教授する准教員は小學校長及學級担任本科正教員の指示を受けて其學科教授及之に屬する事務を掌るべし。准教員(補助教授)は小學校長及正教員の指示を受けて正教員の職務を補助すべし。小學校長及教員は教授の準備其他校務に關し調査を要するものあるときは規定の時間外と雖も服務すべし。小學校長及教員は兒童に後れて出勤し兒童に先ちて退出すべからず。市町村立小學校長及教員は其市町村内に居住すべし但特別の事情ありて本條に依り難き場合に於ては市にありては市長町村にありては郡長の許可を受くべし。市町村立小學校長及教員は學校内に於ける教育のみならず其就職の土地に於ける普通教育の完成を圖るべし。市町村立小學校長及教員疾病傷痍若は官廳の召喚等に依り欠勤又は遅刻するときは執務時間前に小學校長に届出べし但單級の學校にありては市町村長に届出若は便宜學務委員に通報すべし疾病傷痍の爲め欠勤する者は十日毎に醫師の診斷書を添ふべし。市町村立小學校長及教員の忌引は市にありては市長に町村にありては町村長を経て郡長に届出べし。市町村立小學校長及教員父母の墓參(忌中若 歸省(父母) 八年回)轉地療養學事視察教員檢定試驗等の爲め任地を離れんとするときは其事由を具し市にありては市長町村にありては郡長の許可を受くべし但轉地療養を出願する者は醫師の診斷

書を添ふべし私立小學校長及教員前項の場合に於ては豫め其日限を定め設立者より其市町村長に届出べし。市町村立小學校長及教員學校休業中任地を離れんとするときは日數及施行先を具し市にありては市長に町村にありては町村長を経て郡長に届出べし、休職の市町村立小學校長及教員にして任地を離れんとするときは亦前項に準ず。市町村立小學校長及教員にして轉任休職退職の時及懲戒處分により其職を免せられたるときは直に事務の引繼を爲すべし。市町村立小學校長及教員にして他の道廳府廳へ小學校教員檢定を出願せんとするときは又は小學校教員以外の職務に従事するが爲め試験若は檢定等を出願せんとするときは豫め知事の許可を受くべし但文部省に於て施行する試験若は檢定にして本廳を經由すべき成規のものは此限にあらず。市町村立小學校長及教員は知事の許可を受るにあらざれば職務の外に給料若は報酬を得て他の事務を行ふことを得ず。休職の市町村立小學校長及教員にして給料若は報酬を得て他の業務に従事せんとするときは知事の許可を受く可し。市町村立小學校長及教員は常に其學校警衛の責に任ずべし。小學校長及教員より縣廳に差出す公文書にして特別の規定なきものは小學校長にありては市町村長教員にありては小學校長及市町村長を經由すべし。

●群馬縣尋常中學校略則(明治廿八年四月 縣令第廿五號)

當校は中學校令に基き實業に就かんと欲し又は高等の學校に入らんと欲する者に須要なる教育を施すを以て目的とし本校は前橋市に分校を群馬郡高崎町多野郡藤岡町北甘樂郡

富岡町碓氷郡安中町利根郡沼田町新田郡太田町に設く但分校に於ては第三學年迄の學科課程を教授す。當校は實業に就かんと欲する者の爲に特に須要なる教育を施さんが爲めに實科を設く但分校には之を缺くことあるべし。當校の修業年限を五ヶ年とす。本科の學科を倫理、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、習字、圖畫、体操とし實科の學科を倫理、國語、漢文、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、實業要項。習字、圖畫、体操とす但隨意科として外國語を課す。學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學の期は學年の始めとし其試験期日募集員數等は三週間前に公告す但時宜に依り臨時入學を許すことあるべし。第一年級の入學試験は高等小學校第二年修了の程度に従ひ讀書、作文、習字、算術、國史、本邦地理の六科に就き試験す。高等小學第二年の課程を卒りたる入學志願者の學力檢定は其修業證書に依る但し入學志願者の數募集員數に超過するときは讀書作文習字算術に就き選抜試験を行ふ。第二年級以上に入學せんとするものは該級の課程を修め得べき學力を有するものとす。本校の生徒にして一旦退學の後更に入學を請ふものあるときは又は他の府縣尋常中學校生徒にして該學校長の證明に依り轉學を請ふものあるときは詮議の上相當の學校へ入學を許可することあるべし。入學志願の者は願書(第一號)に履歷書(第二號)を添へ差出すべし。入學の許可を得たるものは一週間以内に二名の保證人連署の在學狀(第三號)を差出すべし。保證人は成年以上の男戸主にして本縣内に居住し一戸を構へ其一人は學校所在地より三

時間以内に往復し得べき場所に居住するものたるべし。保證人死亡若くは其他の事故に依り前條の資格に異動を生ずるときは直に其資格ある者を以て保證人となし證書(第四號書式)を差出すべし。授業料は一學年金十二圓と定め休業缺課の有無に拘らず入學の月より退學の月迄毎月々割を以て之を徴收す但數月分を一時に前納することを得(後に書式あり)

○群馬縣尋常師範學校略則(明治廿六年六月縣令第三十一號)

本校は師範學校令に依り本縣小學校長及教員に任すべき者を養成する所とす但女子部は當分之を設置せず。本校に入學することを得るものは小學校長及教員たるの志望を有し明治廿五年七月文部省令第十號尋常師範學校生徒募集規則に定むる所の要件を具有し在學中家事に係累なきものに限るべし。本校生徒の定員百四十人の内當分本科を八十人簡易科を六十人とす。本科の生徒は四學級にして一學級を廿人に簡易科の生徒は一學級にして一學級を卅人に編制するものとす但簡易科の生徒は其設置後三年目より毎年四ヶ月間三學級とす。生徒は通學を許さず網て校内に寄宿せしむ。生徒に支給する所の學資は食物、被服及雜費の三種目とす。入學の後には半途退學を許さず尤も在學中疾病等にて將來成業の見込なきものは退學を命ずることあるべし。本科簡易科の外時の必要に應じて小學校教員講習科を置くべし其規程は別に之を定む。

○尋常師範學校生徒募集に關する事(明治廿五年七月省令第十號同廿六年六月縣令第二號)

尋常師範學校生徒の募集は毎學年の始め左の資格を有するものより募集し其身体品行學

力等を檢定して之を選ぶべし、一身体健全品行方正にして小學教員たるに適當なりと認むる者 二尋常小學校の本科准教員たるべき免許狀を有し若は之と同等以上の學力を有する者 三男子は年齢十七年以上二十年未満女子は年齢十五年以上廿年未満の者但特別の事情あるとき廿年以上廿五年以下の者を入學せしむることを得。本校生徒は左の二種より募集すべし。第一種郡市長の薦舉に係る者。第二種直に尋常師範學校に願出づる者。入學を許可せんとするときは初め試験生として四ヶ月以内假に入學せしめ其資性品行を審察し適當と認むるもの限り本入學を許すべし。

群馬縣尋常師範學校に於て募集すべき生徒の内第一種生徒(郡市長の薦舉に係るもの)は本縣下に籍を有し其郡市内に現住する者第二種生徒(直に尋常師範學校に願出づる者)は本縣下に本籍を有する者に限るべし。募集生徒の身体品行學力等を檢定するは左の方法に依るべし、一 身体の檢定は第一種に在ては郡市長に於て第二種に在ては尋常師範學校長に於て適當の醫員を選び之を行ふものとす 二 品行の檢定は第一種に在ては郡市長の薦舉書に依り第二種に在ては市町村長の證明書及本人の經歷に依り審査するものとす 三 學力の檢定は第一種に在ては郡市長に於て第二種に在ては尋常師範學校長に於て之を試験す其試験問題は本科簡易科共左の學科程度(補欠生徒の試験に就ては此の限にあり)に依り之を定む 國語(假名遣物集高見著假名づかい教科書、作文、日用書類、記事文) 漢文 解釋 日本外史 文章軌範、數學 筆算 加減乘除分數小數比例開平開立、物理 大要。第二種生徒の募集に關する手續等は其都度告示すべし。入學志願者の願書、履歷書、

市町村長の證明及薦擧書は左の書式に依るべし

(後に書式あり)

◎尋常師範學校卒業生服務規則の事(明治廿五年七月 省令第十一號)

第一 尋常師範學校卒業生は左の服務年限間其道府縣内に於て小學校教員の職に従事するの義務を有す但第二條の義務を卒りたる者は小學校にあらざる官公立學校教員の職若しくは學務に關する他の公職を以て本文の職に代ふることを得 一男子卒業生の服務年限は卒業證書受得の日より十ヶ年女子は五ヶ年とす、第二條の義務を了りたる者にして特別の事情あるときは北海道廳長官府縣知事の許可を受け他の道府縣内に於て就職することを得。第二 尋常師範學校卒業生にして第一種の生徒たりし者は其薦擧せられたる郡市内(東京都大阪府)又は其道府縣内(郡市區内に適當の位)に於て第二種の生徒たりし者は其道府縣内に於て左の年限間北海道廳長官府縣知事の指定する小學校教員の職に従事するの義務を有す 一男子卒業生は卒業證書受得の日より五ヶ年女子は二ヶ年とす。第三 第一條第二條の義務を卒りたる者は其經歷書を具して北海道廳長官府縣知事に届出つべし。第四 第一條第二條の義務を盡す能はざるの事故ある者は其理由を具して北海道廳長官府縣知事の指揮を請ふべし。北海道廳長官府縣知事は第一條第二項に依り他の道府縣内に於て就職することを許可する者又は前項に依り義務を免除する者に就き其情狀に依り在學中給與したる學資の全部若しくは幾部を償還せしむることを得。第五 尋常師範學校卒業生は其服務年限中毎年未服務の情況を當該尋常師範學校に報告すべし又服務を終り

たる後と雖も其身分職業に異動を生じたるときは其都度報告すべし。

◎群馬縣尋常師範學校卒業生服務規則の事(明治廿六年六月 縣令第三號)

本縣尋常師範學校卒業生服務年限中改氏名住所移轉又は身分職業等に異動を生じたるときは其都度本縣尋常師範學校に届出つべし但本人死亡の節は遺族者若し遺族者なきときは親族の者より本條届出の手續をなすべし。本縣尋常師範學校卒業生は明治廿五年七月文部省令第十一號尋常師範學校卒業生服務規則第一條第二項に依り知事の許可を受けんとするるとき同規則第三條に依り知事に届出でんとするるとき同規則第四條に依り知事の指揮を請はんとするときは所轄郡市役所及本縣尋常師範學校を経由すべし。明治廿五年七月文部省令第十一號尋常師範學校卒業生服務規則第三條の經歷書及同規則第五條の服務狀況報告は左の書式に準すべし。本縣尋常師範學校卒業生服務年限中左の場合に該當するものあるときは其情況に依り在學中給與したる學資の全部若しくは幾部を償還せしむべし、一 謂れなく明治廿五年七月文部省令第十一號尋常師範學校卒業生服務規則第一條第二條の義務を盡さざるとき、二 免許狀褫奪の處分を受けたるるとき、三 明治廿五年七月文部省令第十一號尋常師範學校卒業生服務規則第一條第二項に依り他の道府縣内に就職することを許可したるとき、四 同規則第一條第二條の義務を盡す能はざるの事故ありて其義務を免除したるとき。(後に書式あり)

◎群馬縣尋常師範學校附屬小學校授業科規則の事

附屬小學校の授業料額は高等科十錢尋常科五錢とす。兒童保護者貧窮にして定額の授業料を納むる能はざるものは市町村長の證明に依り其金額若くは一部を免除することあるべし。授業料は物品若くは勞力を以て代納することを許さず。授業料は毎月十日迄に其月分を納付すべし。兒童欠席一ヶ月に及ぶものは其月分の授業料を徴收せず。

高等師範學校規程の事(明治廿年四月省令第十一號)

高等師範學校の學科は尋常師範學校の課程に照し更に一層精深なる程度に於て教授するものにして其學科を文科理科に分つ。文科は倫理教育學國語漢文英語歴史地理哲學經濟學体操とす但前項科目の外獨語及習字を隨意科とす又獨語を以て英語に換ふるとを得。理科は倫理教育學國語英語數學物理化學地學植物動物生理農業手工圖書体操とす但農業手工は生徒の所長に依り其一を課す前項科目の外獨語を隨意科とす又獨語を以て英語に換ふるとを得。修業年限を四箇年とす。入學試験に及第したる者は一定の期間假に入學せしめ其資性品行才能を審察し適當と認むる者に限り本入學を許すべし假入學の生徒は自費とす。本入學生徒在學中疾病に因るの外自己の便宜に因り退學を願ふ者は支給せられたる學費を償還すべし卒業の後正當の事由なくして服務の義務を盡さざる者亦前項に同じ文部大臣は其情狀に依り前項償還すべき學費の全部又は一部を免除することあるべし。生徒在學中疾病に罹り若くは學業進まず又は品行修まらざるが爲に成業に適せずと認むるときは學長より退學を命すべし。第一年級第二年度の生徒にして學年試験

に落第したる者は前項に依るべし。高等なる學校の卒業生にして尋常師範學校同中學校又は之に均き程度の各種學校の教員たらんとするの目的を以て教育學及教授法を専修せんとする者の爲に研究科を設く研究生の在學期限は一ヶ年以下とす但必要を認むるときは延期を許可することを得。尋常師範學校同中學校教員の欠乏を充たす爲に特別の必要ある場合に於ては専修科を置くことを得専修生は授業料を徴收す。尋常師範學校同中學校教員たるの志望を有する者にして文科又は理科中の一科目若は數科目を撰びて學修せんとする者は撰科生として入學せしむることを得撰科生の在學期限は二年以上四年以下とす。

高等師範學校研究科、撰科規則實施要目の事(明治廿八年一月縣告示第三號)

第一 研究科に入學するを得べき者は左の資格を有する者に就きて學校長の特に適當なりと認定したる者に限る(本校規則第廿二條參照) 一 帝國大學分科大學及舊東京大學卒業生、元古典講習科卒業生、元理科大學簡易講習科優等卒業生、及大學撰科を修めたる者。一 札幌農學校、高等商業學校、高等學校、高等中學校、東京工業學校、東京美術學校及本校附屬音樂學校卒業生。一 内外國に於ける官公私立の高等なる學校の卒業生。一 高等師範學校及舊東京師範學校中學校師範學科卒業生。第二 研究生の入學は毎學期の始めとす但特に詮議の上臨時入學を許可することあるべし(本校規則第廿四條參照)。第三 研究生の在學期限は二學期若くは一學年とす但本校に於て必要の有無を認定し時に延期或は減縮を許可

することあるべし(本校規則第卅五條參照)。第四 研究生は左の諸項に就き學校長の許可を得て研究題目を定むべし、一 普通教育學特殊教育學及教育法令の全部或は一部 二 一學科或は數學科の教授法 三 單級教授法 四 内外教育史の全部或は一部 五 應用心理學の全部或は一部、又各自研究題目に就きて研究する外左の事に從はしむ 一 教育學會講 教育書類の會讀或は討究演說等を爲さしめ教育學教授之を指導す 一 學校參觀、本校附屬學校は勿論廣く官公私立學校を參觀せしむ 一 實地練習 本校附屬學校に就きて適宜擔任せしめ附屬學校主事之を指導す 尙又指導教授に於て必要ありと認むる時は研究題目に關係ある本課々業に出席せしむるべし(本校規則第卅六條參照)。第五 指導教授は研究生の報告書に就きて爲せる批評の概要を學校長に申報すべし(本校規則第卅七條參照)。第六 研究生研究を完うしたる時は關係の教授其成績を檢定し意見を具して學校長に申報すべし、學校長は該意見書に基き適當ななりと認むる者には證明書を授與す(本校規則第卅九條參照)。第七 研究生は凡て自費とす但入學試驗科及授業料を徴収せず。

第一 撰科生の入學は學年の始めとし其學科の種類及生徒の員數は募集の都度之を定む。第二 撰科生の在學期限は二ケ年以上四ケ年以下の範圍内に於て學校長の許可を得て之を定しむ(本校規則第四十八條參照)。第三 撰科生入學試験の科目左の如し 一 文科中の一科目若くは數科目を選ぶ者には試問 國語 漢文 英語及所撰の學科とす但國語漢文のみ若くは其一のみを撰ぶ者には英語の試験を爲さず 二 理科中の一科目若くは數科目を

撰ぶ者には試問 國語 英語 數學及撰所の學科とす但動物或は植物を撰ぶ者には物理及圖書を以て數學に代ふ又手工を撰ぶ者には英語及數學の試験を爲さず 三 体操を撰ぶ者には試問 國語及体操とす(本校規則第四十九條參照)

●東京教育博物館出品者心得(明治廿八年一月 縣告示第四號)

官廳學校等より教育上參考に供すべき物品を差出し本館に陳列して公衆に觀覽せしめんことを照會する者あるときは時宜に依りて承諾すべし又同趣旨を以て人民より請願する者あるときは之に準じて許可することあるべし但教育上特に必要ありと認むる者あるときは本館より其出品を照會又は依頼することあるべし。官廳學校等よりする出品の照會には出品目録を添ふべし又人民より出品を請願するときは左式の願書(後に書式あり)と共に出品目録を差出すべし。出品運搬の費用は凡て出品者の負担とす又其陳列の爲に特に函架等を調製する必要あるときは出品者之を負担すべし但第一項但書の場合に於ては本館其費用を負担することあるべし。出品者には物品預り證書を交付すべし。出品の保管及取扱には本館成るべく注意すると雖も自然の消耗欠損は勿論火災其他の災難に由りて生じたる紛失損害は本館其責に任せざるべし。出品者其出品を更換修繕或は撤去せんとするときは豫め許可を受くべし。東京教育博物館陳列品目録、第一學校建築 幼稚園學校建物の寫眞及其内外各部の構造裝飾等を示す雛形圖面の類、第二學校備品 机椅子塗版 温室器帳簿褒賞畫等或は其雛形圖畫の類、第三教授用具 幼稚園玩具及恩物學校教科書

掛圖地圖示教書 計數器博物科標本理化科器械手工用具農具等或は其雛形圖書の類、第四生徒成蹟物 幼稚園幼兒自製品學校生徒作文習字手工裁縫等諸科の成蹟、第五學事統計規則類 學齡就學に関する諸表幼稚園幼兒小學校生徒男女員數並年齢表小學校師範學校中學校高等女學校專門學校技藝學校盲啞學校各種學校生徒卒業後の狀況調査表幼稚園幼兒學校生徒活力總計表並に幼稚園學校衛生に関する諸表教科用圖書に関する諸表公學資並に幼稚園學校會計に関する諸表學校教員幼稚園保母並に學事關係職員に関する諸表其他凡て學事統計表類及幼稚園學校規則類。

(後に書式あり)

女子高等師範學校規程の事(明治廿七年十月 文省令第廿五號)

本校は尋常師範學校女子部の課程に照し更に一層精深なる程度に於て教授するものにして其科目を倫理教育學國語漢文地理歴史數學理科家事習字圖書音樂体操とす、前項學科目の外外國語を隨意科とす。修業年限四ヶ年にして第四年級生徒は附屬學校及幼稚園に於て實地授業及保育に従事せしむべし。本校生徒は左の資格を有する者より地方長官之を薦舉し學校長に於て試験の上撰拔するものとす但臨時に欠員を補充するの必要あるときは廿六年文部省令第十一號に依るべし。一 身體健全品行方正にして教員に適當なりと認むる者 二 尋常師範學校二ヶ年の課程を終へたる者若は之と同等の學力を有する者 三年齡十六歳以上廿一歳未満の者。入學試験に及第したる者は一定の期限假入學せしめ其資性品行才能を審察し適當と認むる者に限り本入學を許す假入學生徒は自費とす。生

徒在學中疾病に依るの外自己の便宜に依り退學を願ふ者は支給せられたる學費を償還せしむべし、卒業の後正當の事由なくして服務の義務を盡さざる者亦前項に同じ、文部大臣は其情狀に依り前項償還すべき學費の全部又は一部を免除することあるべし。尋常師範學校女子部又は高等女學校教員たるの志望を有する女子にして女子高等師範學校學科中の一科若くは數科目を撰びて學修せんとする者は撰科生として入學せしむるを得。

高等師範學校生徒募集規則(明治十九年十月 文省令第十八號)

高等師範學校男女生徒は府縣知事之を選舉し高等師範學校長其中に就き撰拔するものとす。本校の男生徒は尋常師範學校を卒業したるものより選舉し女生徒は尋常師範學校の二ヶ年の課程を終りたるもの若は之に均しき學力並資格を有するものより選舉すべし。高等師範學校の男女生徒は毎年一度之を募集し其期日及員數は其都度高等師範學校より府縣に通知すべし。新募生徒は初め試験生として三ヶ月以内假に入學せしめ其資性品行等を審察し適當と認むるものに限り本入學を許すべし。

高等師範學校卒業生服務規則(明治十九年十月 文省令第廿九號)

高等師範學校男子師範學科卒業生の服務年限は卒業證書受得の日より十ヶ年とし其間教職に従事するの義務を有するものとす。同校男子師範學科卒業生は卒業證書受得の日より三ヶ年間は文部省指定の場所に奉職する義務を有するものとす。同校女子師範學科卒業生の服務年限は卒業證書受得の日より五ヶ年とし其間教職に従事するの義務を有する

ものとす。同校女子師範學科卒業生は卒業證書受得の日より二ヶ年間は文部省指定の場所に奉職する義務を有するものとす。

◎高等學校位置學科及入學の事

第一第二第三第四第五高等中學校と改稱し專門學科を教授する所とす但し帝國大學に入學する者の爲め豫科を設けることを得而して同校は全國を五區に分ち五ヶ所に之を置く、第一區は東京に第二區は仙臺に第三區は京都府に第四區は金澤に第五區は熊本とす。第三高等學校に法學部醫學部工學部を設置し第一第二第四第五高等學校に醫學部及大學豫科を設置す。第二高等學校醫學部は仙臺に第三高等學校醫學部は岡山に第四高等學校醫學部は金澤に第一高等學校醫學部は千葉に第五高等學校醫學部は長崎に置く。第三高等學校の法學部工學部及各高等學校の醫學部修業年限四ヶ年、醫學部に於ける藥學科の修業年限三年、大學豫科の修業年限前項に同じ、高等學校入學の程度は尋常中學校卒業の程度に依る。

◎高等學校に設置する大學豫科學科規程(明治廿七年七月省令第十八號)

大學豫科を三部に分ち第一部は法學及文科志望者に第二部は工科學科及農科(獸醫科を含む)志望者に第三部は醫科志望者に課するものとす。第一部の學課は倫理、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、物理、化學、動物及植物、倫理、經濟通論、法學通論、体操とす。第二部の學課は倫理、國語及漢文、外國語、數學、物理、化學、動物及植物、

地質及礦物、圖畫、測量、体操とす。第三部の學科は倫理、國語及漢文、外國語、數學、物理、化學、動物及植物、羅旬語、体操とす第二外國語は生徒の隨意科として課することを得。

◎尋常師範學校簡易科の事(明治廿五年七月省令第十五號)

尋常師範學校簡易科は尋常小學校教員の急需に要するを以て目的とす但其生徒は男子に限る。簡易科の學科目は修身教育國語漢文歴史地理數學理科習字圖畫音樂体操とす。簡易科の修業年限は二年四ヶ月とす。簡易科生徒の募集に關しては明治廿五年七月文部省令第十號尋常師範學校生徒募集規則の規程を適用し卒業生の服務に關しては明治廿五年七月文部省令第十一號尋常師範學校卒業生服務規則の規程を適用す但服務年限は六ヶ年にして卒業證書受得の日より三ヶ年道廳府縣知事の指定する小學校教員の職に従事するの義務あるものとす。

◎小學校教員講習科規程(明治廿七年十一月縣令第五十九號)

本縣尋常師範學校に小學校教員講習科を置く但臨時郡市に之を行ふことあるべし。講習員たるものは小學校教員免許狀を有する者又は會て免許狀を有せしものとす但專科教員の講習は此限にあらず。一回の講習員は凡四十人を以て定數とし其講習期限は六十日以内にして一日の講習時間を凡五時間とす。講習の開始講習員の種類及學科等は講習開始の三ヶ月前に告示すべし。講習員たらんとする者は講習開始卅日前迄に其志望者に履歷

書を添ひ當該市町村長及郡長を経て之を知事に差出すべし知事は其志望者中に就き講習員を撰拔す。講習期の終りに於て試験を行ひ其成績を調査し尙平素の行狀學力等に関して意見あるときは之を添へ尋常師範學校長より知事に申報すべし。

◎帝國大學令の事(明治十九年三月敕令第三號)

帝國大學は國家の須要に應ずる學術技藝を教授し及其蘊奥を攻究するを以て目的とす。帝國大學は大學院及分科大學を以て構成す大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす。分科大學の學科を卒(定期の試験を経たる者には卒業證書を授與す。分科大學の卒業生若は之と同等の學力を有する者にして大學院に入り學術技藝の蘊奥を攻究し定期の試験を経たる者には學位を授與す。

◎學位令の事(明治廿年五月敕令第十三號)

學位は博士及大博士の二等とす。博士の學位は法學博士醫學博士工學博士文學博士理學博士の五種とす。博士の學位は文部大臣に於て大學院に入り定期の試験を経たる者に之を授け又は之と同等以上の學力ある者に帝國大學評議會の議を経て之を授く。大博士の學位は文部大臣に於て博士の會議に付し學問上特に功績ありと認めたる者に閣議を経て之を授く。

◎學位令細則の事(明治廿年六月文部令第四號)

大學院に入り定期の試験を経たる者あるときは帝國大學總長の具申に依り文部大臣之に

博士の學位を授く。文部大臣に於て大學院に入り定期の試験を経たる者と同等以上の學力ありと思慮する者あるときは帝國大學評議會の議に付し評議官總數三分の二以上之を是認するに於ては文部大臣之に博士の學位を授く。博士の學位を得んと欲する者は文部大臣に申請することを得但申請する者は其履歷書及其專攻せる學科の範圍内に屬する自著の論文一編を差出すべし。

◎尋常中學校及高等女學校教員免許の事(明治十九年十二月文部令第廿一號)

尋常中學校及高等女學校教員免許狀は高等師範學校卒業生及丁年以上にして文部省の檢定を経たるものに之を授與するものとす。高等師範學校の男子師範學科卒業生には尋常中學校及高等女學校の教員免許狀を授與し女子師範學校卒業生には高等女學校の教員免許狀を授與し体操専修科卒業生には体操の教員免許狀を授與す。高等師範學校の卒業生にあらずして某學科の教員免許狀を得んと欲する者は文部省の檢定を受く可し。檢定の要目は學力、品行、身体の三項とす。檢定を受けんと欲する者は族籍姓名宿所生年月及志願の學科を記したる願書に左の書面を添へ文部省宛地方廳に差出すべし北海道廳長官府縣知事は本人の品行に付意見を付記して文部大臣に差出すべし但檢定方出願の時期は文部大臣之を定めて告示するものとす、一學業々務賞罰等の履歷に係る書面 一學業證書免狀の寫。檢定を受けんと欲する者は檢定料金二圓を納むべし但檢定料は願書と共に地方廳に差出すべし。免許狀を受くるものは高等師範學校卒業生を除くの外免許料金一

圓を納むべし。免許狀を毀損亡失し若くは姓名を變更したるか爲め其書換を請ふ者書換料金一圓を納むべし。

尋常師範學校同中學校高等女學校教員免許檢定に關する規定(明治廿七年三月 文省令第八號)

尋常師範學校同中學校高等女學校教員免許狀は自今等級を付せず從て二次以上の檢定を行はず。高等師範學校及女子高等師範學校卒業生には檢定を行はずして教員免許狀を授與す但免許狀授與手数料を要せず。女子には尋常師範學校女子部及高等女學校の教員免許狀の外之を授與せず。左に掲ぐる者に限り學力の試験を須めずして檢定を行ふ 一 高等の官立學校に於て教員の職に適する教育を受けたる卒業生 二 元古典講習科卒業生及理科大學簡易講習料優等卒業生、元体操傳習所卒業生は普通体操に關し陸軍教導團卒業生の兵式體操に關し第一項に依ることを得。左に掲ぐる者に限り檢定委員の意見に依り試験を免除し又は其一部を省略することを得 一 大學撰科を修めたる者及理科大學簡易講習科卒業生 二 高等中學校卒業生 三 教員たらんと欲する所の學校の學科程度と同等以上の學校の教員免許狀を有する者 四 教員たらんと欲する所の學校の學科程度と同等以上の官立學校に於て教員たる者及教員たりし者。前條及前々條に掲ぐる者は何時にても檢定を出願することを得但前條に掲ぐる者に對し試験を行ふは一般の檢定試験と同一の時期に於てす。文部省直轄學校卒業生は當該學校長の申請に依り檢

定を行ふことあるべし前々條第四に掲ぐる者は當該學校長を経て檢定を出願することを得、前二項及尋常師範學校教員免許規則第十一條二項の場合に於ては當該學校長は本人の學力品行身体に關し意見を附して具申すべし。尋常師範學校又は尋常中學校の教員免許狀を有する者は其免許の學科目に關しては更に檢定を要せずして高等女學校教員たることを得。學力の試験に於て一學科目の全部に合格せざるも其或部分の成績優等なるときは其部分に對し證明書を授與することあるべし、前項の證明書を要するものは次回の檢定試験に於て前に出願せし學科目に就き更に檢定を出願するときは證明書に記載したる部分を省き其他の部分に付試験を行ふ。

幼稚園保姆檢定規則の事(明治廿八年八月 縣令第五十號)

幼稚園保姆の檢定は之を別ちて左の二種とす、甲種 認定 乙種 試験。幼稚園保姆の檢定を請ふ者は左の資格を具ふることを要す 一 年齢十五年以上 一 身体健全 一 品行方正。甲種の檢定は左に掲ぐる者に限り之を行ふ、一 小學校教員たるべき資格を有する者又は曾て之を有したる者 二 他の府縣に於て幼稚園保姆免許狀を受得したるもの 三 三ヶ年以上幼稚園保姆雇を勤務したる經歷ある者 四 其他學力技藝品行等に關し知事に於て特に適任と認めたる者。幼稚園保姆の試験科目及其程度は左の如し、修身 人倫道德の要旨 教育 保育法 國語講讀 算術 加減乗除 習字 楷行草 圖畫 自在書法 音樂 單音唱歌 樂器用法。幼稚園保姆免許狀の有効規限は五ヶ年

とす満期の後勤務の經歷に依り適任と認むる者に限り更に五ヶ年以内其免許状の有効期限を延期することあるべし。甲種檢定は隨時之を行ひ乙種檢定の期日等は其都度之を告示す、檢定を請ふ者は檢定願書に履歷書体格檢査書を添へ甲種に在りては隨時乙種にありては其試験期日廿日前迄に市町村長を経て之を差出すべし、市町村長に於て前項の願書を受けたるときは其族籍氏名生年月等を精査し本人の品行經歷に關する意見を付し市長は直に町村長は郡長を経て之を知事に差出すべし。女子にして小學校教員たるべき資格を有する者は本則に依らずして直に保母たることを得但専科に屬する免許状を有するものは此限にわらず。

◎小學校教員檢定等に関する細則の事(明治廿七年四月 縣令第十七號)

小學校教員の甲種檢定は其出願者あるときは毎月一回之を施行し乙種檢定は左の時期に於て縣廳内に之を施行す但乙種檢定は臨時に施行することあるべし、正教員 六月第一月曜日 准教員 二月十月第一月曜日。檢定を受けんとする者は願書に履歷書及体格檢査書を添へ試験期日廿日前迄に市内に在ては市長に差出すべし町村内に在ては町村長の與書を得て郡長に差出すべし郡市長は本人の品行に付意見を付記して知事に差出すべし但甲種檢定を請はんとするものは本文の手續に依り何時にても出願することを得。尋常小學校本科准教員の試験科目及其程度左の如し但裁縫は女子に限る。修身 人倫道德の要旨、教育 教授法、國語(講讀、假名遣、用言及字音を除く)、算術(珠算、加減乗除、筆算)、地理

日本地理及外國地理の概要、歴史 日本歴史の概要、習字 楷行草、裁縫 通常衣服の縫方、裁方、圖畫 自在畫法、音樂 單音唱歌樂器用法、体操 準備法 矯正術 徒手 啞鈴(男子に限る)。高等小學校本科男准教員の試験科目及其程度左の如し、修身 人倫道德の要旨、教育 教育學及學校管理法の概要 教授法、國語(講讀、假名遣、字音を除く、漢文 講讀、數學(加減乗除)筆算(加減乗除)諸等、簿記 單記、地理 日本地理及外國地理の概要、歴史 日本歴史の概要、博物 人身の生理及衛生植物動物礦物の概要、物理 概要、化學 概要(無機)、習字 楷行草、圖畫 自在畫法、音樂 單音唱歌 樂器用法、体操 普通体操 準備法 矯正術 徒手 啞鈴、兵式体操 柔軟体操 各個教練、小隊運動。高等小學校本科女准教員の試験科目及其程度左の如し、修身 人倫道德の要旨、教育 教育學及學校管理法の概要、教授法、國語(講讀、假名遣、字音を除く)作文(日用文、數學(加減乗除)筆算(加減乗除)諸等)、地理 日本地理及外國地理の概要、歴史 日本歴史の概要、理科 人身の生理及衛生植物動物礦物物理化學の初歩、家事 衣食住に關する事項、通、習字 楷行草、圖畫 自在畫法、音樂 單音唱歌樂器用法、体操 普通体操。高等小學校專科准教員の試験科目の程度は左の如し但外國語は當分英語とす、圖畫 自在畫法 幾何畫法、音樂 單音唱歌 樂器用法、体操 普通体操、準備法 矯正術 徒手 啞鈴、兵式体操 柔軟体操 各個教練、小隊運動。操各個教練、家事 衣食住育児に關する事項及家計簿記の概要、裁縫 通常衣服の縫方裁方、手工 紙木竹銅線等を用ふる簡易なる細工、農業 土壤肥料農具耕耘栽培養蠶養畜等に關する事項の概要、商業 商店會社賣買金融運送保險に關する事項の概要、外國語

讀方文法譯解。試験評點は毎科一百點を以て定點とし本科教員に在ては其四分以上を得て各科平均定點の六分以上を得たる者及第とし専科教員に在ては其六分以上を得たる科目を及第とす。乙種檢定を受くる者其試験に合格せざるも定點の六分以上を得たる科目に限り合格證を附與し次回の檢定期に於ては其試験を行はず但合格證は次回の檢定期迄有効とす。本科教員の試験科目中圖書男女音樂男女体操男女の科目若くは數科目は受験者の望に依り當分之を缺くことを得。高等小學校専科正教員に就きては先づ讀書習字及算術に關し其學力を試験し之に合格したる者にあらざれば其試験を行はざるものとす。前項の學力を試みる程度は第三條尋常小學校本科准教員に於ける程度に準ず。小學校教員の檢定を請ふもの免許狀を受くるもの及其書換を請ふものは左の手数料を納むべし但尋常師範學校卒業生は其服務年限間本文の手數料を納むることを要せず

種別	手数料	檢定手数料	免許手数料	書換手数料
正教員	金一圓	金五十錢	金三十錢	金三十錢
准教員	金五十錢	金三十錢	金二十錢	

檢定手数料は願書と共に差出すべし又該手数料は其既に差出したる後何等の事情あるも之を還付せざるものとす。免許狀を毀損亡失し若くは氏名を變更したるときは其事由を

具して書換を請ふべし。准教員の免許狀は七ヶ年間有効とす。小學校教員檢定願に關する書式左の如し。(後に書式あり)

明治廿四年十一月文部省令第十九號參照(甲種乙種檢定の區別) 第七條 甲種の檢定は左に掲ぐる者に限り之を行ふものとす但尋常小學校専科教員に關する檢定は之を行はず 一 高等師範學校女子高等師範學校又は尋常師範學校卒業生 二 他の府縣に於て小學校教員免許狀を受得したる者 三 文部省直轄諸學校に於て某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けたる卒業生 四 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免許狀を有する者 五 従前の成規に依り小學校教員免許狀又は小學師範學校卒業證書を受得したる者 六 准教員の免許狀を有するものにして其有効期限満ちたる者 七 其他學力品行等に關し府縣知事に於て特に適任と認めたる者 第八條 乙種の檢定は學力の試験を行ふものとす

◎文部省に於ける小學校教員檢定の事(明治廿四年十一月文部省令第十九號)

左に掲ぐる者は府縣知事文部省直轄學教長等の具申に基き文部大臣之を檢定して小學校教員普通免許狀を授與す。

- 一 小學校正教員免許狀又は従前の成規に依り小學校教員免許狀若くは小學師範學校卒業證書を受得し五ヶ年以上公立小學校教員の職にありて品行方正にして學術及校業超衆の者 一 高等師範學校又は女子高等師範學校卒業生にして一ヶ年以上小學校教

員の職に在りし者 三 文部省直轄諸學校に於て某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けたる卒業生にして一ケ年以上小學校教員の職に在りし者、小學校教員普通免許狀は全國に通じて終身有效のものとする。

市町村立小學校教員給料額及旅費額標準並給料旅費其他諸
給與支給の事(明治卅年三月 縣令第十七號)

給料額 第一條 市町村立小學校教員の給料額を定むること左の如し

級別	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
上級俸	五十圓	四十圓	三十圓	廿二圓	十八圓	十四圓	十一圓	九圓	七圓	五圓
下級俸	四十五圓	卅五圓	廿五圓	廿圓	十六圓	十二圓	十圓	八圓	六圓	四圓

第二條 高等小學校本科正教員には七等下給俸以上を給す、尋常小學校本科正教員には八等下給俸以上を給す、高等小學校本科正教員には九等上給俸以上を給す、尋常小學校本科正教員には十等上給俸以上を給す。第三條 一等上給俸を受くる本科正教員にして其功績著しきものには時に六十圓迄増給することを得。第四條 本科正教員に代り一時教授する准教員の給料額は第二條第一項の定額を下ることを得ず。第五條 市町村立小學校本科正教員の給料額に關し市町村立小學校組合及其區をして明治廿九年十二月敕令第

二號第一條の義務額を超えて支出せしむるの必要あるときは郡長又は市長に於て市町村町村學校組合及其區の同意を得て上申すべし。第六條 郡長又は市長は市町村立小學校専科教員及補助教授する本科正教員に支給すべき給料額に關し豫め市にありては市參事會町村にありては町村長の意見を聞き上申すべし但一時定りたる給料額以内に於て任用する場合は本文の限にあらす。第七條 市町村立小學校教員中校長を兼任する訓導(二學級以内の學校に於ては首席訓導)の給料額を定むること左の如し、學校長を兼任する訓導(二學級以下の學校に於ては首席訓導)の給料月額

	尋常小學校	高等小學校
單級	六等下給俸以上	五等下給俸以上
二學級	六等上給俸以上	五等下給俸以上
三學級	五等下給俸以上	五等上給俸以上
四學級	五等下給俸以上	四等下給俸以上
五學級	五等上給俸以上	四等下給俸以上
六學級	五等上給俸以上	四等上給俸以上

七學級	四等下給俸以上	三等下給俸以上	三等下給俸以上
八學級	四等上給俸以上	三等下給俸以上	三等下給俸以上
九學級	三等下給俸以上	三等上給俸以上	三等上給俸以上
十學級	三等下給俸以上	三等上給俸以上	三等上給俸以上
十一學級以上	三等上給俸以上	三等上給俸以下	三等上給俸以上

●給料支給方法 第八條 給料は毎月廿五日に支給するものとす但當日日曜日大祭日祝日に當るときは順次繰下げとす。第九條 新任復職増給減給のときは其當月分の給料は發令の翌日より日割計算を以て支給するものとす。第十條 轉任の時は日割計算を以て發令の當日迄に係る給料を其際前任地に於て支給し以後の分は後任地に於て支給定日に支給するものとす。前項第一條の場合に於て給料の過渡あるときは其際之を返納せしむ。

第十一條 休職退職死亡の時は其當日分の給料全額を其際支給するものとす。第十二條 休職を命じたるときは其翌日より給料を支給せず但職務の爲め傷病を受け若し疾病に罹りたるが爲め休職を命じたる者には休職期限尙給料を支給することを得。第一項但書の場合に於ては其給額に關し郡長又は市町村に於て市にありては市參事會町村にあり

ては町村長の意見を聞き上申すべし。第十三條 六週間現役兵の服務中及陸海軍勤務演習三週間以上の者には其期間給料を支給せず。第十四條 免職のときは發令の當日迄又失職に該當したるときは職務を取たる日迄の給料を其際支給するものとす。前項の場合に於て給料の過渡あるときは其際之を返納せしむ。第十五條 休職退職免職失職の者事務引繼殘務調査等の爲め特に命を受け校務に従事したる時は其間日割計算を以て尙従前の給料を支給するものとす。第十六條 職の處分を受けたるもの處分無効に歸したるときは其裁決の翌日より給料を支給するものとす。第十七條 疾病若くは傷病の爲め職務せざることを六十日を踰ゆるときは給料の半額九十日を踰ゆるときは給料の三分の二を減ず但職務の爲め傷病を受け又は疾病に罹りたるものは此限に非ず、給料支給定日以後に於て本文の場合起りたるときは日割計算を以て過渡の分を返納せしむ。第十八條 私事の故障により職務せざることを十五日を踰ゆるときは日割計算を以て給料の半額を減じ卅日を踰ゆるときは全く之を支給せず但忌引父母の祭日學校の休業日は毎日に計算せず、給料支給定日以後に於て本文の場合起りたるときは日割計算を以て過渡の分を返納せしむ。第十九條 第十七條の場合と第十八條の場合と相續して起るときは其日數は續て起りたるものに通算す、第十七條の場合に於て十五日を過ぎ第十八條の場合に移る者は當日より給料を減じ卅日を過ぎ第十八條の場合に移る者は給料を支給せず又十八條に依り額又は給料の支給を停めたる者第十七條に移るも之が爲めに給料に異動を興へざるも

のどす。第廿條 忌引父母の祭日學校の休業と第十七條第十八條の場合と連續するときは忌引父母の祭日學校の休業日の日數を算入せず第十七條若しくは第十八條の期限を過ぎ既に減額又は給料の支給を停止したる者忌引父母の祭日若しくは學校の休業に連續し其忌引父母の祭日若しくは學校の休業日の後直に勤務に服したる者は該忌引父母の祭日若しくは學校休業の日より本給に復するものとす。忌引父母の祭日若しくは學校休業の日を過ぎ尙勤務に復せざる者は總て給減の例に依る。第廿一條 日割計算の法は其月の現日數に依る。計算上厘位未滿の端數を生ずるときは切捨とす。旅費額標準 第廿二條 市町村立小學校教員の旅費額を定むるは左の標準に依るべし。市町村立小學校教員旅費額標準

等	級	汽車賃	海船賃	車馬賃	常一日
一等	正教員	三錢以上	三錢以上	八錢以上	五十五錢以上
	准教員	二錢以上	二錢以上	六錢以上	四十五錢以上
二等	正教員	三錢以下	二錢以下	八錢以下	五十錢以下
	准教員	二錢以下	二錢以下	六錢以下	四十錢以下

修學旅行學事視察又は學術研究等の爲め出張する場合には其時々市參事會又は町村長に於て監督官廳の許可を受けて特に實費を支給し若しくは標準額以下に於て旅費額を定むることを得。第廿三條 市參事會又は町村長は前條標準の範圍内に於て豫め市町村立小學校教員に交附すべき旅費額を定め監督官廳に届出べし。旅費支給方法 第廿四條 旅費は職務に依り旅行するとき其費用に充る爲め支給するものとす。第廿五條 汽車賃は哩

數汽船賃は海里數馬車賃は里數日當は日數に應じ之を支給するものとす。第廿六條 陸路六哩未滿汽車十哩未滿及汽船十海里未滿の旅行には日當を支給せざるものとす。職務の都合に依り宿泊を要するときはその數に應じて日當を支給すべし。第廿七條 汽車賃汽船賃及馬車賃は其種類毎に經過したる路程の總數を合算して之を支給すべし。其一位未滿の端數は計算せざるものとす。第廿八條 正教員の職にある者其任地を轉じたるときは前任地より後任地に至る迄規定の馬車賃汽車賃若しくは汽船賃の二倍を支給すべし。第廿九條 新に任用せらるゝときの旅行は其新任相當の旅費を支給すべし。第卅條 旅費は總て順路の路程に應じて支給すべし。第卅一條 職務に依り旅行中退職又は死亡したる者には前職相當額を以て前任地程の旅費を支給すべし。第卅二條 前二條の場合に於て日當を支給する爲め其日數を計算するには汽車旅行は一日二百哩詰め汽船旅行は一日百海里詰陸路旅行は一日十二里詰とす但距離接近して數種の旅行相跨るときは各其路程の十二分の一を以て一時間の行程とし一日の旅行時間は十二時間とし其日數を計算すべし。諸給與 第卅三條 市町村立小學校教員をして執務時間の制限以外に於て補習科の教授を担任せしむるときは其給料月額三分一以内の報酬を給す其支給方法は給料支給方法に依る。第卅四條 市町村立小學校教員中特に勤勞ある者には慰勞金を給す。第卅五條 職務の爲め傷疾を受け若しくは疾病に罹りたるものには治療料を支給す。第卅六條 郡長又は市長に於て第卅三條の報酬若しくは第卅四條の慰勞金又は第卅五條の治

撥金を給する必要ありと認むるときは其額に關し市參事會又は町村長の意見を聞き上申すべし。第卅七條 宿直賄料等に關する諸給與は市參事會又は町村長に於て適當支給方法を定むることを得。

◎小學校長及教員の任用解職其他進退に關する規則(明治廿四年十一月文省令第二十號)

第一條 小學校教員は學校の種類學級の編制等に應じ相當の資格ある者を任用すべし。
第二條 市町村立小學校は本科正教員中に就き兼任するを常例とす。第三條 府縣知事に於て市町村立小學校に正教員を任用すべき場合に當り適當の正教員たるべき者を得ること能はずと認むるときは期限を定めて准教員を任用することを得 前項に依り一時教授する准教員は其年齢男子は廿年以上女子は十八年以上なることを要す。第四條 府縣知事に於て市町村立小學校正教員を轉任せしめんとするに當り若し之が爲め正教員を准教員となし又は俸給を減少すべき場合に於ては本人の意に反して之を行ふことを得ず但特別の事情ありと認むるときは此限にあらす。第五條 府縣知事に於て市町村立小學校の正教員左の事項に該當すと認むるときは其情狀に依り休職を命すべし但休職の期限は一箇年以内とす。一 傷疾を受け若くは疾病に罹りたる者其職務を行ふに妨げあること二ヶ月以上に及ぶとき 二 學校編制の變更等に依り其人を要せざるに至りたるとき 休職者は職務に従事せず及俸給を減せられ又は全く之を受けざる等の外總て本職者と異なることなし。第六條 府縣知事に於て市町村立小學校の正教員左の事項に該當すと認

むるときは退職を命すべし。一 正當の理由に基き退職を願出でたるとき 二 傷疾を受け若くは疾病に罹り終身其職務に堪へざる時 三 (明治廿七年省令第廿一號削除)

四 休職者の代員として任用せられたる場合に於て休職者の復職するときは、從前の成規に依り授與したる小學校教員免許狀又は之と同一の效を失する小學師範學科卒業證書を有し教員たるものにして其有効期限満つるときは特に辭令書を用ひずして前項に依り退職を命じたる者と同一に見做すべし「休職者の休職期限満つるとき亦同」と。第七條 府縣知事は休職退職の事由に關し第五條第一條の例に依り難きものある場合に於ては文部大臣の指揮を受けて特別の處分をなすことを得。第八條 市町村立小學校長及教員任用休職復職等には辭令書を交付すべし。第九條 私立小學校長は其小學校の教員中に就き兼任するを常例とす。第十條 第三條准教員任用の規限は其設立者に於て之を定め府縣知事の許可を受くべし。第十一條 私立小學校の學校長及教員の任用解職は其設立者より府縣知事に開申すべし。

◎小學校長及教員の任用解職其他進退に關する細則(明治卅年三月縣令第十八號)

第一條 市町村立小學校教員の任用を要するときは郡長又は市長に於て候補者を推薦し給料支給額を具して上申すべし。第二條 三學級以上の市町村立小學校に於ては郡長又は市長は本科正教員中より學校長の兼任を上申すべし。第三條 市町村立小學校に正教員の任用を要する場合に當り適當の正教員たるべき候補者を得ること能はざるときは郡

長又は市長に於て一時教授する准教員の任用を上申すべし其任用の期限は其學年限りとす。第四條 市町村立小學校教員の功績ある者は郡長又は市長に於て増給額を具して上申すべし。第五條 市町村立小學校教員の轉任を要するときは郡長又は市長に於て其事由を具して上申すべし若し其轉任地の他の郡市に亘るときは其關係郡長又は市長に於て連署すべし但特別の事情あるものは此限に非ず。第六條 市町村立小學校正教員を准教員となし又は給料を減少するを要する場合に於ては郡長又は市長に於て其事由を具し且本人の承諾書を添へて上申すべし但特別の事情ありて本人の意に反し之を行はんとするときは其事由を具すべし。第七條 郡長又は市長に於て市町村立小學校の正教員明治廿四年十一月文部省令第廿號小學校長及教員の任用解職其他進退に關する規則第五條第一項に該當し休職を要するときは一ヶ年以内に於て休職の期限を定め左の各款に照して上申すべし。一 傷痍を受け若くは疾病に罹りたる者にありては其傷痍疾病は職務の爲めなりとや否やを調査し且つ其職務を行ふに妨げありし月日數を具し醫師の診斷書を添ふべし。一 學校編制の變更等に依る者にありては其變更の事由及新舊編制の概要を具すべし。明治廿四年十一月文部省令第廿號小學校長及教員の任用解職其他進退に關する規則第五條第二項に依り高等師範學校女子高等師範學校工業教員養成所尋常師範學校又は尋常師範學校に於ける小學校教員講習科に入學するが爲め休職を要するときは其入學すべき學校名及入學の期日を具して上申すべし其事故止みたるときは其年月日を開申すべし。

し明治廿四年十一月文部省令第廿號規則第五條第三項に該當するものあるときは直に其召集の年月日を開申すべし復員の時も亦同じ。第八條 郡長又は市長に於て市町村立小學校正教員明治廿四年十一月文部省令第廿號規則第六條第一項に該當し退職を要する時は左の各款に照して上申すべし。一 退職を願出たる者にありては其出願事由の當否及其事由自己の都合に出たるや否を具すべし。一 傷痍を受け若くは疾病に罹りたる者にありては其傷痍疾病は職務の爲めなりしや否又治癒の見込なきや否やを具し且醫師の診斷書を添ふべし。一 休職者の代員として任用せられたる者其休職の復職する場合に於ては其復職を併せて上申すべし。第九條 郡長又は市長に於て市町村立小學校准教員の解職を要するときは前條に準し其理由を具して上申すべし。第十條 市町村立小學校准教員其所持の免許状有効期限満つるときは辭令を用ゐずして退職を命じたる者と見做す。第十一條 自己の都合に依り退職したる市町村立小學校の正教員は退職後六ヶ月を経ざれば採用せざるものとす。第十二條 私立學校長及教員の採用解職は其時々左の事項を具して設立者より開申すべし。一 採用せられたる者の族籍氏名給料額採用の年月日及其履歷。一 解職せられたる者の氏名及退職の年月日並其事由。第十三條 臨時教授する准教員任用の期限は私立小學校に關し本則第三條を適用す。第十四條 小學校長及教員死亡したるときは市町村立小學校に就きては其市町村長より私立學校に就きては設立者より其氏名及死亡の年月日を開申すべし。第十五條 本則は幼稚園保母師範學校及小學

校に類する各種學校長及教員に關し之を適用す。

◎教科用圖書檢定規則の事(明治廿五年五月 文省令第二號)

第一條 教科用圖書の檢定は師範學校令中學校令小學校令及教則の旨趣に合し教科用に
 適することを認定するものとす。第二條 圖書の出版者は該圖書の檢定を文部省に請ふ
 ことを得。第三條 第二條に依り檢定を請ふ者は圖書一種には其目的とする所の學校一
 種毎に該圖書十部の定價に等しき手数料及該圖書二部を檢定願書に添ひ地方廳を経て文
 部省に納むべし但定價を記載せざる圖書に就ては手数料金十五圓を納むべく又檢定を得
 たる後定價を増加したるときは本文の例に準じ其差額を追納すべし。第四條 第二條に
 依り檢定を受たる圖書中瑣少の修正を加ふれば檢定を與ふことを得べしと認むるもの
 あるときは其廉を檢定出願者に指示することあるべし。第五條 檢定をたる圖書は文部
 省より官報を以て其名冊數定價目的とする學校並學科の種類版權免許又は出版届の年
 月日並に該圖書に記載する所の著譯者及出版者族籍住所姓名等を廣告すべし。第六條
 檢定の效力は檢定を得たる後修正を加へたる圖書に及ばざるものとす。第七條 第五條
 に依り廣告したる定價版權免許又は出版届の年月日並に著譯者及出版者の族籍住所姓名
 等に異動を生じ圖書中其記載方を變更したるとき又は同條に依り廣告したる冊數を變更
 したるときは更に官報を以て其旨を廣告するに非ざれば檢定の效力該圖書に及ばざるも
 のとす。第八條 檢定を得ざりし圖書の出版者の願に依りては其圖書の檢定を得ざりし

事由の概要を指示することあるべし。第九條 檢定出願中の圖書若くは檢定を得たる圖
 書に修正を加へ檢定を請ふ者は更に第三條の手数料を納むることを要せず。第十條 圖
 書の出版者は其檢定を得たる圖書にして第七條の變更あるに會するときは其事項の廣告
 を文部省に請ふべし。第十一條 檢定を請ひたる後は其願下をなすとき又は其他何等の
 事由ありとも既に納めたる手数料は之を還付せざるものとす。第十二條 本則に於て修
 正と稱するは圖書の名稱を變更し文章字句圖書を増減若くは校訂し又は字体畫形を變更
 し又は註解附録序跋を加除若くは變更する等の場合を包含するものとす。第十三條 第
 四條に依り圖書中修正すべき廉を指示したるときは六ヶ月内に其廉を修正して該圖書の
 檢定を追願すべし此期限内に修正追願せざるときは該圖書は檢定を與へず。第十四條
 檢定を得たる圖書は毎冊見易き所に明治何年何月何日文部省檢定済の文字を記載すべ
 し。
 (後に書式あり)

◎教科用圖書檢定を得ざりし事由の指示を請ふもの出

願期限の事(明治廿五年十月 文省告示第十號)

明治廿五年五月文部省令第二號教科用圖書檢定規則第八條に依り檢定を得ざりし圖書の出
 版者に於て其圖書の檢定を得ざりし事由の指示を乞ふ者は指令の日より六十日間直に
 當省へ出願すべし。

◎教科用圖書檢定手数料登記印紙納付の事(明治廿五年七月 文省令第十七號)

教科用圖書檢定手数料は明治廿四年 月 二 敕令第二百四十五號に依り本年九月一日より登記印紙を以て納むべし。

◎學校教員學力試驗及免許狀授與手数料として納むる登記

印紙貼用方(明治廿五年四月 縣告示第四十一號)

本年三月文部省令第四號に基き登記印紙を以て納むべき學校教員學力試驗手数料は其願書に同免許狀授與並書換手数料は其受領書に其金額に相當する印紙を貼用し署名の下に押捺する印を以て書面と印紙の彩紋とに掛け消印すべし但本令發布以前に於て免許狀を受け未だ其手数料を納めざるものは上納書へ本文の手續を爲して差出すべし。

◎登記印紙を以て納むべき學校教員學力試驗及免許狀授與

手数料の貼用及消印方(明治廿五年四月 文部告示第三號)

本年三月文部省令第四號に依り登記印紙を以て手数料を納むるには學校教員學力試驗手数料に係るものは地方廳に於て願書の査閲を受けたる後其願書に學校教員免許狀授與手数料に係るものは免許狀受領のとき其受領書に印紙を貼付し消印すべし。

◎市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法の事(明治廿三年十月 法律第九十號)

第一條 市町村立小學校の正教員は此法律の規定に従ひ退職料を受くるの權利を有す。

第二條 在職滿十五年以上の者左の事項の一に當るときは終身退職料を給す 一 年齢六十歳を超え退職を命じたるとき 二 傷痍を受け若くは疾病に罹り其職務に堪へざる

が爲め退職を命じたるとき 三 廢校に依り退職し又は學校編制の變更に依り退職を命じたるとき 第三條 左の事項の一に當るときは前條の年限に滿たざるも終身退職料を給し尙其最下金額十分の七迄の増加退職料を給す 一 職務に依り傷痍を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして其職務に堪へざるが爲め退職を命じたるとき 二 職務に依り健康に有害なる感動を受くるを願ふること能はずして勤務に従事し爲に疾病に罹り一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして其職務に堪へざるが爲退職を命じたるとき 第四條 官吏恩給法第五條第一項第四項第六項第十一條は退職料に適用す 第五條 退職料等の支給上に關する在職年數の算定に關する規則は敕令を以て之を定む。

第五條 退職料を受くる者左の事項の一に當るときは退職料を受くるの權利を失ふものとす 一 失職に該當すべき現職中の所爲確定したるとき 二 禁錮以上の刑に處せられたるとき 三 日本臣民たるの分限を失ひたるとき 四 第二條第二第三條若くは第

一 條に依り退職料を受くる者復た其職務に堪ふるに至ることあるも仍府縣知事より指命せらるゝ所の教職に就かざる者又は第二條第三條に依り退職料を受くる者府縣知事より指命せらるゝ所の教職に就かざるとき但其給料は退職現時の給料より少額ならず且年齢未だ六十歳に至らざる場合に限る 五 府縣知事の許可を経ずして公務に就きたるとき、退職料を受くる者左の事項の一に當るときは其時間退職料を受くることを得ず 一 公務に就き退職現時の給料額と同額以上の給料を受くるとき 二 三年以上受領を

怠りたるるとき 三 公權を停止せられたるとき 第六條 年齢未だ六十歳に至らずし、自己の便宜に依り退職したる者又は免職に處せられ若くは失職に該當したる者は退隱料を受くるの資格を失ふものとす。第七條 市町村立小學校の准教員は職務の爲め傷病を受け若くは疾病に罹り第三條に該當する者に限り退職現時の給料百分の一の退隱料を終身給與す。第八條 在職滿五年以上十一年未滿にして退職したる市町村立小學校正教員は退職現時の給料二ヶ月分に當る金員を給し其滿十一年以上十五年未滿にして退職したる者は給料三ヶ月分に當る金員を給す、第二條第三條又は第七條に依り退隱料を受くる者自己の便宜に依り退職したる者又は免職に處せられ若くは失職に該當したる者又は前項の給與を受くべき事由の生じたる後三ヶ月内に之を請求せざる者は前項の限にあらす、自己の便宜に依り本條第一項の給與を受けざる者他日市町村立小學校正教員の職に就くときは前の在職年數を以て退隱料等の給與上に關する在職年數に算入すべきものとす但其給與を受くべき事由の生じたる後三ヶ月内に之を受けざることを申立てざる者は本文の限にあらす。第九條 退隱料の支給及第八條の給與は市町村長の證明に依り府縣知事之を裁定す、官吏恩給法第十六條及第十八條は退隱料に適用す。第十條 市町村立小學校正教員左の事項の一に當るときは其遺族は此法律の規定に従ひ扶助料を受くるの權利を有す 一 在職十五年以上の者在職中死去したるとき 二 在職十五年未滿の者職務の爲め死去したるとき 三 退隱料を受くる者死去したるとき 第十一條 官吏遺

族扶助法第四條第一項第二項第五條乃至第十條第十二條乃至第十六條は此法律に規定する扶助料に適用す、官吏遺族扶助法第十一條は此法律に規定する扶助料を受くべき寡婦孤兒又は父母祖父母なくして死去したる者の戸籍内に在る二十歳未滿又は癱疾若くは不具にして産業を營むこと能はざる兄弟姉妹ありて之を給養する者なき場合に適用す。第十二條 在職十五年未滿の市町村立小學校正教員在職中職務の故にあらすして死去したるときは其遺族に一時扶助金を給す、前項の扶助金は在職三年未滿にして在職最終の給料一ヶ月分に當る金員とし三年以後滿一年毎に給料年額百分の二に當る金員を加ふ。第三十條 扶助料及扶助金の支給並に第八條及第十一條第二項の給與は市町村長の申牒に依り府縣知事之を裁定す。第十四條 府縣には小學校教員恩給基金を備ふべし、市町村は其市町村立小學校に在職する正教員の給料額百分の一に當る金員を毎年其府縣に納むべきものとす 市町村立小學校正教員も亦同じ 前二項の納金は府縣小學校教員恩給基金とし之より生ずる利子は他へ支消することを得ず。

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則(明治廿五年二月) 文部令第二號
 退隱料の請求 第一條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第二條第三條第四條第七條に依り退隱料を受くべき者は退隱料請求書を作り退職の際勤務せし小學校所屬市町村長に差出すべし。第二條 退隱料請求書には左の書類を添付すべし、一 在職中の履歷書 二 市町村長の證明したる戸籍調書但市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助

料法第七條に掲げたる者は之を要せず。第三條 職務に依り傷病を受け若くは疾病に罹り退隱料を請求する者は前條に掲ぐる書類の外尙左の書類を添付すべし官吏恩給法第六條を適用すべき者亦同じ、一 在職中の履歷書、二 市町村長の證明したる戸籍調書但市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第七條に掲げたる者は之を要せず。第四條 退隱料請求書を受けたる市町村長は事實を取調請求の理由ありと認むるときは之を證明し證據書類を添へ府縣知事に差出すべし。市町村長に於て請求の理由なしと認むるときは意見を具して之を府縣知事に差出すべし。第五條 府縣知事に於て前條の請求を許可したるときは退隱料證書を作り之を本人に交付すべし但退隱料増加の爲め更に退隱料證書を交付するときは前に交付したる證書を返納せしむべし。第六條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第八條第一項に依り給與金を受くべき者は給與金請求書を作り在職中の履歷書を添へ退職の際勤務せし小學校所屬市町村長に差出すべし市町村長は事實を取調證據書類を添へ府縣知事に差出すべし、府縣知事に於て前項の請求を許可したるときは辭令書を作り之を本人に交付すべし、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第八條第三項に依り給與金を受けることを申立つる者は市町村長を経て府縣知事の承諾を取くべし。第七條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十條第十一條第一項第十二條に依り扶助料又は扶助金を受くべき者は扶助料請求書又は扶助金請求書を作り親屬二名親屬なきときは近隣の戸主二名連署し退隱料を受けずして

死去したる者の遺族にありては死者の最終勤務せし小學校所屬市町村長に退隱料を受け死去したる者の遺族又は扶助料の轉給を受くべき者に在ては居住地の市町村長に差出すべし、市町村長は其所屬市町村立小學校正教員遺族の扶助料又は扶助金を受くべき者ある時は扶助料又は扶助金の請求上必要なる書類を遺族に交付すべし。第八條 扶助料請求書又は扶助金請求書には市町村長の證明したる戸籍調書及左の書類を添付すべし、一 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十條第一第二十二條に當る者の請求書には市町村長より交付したる死者の履歷書、二 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十條第三に當る者の請求書には死者の退隱料證書、三 官吏遺族扶助法第四條第二項を適用すべき者の請求書には傷痕若くは疾病の職務に起因したる證據書類醫師をして診察せしめたる時は其診斷書及退隱料を受けずして死去したる者の遺族に在ては本條第一の書類退隱料を受け死去したる者の遺族に在ては本條第二の書類、四 扶助料を受くる者死去し又は權利消滅したるとき其扶助料の轉給を受くべき者の請求書には前者の確定裁扶助料證書、五 公權停止に依り扶助料の轉給を受くべき者の請求書には其事由を詳記判の宣告書寫、六 官吏遺族扶助法第十五條を適用すべき者の請求書には其事由を詳記したる書類醫師の診斷書及退隱料を受けずして死去したる者の孤兒に在ては本條第一の書類退隱料を受け死去したる者の孤兒に在ては本條第二の書類公務に起因する傷痕若くは疾病に依り死去したる者の孤兒に在ては本條第三の書類扶助料の轉給を受くべき孤兒に

在ては本條第四の書類。第九條 扶助料請求書又は扶助金請求書を受けたる市町村長は事實を取調證據書類を添へ扶助料又は扶助金を支給すべき地の府縣知事に差出すべし。府縣知事に於て前項の請求を許可したる時は扶助料證書を作り之を本人に交附すべし其扶助金に係るものは辭令書を用ふべし。第十條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十一條第二項に掲げたる給與金の請求等は扶助金の例に依るべし但癩疾若くは不具にして營業を営むこと能はざる者の請求書には醫師の診斷書を添付すべし。退隱料扶助料の支給及停止 第十一條 退隱料支給の期は退職の翌月より始まり死去の月を以て終る者とす。退隱料及扶助料は其年額を四分し四月七月十月一月に於て其前三ヶ月分を支給すべし但權利消滅の時及給與金扶助金は期月に拘はらず之を支給すべし。第十二條 退隱料又は扶助料を受くる者其金額を受領せんとするときは退隱料證書又は扶助料證書を以て其受領權あることを證明すべし。第十三條 退隱料を受くべき權利消滅し若くは停止せらるべき者の支給の終始は左の各項に依るべし。一 失職に該當すべき現職中の所爲確定したるときは其確定の日 禁錮以上の刑に處せられたるときは確定裁判の宣告を受けたる日 日本臣民たるの分限を失ひたるときは其失ひたる日を以て支給を終る 二 市町村小學校教員退隱料及遺族扶助料法第五條第一項第四に當るときは教職に任用するの辭令書を受けたる日、同項第五に當るときは公務に就きたるの日を以て支給を終る 三 公務に就き退職現時の俸給額と同額以上の給料額を受くるときは其給

料の支給を始むるの前日を以て支給を停め其給料の支給を終りたる日の翌日より支給を復す 四 三ヶ年以上受領を怠りたるときは其受領を怠りたる支給期月の翌日より起算し其一期の支給を廢す 五 公權を停止せられたるときは監視に付せらるべき確定裁判の宣告を受けたる日を以て支給を停め刑期満期の日の翌日より支給を復す。第十條 扶助料支給の終始は左の各項に依るべし。一 日本臣民たるの分限を失ひたるときは其失ひたる日 重罪の刑に處せられたる時は確定裁判の宣告を受けたる日を以て支給を終る 二 公權を停止せられたるときは禁錮の刑に處せられ若くは監視に付せらるべき確定裁判の宣告を受けたる日を以て支給を停め刑期満限の日の翌日より支給を復す 三 公權停止中轉給を受くべき者の支給は本人停止の翌日を以て始め復給の前日を以て終る。第十五條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第三條に掲げたる増加退隱料の等差は左の如し。第二項 兩眼を盲し若くは二肢以上を亡したるとき 十分の六 第三項 第一項 前項に準ずべき傷瘻を受け若くは疾病に罹りたるるとき 十分の六 第三項 一肢を亡し若くは二肢の用を失ひたるるとき 十分の五 第四項 前項に準ずべき傷瘻を受け若くは疾病に罹りたるるとき 十分の四 第五項 一眼を盲し若くは一肢の用を失ひたるるとき 十分の三 第六項 前項に準ずべき傷瘻を受け若くは疾病に罹りたるるとき 十分の二、傷瘻疾病の等差は明治十八年太政官達第十六號文官傷瘻疾病等差例に依る。第十六條 退隱料又は扶助料を受くる者他の市町村に轉籍若くは寄留するときは轉籍若く

は寄留したる地の市町村長を経て府縣知事に届出べし、他の府縣に轉籍若くは寄留するときは轉籍若くは寄留したる地の市町村長を経て退隱料又は扶助料を支給すべき地の府縣知事に届出べし、退隱料又は扶助料を支給すべき地の府縣知事は毎期支給すべき退隱料又は扶助料を轉籍若くは寄留したる地の府縣知事に送付し其支給方を委託すべし、前項の委託を受けたる府縣知事は之を本人に交付し其領收證書を徴して委託の府縣知事に送付すべし。第十七條 退隱料又は扶助料を受くる者死亡し若くは權利消滅し又は公權を停止せられたるときは本籍市町村長より退隱料又は扶助料を支給すべき地の府縣知事に報告すべし。第十八條 退隱料を受くる者公務に就きたるときは其所屬主長より退隱料を支給すべき地の府縣知事に報告すべし解職したるとき亦同じ其有給者に係る報告書には給料額及給料の支給を始むる日、解職の時は支給を終りたる日を付記すべし給料額に増減を生じたるときは其時々之を報告すべし。第十九條 第十七條の場合に於て扶助料を受くべき者又は其轉給を受くべき者なきときは又は退隱料を受くるの權利を失ひ若くは扶助料の支給を廢すべき者に係るときは本籍市町村長は退隱料證書又は扶助料證書を收めて退隱料又は扶助料を支給すべき地の府縣知事に送付すべし、本人他の市町村に居住せる場合に於ては該市町村長に委託して之を收むるとを得。第二十條 府縣知事は第五條又は第九條に依り退隱料證書又は扶助料證書を本人に交付すると同時に之を其本籍市町村長に通知すべし。第二十一條 水火災盜難等に依り退隱料證書又は扶助料證書を亡

失したる者は居住地の市町村長を経て退隱料又は扶助料を支給すべき地の府縣知事に届出べし、府縣知事に於て前項の届出を受けたる時は其事實を調査し退隱料證書又は扶助料證書の謄本を作り之を交付すべし、前項退隱料證書又は扶助料證書の謄本は本證書と同一の效力ある者とす。第二十二條 退隱料又は扶助料を受くる者氏名を改るめるときは退隱料證書又は扶助料證書を添ひ居住地の市町村長を経て退隱料又は扶助料を支給すべき地の府縣知事に届出べし府縣知事は證書の裏面に其事實を記載し署名捺印して之を本人に交付すべし。

○學校職員三大節賀表差出方及參賀の事(明治十五年十月 縣丁第六十三號)
校長教諭訓導書記等新年紀元節天長節賀表差出すべし但書式は左の雛形に照準すべし前橋市中に在校の職員は縣廳へ參賀する儀と相心得べし。
(料紙美濃或は大牛紙)

謹奉賀	新年	紀元節	天長節	年月日	訓導何某
折					

目

何小學校長 何某

縣知事宛

●兵事に関する部

●徵兵令の事(明治廿二年一月 法律第一號)

◎總則 第一條 日本帝國臣民にして満十七年より満四十歳迄の男子は總て兵役に服する義務ある者とする。第二條 兵役は分て常備兵役後備兵役補充兵役及國民兵役とす。第三條 常備兵役は分て現役及豫備兵役とす、現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年にして満二十歳に至りたる者之に服し豫備兵役は陸軍は四ヶ年四ヶ月海軍は三箇年にして現役を終たる者之に服す。第四條 後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す。第五條 補充兵役は陸軍に在ては第一補充兵役第二補充兵役とし第一補充兵役は七箇年四ヶ月にして其年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服し第二補充兵役は壹ヶ年四ヶ月にして其年所要の第一補充兵員に超過する者之に服す又海軍にあつては一ヶ年にして其年所要の現役兵員に超過する者之に服す。第六條 國民兵役は分て第一國民兵役第二國民兵役とす、第一國民兵役は後備兵役及第一補充兵役を終りたる者之に服す。第七條 第二國民兵役は常備兵役後備兵役補充兵役及第一國民兵役に在らざる者之に服す。第七條

各兵役の期限既に満ると雖も戰時或は事變に際する時若くは臨時に演習或は觀兵の舉ある時若くは航海中或は外國駐劄中は其期を延すとあるべし。第八條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服することを許さず。◎服役 第九條 陸軍現役兵及補充兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材藝能職業に従ひ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り常籤の者を以て之れに充つ、海軍現役兵及ひ補充兵は毎年所要の人員に應じ沿海地方及び島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り常籤の者を以て之れに充つ但し海軍志願兵徵募規則に依り服役する者は本令の限にあらす、警備隊を置きたる島嶼の壯丁(近衛師團に編入する者を除く)は總て之を警備隊に充て其地に於て服役せしむ但し在營期限は一ヶ年以内とす。第十條 雜卒の現役期限は其職務に依り之れを短縮する事あるべし但し常備兵役の全期は之れを減することなし。第十一條 抽籤番號の順序に依り其年の補充兵役所要員に超過する者は國民兵役に服せしむ。第十二條 二十歳に至らずと雖も満十七年以上の者は志願に因り現役に服することを得。第十三條 満十七歳以上二十八歳以下にして官立學校(小學校及理科等)一府縣立師範學校中學校若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若くは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し若くは陸軍試驗委員の試験に及第し服役中食料被服裝具等の費用を自辨し豫備後備將校たる冀望を有する者は志願に由り一ヶ年間陸軍現役に服することを得但費用

の全額を自辨し能はざるの證有る者には其幾部を官給することあるべし一年志願兵の豫備役後備役年期は敕令を以て之れを定む。満十七歳以上満十八歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官立公立小學校の敎職にあるものは六週間陸軍現役に服せしむ其服役に關する費用は官給とす。前項の現役を終りたる者は直に國民兵役に服せしむ。第三項又は第四項に依り服役中の者にして満二十八年迄に其敎職を罷むる者は抽籤の法に依らずして更に二ケ年間陸軍現役及常例の豫備役後備役に服せしむ但し第一項に依り一年志願兵を志願する者は此限にあらず。第十四條 禁錮の刑に處せられ若しくは賭博犯に依り懲罰に處せられたる者は一年志願者たることを許さず。第十五條 現役中殊に勤勞に熟し品行方正なる者は歸休を命ずることあるべし。第十六條 豫備兵後備兵は戰時若くは事變に際し之を召集す平時に在ては毎年一度六十日以内勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼を爲す。第十七條 第一補充兵及海軍補充兵は現役兵の欠補に充て又戰時若くは事變に際し之を召集す但し第一補充兵を以て現役兵の補欠に充るは其服役の初年に限る。第一補充兵は平常に在て百五十日以内敎育の爲め之を召集す其他勤務演習及簡閱點呼を爲すこと豫備兵に同じ。第二補充兵は戰時若くは事變に際し第一補充兵を召集し尙兵員を要するとき之を召集す。第十八條 國民兵は戰時若くは事變に際し後備兵を召集し仍ほ兵員を要するときに限り之を召集す。免役延期及猶豫 第十九條 兵役を免するは廢疾又は不具にして徵兵檢査規則に照らし兵役に堪へざるものに

限る。第二十條 左に掲ぐる者は徵集を延期す次年に於て徵集に適せざる者は國民兵役に服せしむ。第一体格完全且つ強壯なるも身幹未だ定尺に滿たざるもの。第二 疾病中又は病後にして勞役に堪へざるもの。第二十一條 公權の剝奪若くは停止を附加すべき重輕罪の爲め訊問若くは拘留中の者は徵集を延期す。第二十二條 徵集に應ずるときは其家族自活し能はざる確證あるものは本人の願に依り徵集を延期す其事故三ケ年を過るも仍ほ止まざるときは國民兵役に服せしむ但し分家又は絶家廢家再興の故を以て本條に當る者其他自活し能はざる事故を爲したる者は其願を許可せず。第二十三條 第十三條第一項に掲ぐる學校に在校の者は本人の願に由り満二十八歳迄徵集を猶豫す其事故満二十八歳迄に止み又は二十八歳を過るも仍ほ止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す但し第十三條第一項に依り一年志願兵を志願する者及第十三條第三項に依り服役する者は此限りにあらず、外國に在る者(朝鮮國にあるものを除く)は本人の願に因り徵集を猶豫す満三十二歳迄に歸朝する者は抽籤の法に依らずして之を徵集し三十二歳を過くる者は國民兵役に服せしむ但し第十三條第一項に依り一年志願兵を志願する者は此限りにあらず。第二十四條 餘人を以て代ふべからざる職務を奉ずる官吏及市長村長助役及收入役は豫備兵後備兵に在ると第一補充兵にあるとを問はず勤務演習簡閱點呼の爲め召集することなし、法律を以て設立したる議會の議員其開會中亦同じ。第二十五條 毎年一月より十二月迄に満二十歳となる者は其年の一月一日より同月三十一日迄に又第二十三條第

一項に當るものにして二十八歳迄に事故止み同條第二項に當る者にして三十二歳迄に歸朝したる者は十四日以内に書面を以て(戸主に非ざるも)本籍の市町村長に届出べし但し二十歳未満にして現役を終へたる者又は現役中の者は本條の届出を爲すに及ばず。第二十六條の徵集は本籍所在の徵募區に於てするものとす。第二十七條 疾病又は犯罪等の爲め期限に際し入營し難き者は翌年之を徵集す。第二十八條 兵役を免れんか爲め身体を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潜匿したる者又は正當の事故なく身体の検査を受けざる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す。第二十九條 服役年限の計算は現役豫備役補充役及海軍後備役に在ては各其役に就く年の十二月一日(第十三項に因り服役する者の現役年期の計算は)より陸軍後備役に在ては其役に就く年の四月一日より起算す但し第七條に依り延期したる者と雖も服役年限の計算は延期せざるものと同じ、現役中禁錮の刑に處せられ又は逃亡したる者其刑期中及逃亡中の日數は現役年期に算入せず其豫備役年期は現役を終る年より起算し陸軍に在ては第六年目の三月三十一日迄海軍に在ては第五年目の十一月三十日迄とす但し第十條に依り現役年期を短縮したるものは其現役を短縮したる場所に於ける豫備役年期に應じ本項に準じて計算す、豫備役後備役及び補充役中犯罪の爲め又は正當の事由なくして召集を缺きたる者其召集を缺きたる年は服役期限に算せず。第三十條 第二十五條の届出を爲ざるもの及正當の事故なく身体の検査を受けざるものは三圓以上三十圓以下の罰金に處す。第三十一條 兵役

を免れんが爲め逃亡し又は潜匿し若くは身体を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す。

○徵兵検査規則の事(明治廿五年三月 陸軍省令第三號)

此検査は學術上諸種の方法を施すことを得。左の疾病畸形の者は不合格とす、一悪性腫瘍 二骨軟化、佝僂病 三象皮腫、癩 四動脈瘤 五癩痢 六白癩 七癩狂 八夜盲 九盲 十耳殼若は鼻の全缺するもの 十一聾 十二啞 十三唇、齒牙、口内の疾病にして官能に大なる妨あるもの 十四食道狹窄 十五脊梁、骨盤の畸形にして運動に大なる妨あるもの 十六歇兒尼亞 十七關節畸形 十八習癱脫臼 十九支肢の短縮、彎曲 二十指節の強剛にして把握に大なる妨あるもの 廿一拇指若くは示指若くは二指以上を失したるもの 廿二翻足 廿三第一趾を失したるもの若くは三趾以上を失したる者 前項の疾病畸形中輕症にして服役し得べきものは合格とし爾餘の疾病畸形と雖も服役し得べからざるものは不合格とす。徵兵体格の等位は分ちて甲、乙、丙、丁、戊の五種とし甲種は身長五尺以上にして身体強健なるもの、乙種は身長五尺以上にして身体甲種に亞ぐ者、丙種は身体五尺以上にして身体乙種に亞ぐもの及身長五尺未滿四尺八寸以上にして丁種戊種に當らざる者、丁種は前に掲げたる疾病奇畸に當り身長四尺八寸に滿たざるもの、戊種は体格完全且強性なるも身幹未だ定尺に滿たざる者及疾病中又は病後にして勞役に

堪ざる者なり。其甲乙の二種を合格とし現役に徴すべきものとし丙種は國民兵役に置くものとし丁種を不合格戊種を徵集延期とす。

●徵兵旅費規則の事(明治二十年十二月 大省令第十七號)

徵兵旅費は檢査及入營の二種とす片道三里以上の旅行より之を支給す、檢査旅費は檢丁呼出に係る檢丁の父兄廢疾不具者に同伴したる保護人及抽籤人檢査所又は抽籤場へ往復の旅費とす、入營旅費は新兵入營の旅費とす。檢査旅費は一里に付金貳錢五厘入營旅費は同金四錢の割を以て支給す但一里未滿の端里數は切捨とす官の都合に依り特に滞在を命じたる時檢査旅費に在ては金貳拾貳錢入營旅費に在ては金貳拾八錢の滞在日當を支給す、官の都合に依り特に滞在を命じたるに在らずと雖も河留雪問にして途中に滞在する時は其地戸長の證明書を添へ請求するときは滞在日當を支給することを得(第二條)。片道三里未滿の旅行と雖も島嶼に住居し渡航にあらざれば至り難き者は渡航賃の實費を支給することを得、片道三里未滿の旅費と雖も官の都合に依り特に宿泊を命じたる時は檢査旅費に在ては金拾五錢入營旅費に在ては金貳拾錢の宿泊料を支給す。片道三里以上の旅行にして島嶼に住居し渡航にあらざれば至り難きもの若くは地勢上渡航又は瀛車乗用を便とするときは前々條に依らず其實費(瀛車瀛船は下等貨たるべし)を支給することを得本條の場合に於ては泊數に應じて前條の宿泊料を給す其陸行(徒歩旅行)と相跨る日亦之に準し尙陸路里數に應じて別に前々條の旅費を支給す。新兵入營の旅行は一日十里詰とし若し各兵集合上の都

合に依り其見積行程より延着せし時は増日數に應し滞在日當の額を支給す。檢丁若くは呼出に係る檢丁の父兄廢疾不具にして歩行する能はざる者は第二條の外片道一里以上より一里に付金六錢の車駕賃を支給す但し一里未滿の端數は切捨とす。新兵入營途中疾病により歩行する能はずして車駕を乗用し又は滞在したるときは附添吏員の證明書及醫師の診斷書を添へ請求するときは車駕賃の實費若くは滞在日當を支給することを得。新兵に附添ひ營所に至る郡區書記若くは戸長の旅費は内國旅費規則に依る。北海道廳長官府縣知事の見込に依り本則中の給額を減少するは適宜たるべし。

●徵兵參事員手當金並に旅費支給規則の事(明治廿二年四月 内省令第六號)

一 手當金は府縣郡市島嶼を問はず出務日數に應し一日金一圓を支給す。一 旅費は左表の金額を給す其支給法は明治十九年閣令第十四號内國旅費規則に依る但し地方の情況により認可を経て定額の旅費を節減するを得

汽車賃		汽船賃		馬車賃		日當	
一哩毎に	一海里毎に	一里毎に	一日毎に	金四錢	金五錢	金十錢	金七十錢

陸軍六週間現役兵條例の事(明治廿八年十月 敕令第四百一十一號)

第一條 徵兵令第十三條第三項に依り六週間陸軍現役に服せしむべき者は教職に就きたる年若くは其翌年に於て其住居地師管内の歩兵隊(警備隊を置く島嶼に編入し服役せしむ。)に編入し服役せしむ。

第二條 六週間現役兵の入營期日は毎年六月一日とす但し疾病其他の事故に依り期日より三日以内に入營し難き者は翌年徵集す、戦時若くは事變に際しては其徵集を延すことあるべし。

第三條 現役服役日數は入營期日より起算す。

第四條 六週間現役の教育は聯隊長(獨立大隊に在ては隊長警備隊に在ては司令官以下之に倣ふ)其責に任す。

第五條 六週間現役兵中勤務勉勵品行方正にして第二國民兵を以て編成する部隊の幹部たるを得べき材幹ある者には聯隊長其成績を具し順序を経て師團長(第七師管に在ては屯田兵司令官)の認許を受け國民軍管部適任證書を授與す。

第六條 六週間現役兵の身体検査は入營すべき年に於て一般の徵兵検査と同時に之を行ふ徵集に適せざる者は徵兵検査規則に照して之を處分す、北海道及沖繩縣に在る者の身体検査に關する規定は陸軍大臣別に之を定む。

第七條 検査往復旅費及入營旅費は官給す。

陸軍一年志願兵條例の事(明治廿六年七月 敕令第七十三號)

第一條 徵兵令第十三條に依り一年志願兵と成る者は居住地師管内に於て服役すべき兵科及衛戍地を撰ぶことを得但第四條に當る者は此限りに非ず。

第二條 一年志願兵には所屬隊より糧食被服裝具兵器彈藥の現品を給し被服費裝具費彈藥費及兵器修理費として

金六拾貳圓糧食費として金三十八圓を納めしむ又騎兵科に入る者には馬匹を貸與し馬糶費裝蹄費剔毛費及馬藥費として更に金七拾五圓を納めしむ以上の金額にて不足を生ずるときは之を追徴し殘餘有る時は之を還附し兵器は本人満期の際之を返納せしむ。

第三條 一年志願兵は在營せしむるを例とす但し本人の願に依り聯隊長(聯隊を成さざる隊に在ては該隊長以下同し)外泊を許し通勤せしむることを得。

第四條 費用の全額を自辨し能はざるの證在る者は糧食費外の費用を官給す。

第五條 一年志願兵は總て無給料とす其検査往復並に入營退營旅費亦自辨とす。

第六條 官費服役を許すべき一年志願兵の定員は毎年陸軍大臣之を定む、官費服役出願者前條の定員を超過するときは年少の者より順次次に廻し入隊せしむ。

第七條 一年志願兵現役満期の後六箇年四ヶ月間豫備役に五箇年間後備役に服せしむ豫備役後備役中犯罪の爲め又は正當の事由なくして召集を缺きたる者其召集を缺きたる年は服役年算せず。

第八條 一年志願兵志願者は其願書を一月三十一日迄に本籍の島司郡市長(東京京都大阪ノ三市及北海道ノ區ニ在テハ區長以下同シ)を経て居住所地管の師團長に差出すべし但し徵兵令第十三條の學校卒業者は卒業證書寫及戸主に非ざる者は戸主二十歳未滿者は戸主若くは後見人の承諾書を添附するを要す、島司郡市長は志願者の身元資産並に犯罪有無の證明書を製し其願書に添附すべし。

第九條 前條の志願者にして一月三十一日迄に徵兵令第十三條の學校を卒業せざる者は其年十月三十一日迄に卒業すべき者に限り學校長の證明書を以て卒業證書寫に換ふるを得但し卒業の上は直に卒業證書寫を添へ師團長に届出

べし。第十條 師團長は第八條の志願者中學術試験を受くべき者の人名書二通を製し其一通を監軍に呈し一通を身体検査を爲さしむべき軍醫に下附する者とす。第十一條 一年志願兵の學術試験格例は毎年監軍之を定め陸軍大臣之を告達す。第十二條 師團長は學術試験を受くべき者の身体検査時日を定め府縣知事に通達し本人を検査地に召集す。第十三條 師團長は軍醫をして學術試験を受くべきものの身体検査を爲しめ其合格者は陸軍將校生徒試験臨時委員をして學術試験を行はしむ。第十四條 師團長は試験の成績に據り及第落第を定め及第者には一年志願兵認定證書を付與し落第者には其旨を通知すべし、第八條但書の卒業者及第九條に當る者は通常の徴兵と同時に身体検査を爲し合格者には一年志願兵認定證書を付與し不合格者には其旨を通知すべし但し第九條に當る者の認定證書は同條但書の届出を爲したるとき之を付與するものとす、第四條に當る者は認定證書の外別に官費服役證書を付與すべし。第十五條 一年志願兵の入隊期日は毎年十二月一日とす。第十六條 一年志願兵認定證書を受たる者は入隊すべき年の十一月三十日迄に第二條若しくは第四條の金額を所屬隊に納付すべし但し入隊前外泊の許可を受たる者は第二條の糧食費を控除し納付すべし。第十七條 一年志願兵の教育に關しては聯隊長其責に任する者とす。第十八條 一年志願兵中勤務熟達品行方正にして豫備士官たるを得べき材幹ある者は入隊の日より起算し四箇月の後一等卒を命し通常教育の外特別の教育を授け更に箇月の後上等兵と爲し下士の勤務を爲さしめ更に三箇月の後二等軍

の階級に進め諸勤務を練習せしむ其服役満期に際しては聯隊長終末試験委員をして終末試験を爲さしめ其成績を具し師團長(歩兵に在ては旅團長を経て)の認可を受け及第者には終末試験及第證書を授與し一等軍曹に其落第者は二等軍曹に任し豫備役に編入す。第十九條 前條及第二十二條の選に當らざる者は入隊の日より起算し六箇月の後一等卒を命し更に三箇月の後上等兵と爲し通常教育の外下士たるの教育を授け服役満期の際其成績優等の者は師團長の認可を受け下士適任證書を付與し若しくは之を付與せずして豫備役に編入す。第二十條 第十八條及第二十二條に當る者にして疾病其他の事故に由り豫備士官の見込なきに至りたる時は第十九條の例に準し取扱ふものとす。第二十一條 醫學、藥學、理財學若しくは商業學の卒業證書を所持する者は歩兵隊(理財學商業學卒業證書を所持する者は師團司令部所在の歩兵隊に限る)に獸醫學の卒業證書を所持する者は騎兵隊、野戰砲兵隊又は輜重兵隊に於て前半年間隊列勤務を爲し後半年初に於て軍醫生、藥劑生、獸醫生又は軍吏生と爲り各専門の勤務を練習することを得、志願の者は入隊の際其卒業證書寫を添へ出願すべし、前項の獸醫生と爲らんとする者は第一條の馬匹に關する納金を要せず。第二十二條 前條の志願中勤務勉勵品行方正にして豫備士官たるを得べき志操あるものは入隊の日より起算し四ヶ月の後一等卒を命し更に二ヶ月の後上等兵を命すべし之に、軍醫生、藥劑生、獸醫生、軍吏生を命するには師團監督部長若しくは軍醫部長、軍醫部長より師團長の認可を受くるものとす但軍吏生と爲したる者は下士の勤務を爲さしめ上等兵を命したる時より更に三ヶ月の

後一等書記の階級に進むべし。第二十三條 軍醫生の教育は該隊上級醫官、藥劑生の教育は衛戍病院長、獸醫生の教育は該隊上級の、獸醫官、軍吏生の教育は師團監督部長各其責に任ずるものとす。第二十四條 軍醫、藥劑生、獸醫生は曹長同等の取扱を受くるものとす。第二十五條 軍醫、藥劑生、獸醫生は師團監督部長及軍吏生と爲したる者は服役満期の際師團監督部長、軍醫部長若しくは獸醫部長終末試験委員として終末試験を爲さしめ其及第者には(軍醫長獸醫長其成績を)終末試験及第證書を授與し軍吏生に在ては二等書記に任じ豫備役に編入す、其落第者に在ては軍醫生は看護長適任證書藥劑生は調劑手適任證書獸醫生は蹄鐵工下長適任證書軍吏生は軍吏部下士適任證書を付與し豫備役に編入す、二等書記の任官及各適任證書の付與は軍醫生、藥劑生に於ては軍醫部長より陸軍省醫務局長、獸醫生に在ては常該隊長より師團長、軍吏生に在ては監督部長より陸軍省經理局長の認可を受くるものとす。第二十六條 師團長及師團監督部長は毎年一年志願兵の終末試験格例を定め豫め之を告諭す。第二十七條 終末試験委員は師團長、監督部長之を編成す、軍醫、藥劑生、獸醫生の終末試験委員は師團長之を編成し軍醫部長及獸醫部長の指揮に屬す。第二十八條 第十八條及第二十二條に依り上等兵と爲したる者は成へく兵卒と居室を異にし將校と共に會食せしむべし。第二十九條 一年志願兵の服制別に定むるもの外其階級に應じ各兵科の下士兵卒と同一とす但軍醫生、藥劑生、獸醫生は該隊曹長軍吏生にして三等書記の階級に進めたるものは該隊二等軍曹と同一とす、軍醫生藥劑生獸

醫生軍吏生は之を命じたる日より襟に特別の徽章を付す。第三十條 戦時若しくは事變に際しては一年志願兵と雖も通常の現役勤務に服せしむること有るべし。第三十一條 一年志願入隊前禁錮以上の刑に處せられ又は死亡したる時は其親族より師團長に届出べし。第三十二條 一年志願兵認定證書を所持する者疾病其他止を得ざる事故により十二月一日に入隊し難き時は證明書類を添へ入隊延期を師團長に願すべし、前項の事故あるもの十二月三十一日を過るも入隊し難しと認むるときは旅團長之を次年廻しと爲し聯隊長及本人に通知すべし。第三十三條 一年志願兵入隊したるとき若しくは次年廻しと爲りたる時は本籍所管聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官に届出へし。第三十四條 一年志願兵認定證書を得たる者正當の事由なくして其年十二月一日に入隊せざる時は一年志願兵たるの資格を失ふものとす。第三十五條 一年志願兵中左の事項に當る者は現役を免し第二國民兵役に服せしむ但し傷痍若しくは疾病に依り永久服役に堪へ難き者は兵役を免す。一 傷痍若しくは疾病に由り服役に堪へ難きとき。二 本人を要するに非されば家族自活し能はざる事故を生じ其家族より免役を願出たるとき。第三十六條 前條の家族自活し能はざる事故に依り免役を願出んとするものは其願書に近隣の戸主二名の保證書を添へ島司郡市長を経て聯隊區司令官又は警備隊司令官に差出すべし但町村に於ては町村長(町村制を施行せざる地方に在るは戸長又は之に準すべき者)の與書證印を受くべきものとす島司郡市長は其事實を審覈し狀況書を作り願書と共に聯隊區司令官又は警備隊司令官に送附し同官は之に意見を附し

願書と共に聯隊長に移すべし。第三十七條 第三十五條に當る者有る時は聯隊長は師團長の認可を受け之を處分す。第三十八條 明治廿七年以前一年志願兵として服役したる者の豫備役後備役年期は第七條に依る但明治廿四年以前一年志願兵として服役したる者の後備役年期は豫備役年期を通し十一箇年四箇月とす。
(後に書式あり)

陸軍志願兵(徵兵事務條例施行細則第八條に當る者は除く)身體検査は其身材の合格と不合格とを判別する者とす

而して此検査は學術上諸種の方法を施すとを得此規則は陸軍士官候補生並に陸軍諸生徒志願者の身體検査に適用す。志願者一日の検査人員は醫官一名に付概ね四十名とす。志願者の身の長を定むる事左の如し但別に規定する所ある者は此限りに非ず、満十五歳以上 四尺七寸以上 満十六歳以上 四尺八寸以上 満十七歳以上 四尺九寸以上 満十八歳以上 五尺以上、體格を區別すること左の如し、一 合格徵兵検査規則第三條(徵兵の等)の甲種乙種に該當するもの(身の長の制限は本則第三條に據る) 二 不合格前項に該當せざるもの。近視の者は合格となすことを得ず但各兵科士官候補生志願者に在ては廿尺の距離に於て眼鏡を用ひず斯涅兒運氏視力表の三十號を視得る者一年志願兵志願者に在ては同百號を視得る者を探るとを得衛生部士官候補生志願者に在ては尙高度のものを探るも妨げなし。一年志願兵志願者に限り前々條の不合格中(廿歳未満の者を除く)徵兵検査規則第三條の内種若くは丁種若くは戊種に當るべき者なることを區別すべし。

徵發令の事(明治十五年八月布告第四十三號)

第一條 徵發令は戰時若くは事變に際し陸軍或は海軍の全部又は一部を動かすに方り其所要の軍需を地方の人民に賦課して徵發するの法とす、但平時と雖も演習及行軍の際には本條に準ず。第二條 徵發は陸軍若くは海軍官憲の徵發書を以て之を行ふ。第三條 左に列記する官憲は徵發書を出すの權を有す、一 陸軍卿海軍卿鎮臺司令官及び鎮守府長官 二 陸軍に於ては特命司令官軍團長師團長旅團長分遣隊長若くは演習及び行軍の隊長 三 海軍に於ては特命司令官艦隊司令官官艦隊司令官分遣艦隊長若くは操練及び航海の艦隊司令官又は艦長。第四條 徵發すべきものの種類に依り徵發區(會社も之に準ず)を定むる事左の如し、一 第十二條第一項は 府縣 二 第十二條第二項及び第三項は 郡區 三 第十二條第四項以下各項及び第十三條各項は 町村 四 船舶會社所有の船舶及び鐵道會社所有の汽車は 會社。第五條 徵發すべきものは徵發區内に現在するものに限る。第六條 徵發書は徵發區に従ひ府知事縣令郡區長戸長若くは停車場長船舶會社の店長に付すべし。第七條 徵發書を受けたる府知事縣令郡區長戸長若くは停車場長船舶會社の店長は時期を誤ることなく其供給を完全せしむるの責あるものとす。第八條 各徵發區に於ては臨時徵發に應ずべき便宜の方法を豫定すべきものとす。第九條 徵發を課せられたる者は時期に違ふ事なく之れを供給するの義務あるものとす若し其期日に違ふ時は府知事縣令郡區長戸長他の方法を以て調査し爲めに生じたる費用は本人をして之を

辨償せしむ但會社に係るものは陸海軍官憲直に其處分を爲すべし。第十條 徵發を課せられたる者商用其他の事故を以て供給を拒み又は供給すべき物を藏匿したる時は直に之を使用することを得。第十一條 供給を受けたる陸海軍官憲は其受領證票を府知事縣令郡區長戸長若しくは停車場長船舶會社の店長に交付すべし。第十二條 徵發すべき物左の如し 一 米麥稗藜鹽味噌漬物梅干薪炭 二 乘馬馬駕馬車輛其他運搬に供する獸類及器具 三 人夫 四 宿舍厩園及倉庫 五 飲水石炭 六 船舶 七 鐵道瀛車 八 演習に要する地所 九 演習に要する材料器具。第十三條 戰時若しくは事變に際しては第十二條の諸項に掲ぐるもの、外徵發すべきもの左の如し但し平時の演習及び行軍には徵發する事を得ず、一 造船所工作所及び軍事の工作に要する材料器具 二 職工鑛夫洗濯人の類 三 被服裝具草鞋兵器彈藥船具寢具藥劑治療器械及び綑帶具 四 水車搗春の類 五 病院。第十四條 第十二條第二項中徵發の免除を受くべきもの左の如し、一 皇族所要の馬車 二 外國公使館並に領事館に屬する車馬 三 乘馬本分たる職務に馬匹 四 郵便用の馬車 五 公認せられたる種牛種馬。第十五條 第十二條第四項中徵發の免除を受くべきもの左の如し、一 公務に屬する麻署 二 皇族邸宅 三 外國公使館領事館及其所屬館 四 鐵道電信郵便用建造物 五 陸海軍將校並同官現住家屋 六 博物館書籍館 七 病院盲啞院棄兒院 八 學校但臨戰合圍地境内にありては此限りに非ず 九 製造場内機械室。第十六條 第十條第二項に掲ぐるものの使用は

其原用を轉じて他用に供するを許さず但戰時若しくは事變に際しては此限りにあらず。第十七條 第十二條第二項に掲ぐるものは其差出場所より六里未滿の地に於て使用するを例とし一日の使用は六里に超ゆる事を得ず但し戰時若しくは事變に際しては六里以外の地に使用する事を得。第十八條 第十二條第四項に掲ぐるものは合圍地境内を除くの外居住者の起臥及び營業に必要な場所を徵用する事を得ず但營業に必要な旅店等は此限に非ず。第十九條 宿舍の廣狹は其地家屋の數と隊伍の編成とに従ひ一定し難し故に臨時適宜に之を定む。第二十條 第四項に掲ぐるものは陸軍若しくは海軍の都合により特に其場所を指定することあるべし。第二十一條 宿舍を定めたるものは區町村の便宜を以て他に移轉せしむることを許さず厩園倉庫亦同じ。第二十二條 宿舍厩園の徵發を課せられたる者は併て人馬の養飼を供給すべし但駐軍三日以上に至る時は第四日より食飼は陸軍若しくは海軍の自辨とす。第二十三條 第十二條第六項の徵發に係り其乘載人馬の食飼を要する者は併て供給せしむ。第二十四條 第十二條第六項及第七項に掲ぐるものは戰時若しくは事變に際して借切として之を徵用することあるべし。第二十五條 第十二條第二項第六項及第七項に掲ぐるものは其操業者を併せて徵用するを例とす但時宜により各個に分別して徵用するを得。第二十六條 第十二條第六項に掲ぐるものと操業者と各個區別して徵用するは戰時若しくは事變の際に限る但船橋及舢舨に充つるものは此限に非らず。第二十七條 第十二條第七項に屬する瀛車其屬具鐵道建築所用の材料器具及び

操業者を各個に分別して徴用するは戦時若くは事變の際に限る。第二十八條 第十三條第五項に掲ぐるものは陸海軍病院の補助として徴用するを例とす但合圍地境内に在ては全く明渡さしむることを得。第二十九條 徴發に係るものは第三十一條乃至第五十條に定むる所の方法に従ひ賠償す。第三十條 徴發物件を差出場所に輸送するは徴發區の義務とし其輸送費を支辨せず。第三十一條 賠償は平時と戦時とを論せず其時々之を支辨する者とす但戦時若くは事變の際に紛擾の爲め延滞して三ヶ月を越ゆる時は年六分の割を以て其利子を付す。第三十二條 賠償は徴發區毎に一括して府知事縣令郡區長戸長停車場船舶會社の店長より之を請求すべし。第三十三條 徴發物件の使用の爲めに毀損したるものは賠償す其金額に付供給者と熟議調和せざる時は評價委員の評定に任ず其毀損は持主若くは操業者より速かに其地に在る陸海軍官憲若くは戸長に届出べし其届出は徴用済引渡の後左の期限を越ゆべからず若し其期限越へ又は期限中持主若くは操業者に於て使用せし時は無効とす。一 西洋形船舶 七日間 二 地所 評價委員の告示する時日間 三 其他の物件 一日間。第三十四條 第十二條第一項の徴發に係る賠償金額は其地市場の前三ヶ年間の平均價を取り之を定む其平均價の取り難きものは評價委員の評定に任ず。第三十五條 第十二條第二項の徴發に係る賠償金額は其郡區平常の賃價とす但物件と操業者とを各個に分別して徴用したるときは其郡區平常の賃價及借賃に準して賠償す。第三十六條 第十二條第二項の徴發に係るものを宿泊せしめ連日使用する

とき及び六里以外の地に於て使用するときは第三十二條の例に抱はらず賃價の半額を前給し宿泊賃飼を官給す但此場合に於ては賃價の四分の一を減す。第三十七條 第十二條第二項及び第六項に掲ぐるものを買上ぐるときは勿論其他使用都合により價格の豫定を要するときは其金額を定め置くべし其金額に付供給者と熟議調和せざる時は評價委員の評定に任ず。第三十八條 第十二條第三項の徴發に係るものは第三十五條に準して賠償し第三十六條を適用す。第三十九條 第十二條第四項の徴發に係る賠償金額は陸海軍省に於て之を定む。第四十條 第十二條第五項の徴發に係る賠償金額は其地平常の代價とす。第四十一條 第十二條第六項の徴發に係る賠償金額は別に命令書在るもの外左の區別に従ふ。一 出船の定時ありて定路を航する者は平常の定賃 二 定路を航するも特に出船時日を命じたる時は其乗載量五分の三に滿たる以上は前項の例に準す若し之れに滿たざるも五分の三に値る平常の定賃 三 出船及航路の定めなくして定賃なきもの又は軍醫を以て營業とせざるもの等其賠償金額に付供給者と熟議調和せざる時は評價委員の評定額。第四十二條 第二十四條の場合に於ける賠償金額は操業者平常の給料航泊費及び船舶の損料とす其損料は一ヶ月に各船舶買入代價六十四分の一とす。第四十三條 第二十六條の場合に於ける賠償金額は操業者には平常の給料船舶には第四十二條の損料とす但船橋及び舢舨に充たるもの、賠償金額は第四十一條第三項に準す。第四十四條 第十二條第七項の徴發に係る賠償金額は別に命令書在るもの外平常の定

債とす。第四十五條 第二十條の場合に於る賠償金額は操業者には平常の給料物件には其地平常の代價若くは損料とす其金額に就き供給者と熟議調和せざる時は評價委員の評定に任す。第四十六條 第十二條第八項の徵發に係るものは其植物に損害を加へ又は地形を變更したるときに限り賠償す其金額は評價委員の評定に任す。第四十七條 第十二條第九項の徵發に係る者は其地平常の代價若くは相當の損料を賠償す。第四十八條 第十三條第一項第三項及び第四項の徵發に係るものは其地平常の代價若くは損料を賠償す其金額に就き供給者と熟議調和せざる時は評價委員の評定に任す。第四十九條 第十三條第二項の徵發に係る者は第三十五條に準じて賠償し第三十六條を適用す。第五十條 第十三條第五項の徵發に係るものは通常患者の例に従つて賠償す全く明渡さしむるときは第三十九條の例に準ず。第五十一條 徵發を拒み或は忌避し或は漫りに使役を離れたるもの及之を教唆誘導したるものは一月以上一年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す。第五十二條 徵發の命令を受けたる府縣知事縣令郡區長戸長停車場長船會社の店長其處置を爲さざるものは二月以上二年以下の輕禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す其懈怠に出るものは二十圓以上百圓以下の罰金に處す。第五十三條 徵發書を出すの權を有する官憲安りに徵發書を出し又は其權を有せざる官憲徵發書を出したるときは一年以上四年以下の輕禁錮に處し將校は劊官を附加す。

國民軍條例之事(明治廿八年一月)
勅令十三號

第一條 國民軍は陸軍に屬し主として衛戍若しくは邊境の警備に充つ。第二條 國民軍は國民兵を以て之を編成す。第三條 國民軍の召集及び解散は勅令に依り師團長之を行ふ戒嚴を宣告し得るの權ある司令官時機切迫して通信斷切し命を請ふの途なきときは直に召集を行ふ事を得。第四條 國民軍幹部は必要に應じ現役豫備後備の陸軍將校同相當官准士官下士を以て充つるの外左に掲ぐる者より撰抜して之に充つ、一 退役の陸軍將校、同相當官、准士官にして國民兵役に在るもの若くは國民軍編入志願の者、二 元陸軍下士上等兵にして國民兵役に在る者若し國民甲編入志願の者、三 國民兵中材幹技能有る者、第五條 陸軍後備兵にして後備軍召集に加はらざる者は特に國民軍に編入するを得。第六條 第四條第二第三に當る者の任官は陸軍武官官等表に依り士官以上は師團長の具狀に依り陸軍大臣之を奏薦宣行し其他は師團長の認可を得て聯隊長、同等以上の權ある長官之を行ふ、第三條第二項に依り召集を行たる司令官は召集員に士官以上の勤務を命ずる事を得其勤務を命ぜられたる者の身分取扱は其官職を有する者に準ず、前項の司令官師團長にあらざる時は准士官以下の任官には師團長と同一の權を有す。第七條 國民軍幹部の進級は擡擢とす其任官は前條の例に依る。第八條 國民軍編制の爲召集せられたる者及志願に由り國民軍に編入せられたる者は其間現役に準ず。第九條 第四條第二第三に該り任官したる者解散の時は准士官以上は之を退役とし下士は其官を免す。

陸軍武官結婚條例之事(明治十四年四月)
達甲第十三號

第一條 凡軍人は最も其品位を重んず故に其配偶を擇み以て終身の活計を維持せしめ家政を納めて以て其職掌を確守せしむ若配偶其匹を擇ばず之を輕忽にせば一は以て其品位を傷け一は以て其學生に煩はされ遂に其職掌を汚し隨て全軍の勢力を殘ふに至る仍て左に其制限を設く。第二條 凡軍人の結婚せんと欲する者將官並に同等官に在ては勅許を仰ぎ准士官以上に在ては陸軍卿の許可を受けし。第三條 下士卒常備服役中は結婚するを許さず然れども再服役以上の下士卒並に豫備後備軍服中の下士卒に在ては所官又長官の許可を受け結婚するを得但憲兵並會計軍醫馬醫軍樂各部の下士卒(徵兵令により徵集したる看病卒を除く)及ひ砲兵監護工兵監護に在ては常備服役中と雖も所管長官の許可を得て結婚するを得。第四條 結婚の許可を得んとする者は第壹號書式に照し出願すべし。第五條 將官並同等官に在ては陸軍卿與書し准士官以上に在ては所管長官下士卒以下に在ては所屬隊長(課長)豫備及ひ後備軍下士卒以下に在ては後備軍使府縣駐在官與書すべし。第六條 其娶るべき婦人は行狀端正の者に非ざれば結婚するを許さず故に其行狀を證する爲め第二號書式に照し其婦の所在地戸長の調印したる身元證書を添ふべし。第七條 現在士官並に同等官以下に在ては家計保護金として左の金額を納めしめ陸軍省に之を保存して以て其生計を保護せしむ故に結婚出願の時第三號書式の證書を出すべし。大尉並同等官 四百六拾圓 中少尉並同等官 六百圓 准士官 八拾圓 下士 八拾圓。第八條 第三條但書に載する諸卒に在て結婚する時は第七條に準じ家計保護金を納めしむ其金額は下士卒に同じ。

第九條 第七條の金額は本人又は其娶るべき婦人の所有或は雙方の所有を合したるも妨なし但し公債證書を以て納むるも妨なしと雖も大藏省定むる所の價格を以て之を算し第七條の金額に相當せしむ。第十條 結婚を整へたるときは其旨速かに届出べし但し家計保護金は本文届出同時に差出すべし。第十一條 家計保護金を還付するは左の項目に依るべし、第一項 上長官に昇進せし時 第二項 恩給を受くるの權利を有する時 第三項 本人死歿するか又は現役を離るる時 第四項 其妻離別するか又は死亡したる時 第五項 天災地變に罹り家産擧て滅亡したる時。第十二條 結婚願書式並に證書式左の如し (書式後にあり)

陸軍下士卒兵卒休暇に關し地方に係る取扱及出願手續之事

(明治廿三年七月 陸省令第廿一號)

一 陸軍下士卒兵卒の父母病氣又は死亡等の爲め本人の歸郷を要する時は往復を除き二週間以内の休暇を許す其休暇を願ふ時は親族に於て願書を作り(病氣なれば醫の 診断書を添ふ)市町村長(特別市以下同じ)の與書調印を受け本人所屬の軍隊又は官衙へ宛差出すべし但掌務繁劇なる時は許可せざる事あるべし。一 前項の外下士卒に在ては毎年二週日以内の休暇を與へ歸郷又は旅行を許す事あり又營外居住の下士卒兵卒には轉地療養を要する時本人の願に依り四週日以内の休暇を許す事有るべし。一 休暇を得て歸郷又は旅行中發病の爲め出發し難き時は延期を願ふ事を得其延期を願ふ時は本人又は親族に於て願書を作り醫師の診斷書を

添へ市長村長の奥書親印を受け本人所屬の軍隊又は官衙へ差出すべし。一 休暇を得て
販郷又は旅行の者如何なる事故に遭遇するも前項の場合を除くの外休暇日數を延す事を
許さず。一 途中發病川留船待雪支へ等にて休暇日數を超過する時は醫師の診斷書或は
市長村長の證明書を請ひ歸着の上差出すものとす。一 休暇を得て歸郷又は旅行するも
のは左式の休暇免許證を携帶し陸軍定制の服を着す(式略之)

◎海軍々人結婚條例之事(明治廿五年十月勅令第八十七號)

第一條 海軍々人結婚を爲すには將官並に同等官に在ては勅許を仰ぎ上長官士官准士官
に在ては海軍大臣の許可を受け下士卒に在ては所管長官の許可を受くべし。第二條 各
候補生は結婚するを得ず。第三條 現役下士は年齢滿廿五歳以上に至らざれば結婚する
を得ず、現役卒は年齢滿廿五歳以上にして一等卒に進級したる後に非ざれば結婚するを
得ず。第四條 配偶者たるべき婦人は行狀端正にして年齢十六歳以上なるを要す。

◎海軍々人結婚願手續之事(明治廿五年十月海軍省訓令第二號)

海軍々人結婚條例第一條に依り結婚の許可を願はんとする者は左の書式に依り將官並に
相當官は直に海軍大臣に差出し上長官士官及び准士官は所管長官を経て海軍大臣に差出
し下士卒は所轄長を経て所管長官に差出すべし。各軍人の結婚は條例に依り許可を得た
る普通人事の手續を爲すものとす。結婚整ひたる時は其旨速かに准士官以上は海軍大
臣に届出下士卒は所管長官に届出べし。
(後に書式あり)

◎海軍志願兵徵募規則之事(明治二十二年五月勅令第六十八號)

海軍兵役を志願する者は本則に依り服役せしむ。志願兵の職名は左の如し、水兵、軍樂
生、水雷夫、火夫、工夫、木工、鍛冶、看病夫、厨夫、信號兵は所要に應じ水兵中より
適當の者を撰み轉職せしむ其轉職に關する規定は海軍大臣之を定む。志願兵に徵募する
時の年齢制限は左の如し。一 水兵、火夫は滿十七年以上廿一年未滿 二 木工、鍛冶、看
病夫、厨夫は滿十七年以上廿六年未滿 三 水雷夫、工夫は滿十七年以上三十二年未滿
四 軍樂生は十四年以上十七年未滿、左に掲ぐる者は志願兵たる事を許さず、一 陸軍
の豫備役後備役に有る者 二 徵兵令第二十八條に當る者 三 禁錮以上の刑に處せら
れ若しくは賭博犯に由り懲罰に處せられたる者 四 刑事被告人となり裁判未決の者
五 身代限りの處分を受け負債の義務を免れざる者。志願兵の服役を分て現及役豫備役
とす、現役は八箇年にして入營の日より之に服し豫備役は四少年にして現役を終りたる
日より之に服す。水雷夫は前項に依らず十二箇年間現役に服せしめ豫備役に服せしめず
但第一年に於ては六箇月以内第二年より十一箇年間は毎年二箇月以内在營せしめ其餘の
時日は歸休せしむ。服役中禁錮の刑に處せられ又は監視に付せられ又は逃亡若しくは失踪
したる者其刑期中逃亡失踪の日數は服役年期に算入せず。服役期限既に滿つると雖も戰
時或ひは事變に際する時若しくは臨時に演習の擧めるとき若しくは航海中は其期限を延す事
在るべし。豫備兵は戰時或は事變に際し兵員を要する時之を召集す平時に在ては演習の

爲め召集する事任る可し但餘人を以て代ふ可からざる職務を奉ずる官吏及市町村長助役及收入役は召集する事なし、法律を以て設立したる議會の議決開會中亦同じ。服役中は免役を願ふことを許さず但現役中疾病若くは傷痍に依り現役に堪へ難き者は其役を免し現役を通して滿十二箇年に至る迄豫備役に服せしむ其永久服役に堪へ難き者は兵役を免す。水雷夫。工夫を除くの外志願兵の現役中は家族有る者に限り其扶助金として一日金貳錢十厘を結す。志願兵徵募の爲め別表の如く海軍志願兵徵募區を定め鎮守府をして之を管せしむ。志願兵徵募の人員は毎年海軍大臣之を定め各徵募區に配當し鎮守府をして徵募せしむ、但し一の徵募區に於て所要人員を滿す能はざる時は他の徵募區より其不足を補充する事を得

(別表)

海軍志願兵徵募區	所管鎮守府	府	縣	名		
第一	横須賀鎮守府	北海道	東京	神奈川	新潟	埼玉
		群馬	千葉	茨城	栃木	三重
		愛知	静岡	岡山	梨岐	長野
		宮城	福島	巖手	青森	山形
		秋田				

第二	吳鎮守府	京都	大坂	兵庫	奈良	滋賀
		福井	石川	富山	鳥取	島根
		岡山	廣島	山口	和歌山	徳島
		香川	愛媛	高知		
第三	佐世保鎮守府	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本
		宮崎	鹿兒島			

馬匹調査及檢査施行規則之事(明治三十年二月)

第一條 馬匹の所有者は毎年十二月一日(北海道に在るは九月一日)に調を以て馬匹の現在届書(第一號書式)若くは第二號書式を同日より十日(北海道に在るは三十日)以内に現住地の市町村長に差出すべし。第二條 馬匹の所有者は其馬匹に出讓渡し、死亡し、撲殺し、屠殺し失踪し若くは飼養所を現入讓受け、出生し、踪跡を發見し若くは飼養所現住の市町村外へ轉し又は徵發免除の資格を得たることを現村内に轉し又は徵發免除の資格を失ひたる時を謂ふ。在る時は其都度十日(北海道に在るは三十日)以内に該馬匹の出願書(第三號書式)若くは入届書(第四號書式)を現住地の市長村長に差出すべし但馬匹を引連れ住所を他の市町村に轉したる時は舊住地の市町村長には該馬匹の出届を爲し新住地の市町村長には該馬匹の入届を爲すものとす。第三條 市町村長馬匹の現在届書を受領したる時は其普通の所有者に屬する分と營業所有者(馬匹の賣買を營業に屬する分とに分類し且つ左の部別に依り綴り置くべし、牡馬五歳以上乗馬向の部)同 鞍馬向の

部 同 駄馬向の部 牡四歳以下乗馬向の部 同 鞍馬向の部 同 駄馬向の部 同
 用役未定の部 牝五歳以上乗馬向の部 同 鞍馬向の部 同 駄馬向の部 牝四歳以
 下乗馬向の部 同 鞍馬向の部 同 駄馬向の部 同 用役未定の部、市長村長馬
 匹の出入届書を受領したるときは其出に屬する分と入に屬する分とに區分を立て
 且つ前項の分類及部別に依り綴り置くべし。第四條 町村長は馬匹の現在届書に依り
 馬匹調査表(第五號書式)を調製し毎年十二月二十五日北海道に在りては十一月十五日迄に
 郡長に差出すべし、郡長は町村長より差出したる馬匹調査表により其郡内一般に涉る
 馬匹調査表(第五號書式)二通を調製し毎年一月二十日北海道に在りては十二月十五日迄に
 同内の師團長に差出すべし。第五條 市長は馬匹の現在届書に依り馬匹調査表(第五號
 書式)二通を調製し毎年一月二十日北海道に在りては十二月十五日迄に
 第六條 師團長第四條第二項及第五條の馬匹調査表を受領したる時は其一通を軍馬補充
 部本部長に送付すべし。第七條 町村長は馬匹の出入届書に依り毎年三月一日、六月一
 日及九月一日北海道に在りては三月一日、六月一日及九月一日調を以て馬匹出入表(第六號書式)を調製し當月十五日
 北海道に在りては常月末日迄に郡長に差出すべし、郡長は町村長より馬匹出入表に依り其郡内一般に涉る
 馬匹出入表(第六號書式)を調製し翌月一日北海道に在りては翌月末日迄に
 第八條 市長は馬匹の出入届書に依り毎年三月一日、六月一日及九月一日北海道に在りては三月一日、六月一日及九月一日調を以て馬匹出入書(第六號書式)を調製し翌月一日北海道に在りては翌月末日迄に
 第九條 師團長は馬匹の出入届書に依り毎年三月一日、六月一日及九月一日北海道に在りては三月一日、六月一日及九月一日調を以て馬匹出入書(第六號書式)を調製し翌月一日北海道に在りては翌月末日迄に

内の師團長に差出すべし。第九條 市町村長馬匹出入表の調製を了る時は其都度第三條
 第一項の届書綴及第二項の届書綴中より其出に屬したる馬匹の届書を訂正若は除去し
 尚ほ入届書に残餘在るときは第一項の届書綴りに編入すべし。第十條 馬匹検査は師團
 長委員を設けて其徵馬管區内に之を行ふ。第十一條 馬匹検査場は馬匹の検査を受くへ
 き所在地より諸検査場へ一日間に往復し得る區域毎に一箇所とし郡市長の下調へに依り
 師團長之を定む但一所に多數の馬匹を置く者は別に其馬匹の所在地を以て検査場
 に充つる事を得。第十二條 師團長馬匹の検査を行はんとする時は豫め其時期馬匹の區
 別一日間の検査馬數其他必要の事項を郡市長に達すべし。第十三條 郡市長第十二條の
 達を受けたるときは二月北海道に在りては十一月以前に在りては馬匹調査表三月以後北海道に在りては十二月以後翌年八月以前に
 在りては最近の馬匹出入表に依り馬匹検査下調表(第七號書式)を調製し師團長に差出すべ
 し。第十四條 師團長は馬匹検査の計畫既に成る時は馬匹検査場の位置検査を行ふべき
 馬匹の區別馬匹を検査に出場せしむべき市町村の日割日検査を行ふべき馬匹の概數其
 他必要の事項を郡市長に達すべし。第十五條 郡長第十四條の達を受けたる時は馬匹檢
 査場の位置検査を受くべき馬匹の區別馬匹を検査に出場せしむべき町村の日割日検査
 を受くべき馬匹の概數其他必要の事項を町村長に達すべし、町村長前項の達を受けたる
 ときは検査を受くべき馬匹の所有者若は總代人又は管理人を調へ其馬匹を検査に出場せ
 しむべき日割を定め馬匹検査場の位置其他必要の事項と共に該所有者若は總代人又は管

理人に通知すべし、町村長前項の通知を爲したる後新に検査を受くべき馬匹の所有者若
 は總代人又は管理人と爲りたる者在る時は其都度同様の手續を爲すべし。第十六條 市
 長十四條の違を受けたる時は第十五條第二項第三項と同様の手續を爲すべし。第十七條
 市長は第十四條町村長は第十五條第一項の違を受けたる當日調を以て出場馬匹名簿
 (第八號書式)を調製し爾後馬匹検査當日迄の間に於て検査を受くべき馬匹に出入在る時
 は其都度該名簿を訂正し馬匹検査の際馬匹検査委員に差出すべし。第十八條 馬匹の所
 有者第十五條第二項第三項若は第十六條の通知を受けたるときは該通知に應じ其馬匹を
 検査に出場せしむべし。第十九條 馬匹の所有者は馬匹の疾病傷痕分娩其他正當の理由
 に依て検査に出場せしむる能はざるるときは獸醫の診斷書若は戸主二名の證明書を添へて
 其旨を現住他の市町村長に届出つべし。第二十條 馬匹検査委員は出場馬匹名簿に依り
 検査を行ふべし。第二十一條 郡市町村吏員北海道に在ては
郡吏員を除くは馬匹の検査に立會へし。第
 二十二條 馬匹の調査及検査に關する法律第四條の手當及旅費は左の支給方に依る、一
 手當は馬匹一頭に付拾錢を給す、一 族費は馬匹一頭に付一里毎に二錢五厘を給す但
 し往復里程は通算し一里未滿の端數は給せず。第二十三條 馬匹の所有者其馬匹を現住
 市町村外に置くときは該馬匹所在の市町村内の現住者中より該馬匹の管理人を設くべし
 但し該馬匹の所在地にして二箇以上の市町村に跨るときは該馬匹の管理人は該市町村内
 の現住者一人とし又馬匹所在地にして該馬匹の所有者現住の市町村と他の市町村とに跨

る時若は本規則未行地なるときは管理人を設くるを要せず、馬匹の所有者は其馬匹の管
 理人を設け若は變更し又は廢止したるときは其都度十日北海道に在
ては三十日以内に該管理人の住所
 氏名を記し其旨を該管理人現住地の市町村長に届出べし、馬匹の管理人は其管理する馬
 匹に就ては該馬匹の所有者に代り第一條第二條第十八條第十九條及第二十九條の事項を
 辨すべし。第二十四條 馬匹の共有者中より一人の總代人を設け該總代人の住所氏名を
 記し一同連署の上十日北海道に在
ては三十日以内に該總代人現住地の市町村長に届け出べし其總代人
 を變更したるとき亦同じ、前項の總代人は前項の各共有者に代り第一條第二條第十八條
 第十九條第二十三條第一項第二項及第二十九條の事項を辨すべし。第二十五條 馬匹の
 所有者第一條第二條第二十三條第二項第二十四條第一項の届出を怠りたるるとき第二十四
 條第一項の總代人を設けざるるとき第十八條第二十三條第一項に違犯したるとき第十九條
 の届出を怠り若は詐偽の届出を爲したるときは一日以上十日以下の拘留に處し又は五錢
 以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す、前項の罰則は馬匹管理人又は總代人に於て處辨す
 べき事項に在ては其管理人又は總代人に適用するものとす。 (後に書式あり)

◎徵兵事務條例之事(明治九年三月
勅令第百十三號)

徵兵區 第一條 徵兵區は師管及聯隊區又は警備隊の區域に従ふ。第二條 聯隊區及
 警備隊區は更に之を徵募區に分つ。第三條 徵募區は一郡又は一市北海道に在ては區を以て一區と
 爲す、一市にして二聯隊區に分屬するものは各別に一區と爲す、徵郡に一郡役所を置く

ものは數郡を合せ一區と爲す其島廳を置くもの亦同じ、東京市、京都市、大阪市に於ては更に徵募區を檢査區に分ち區を以て檢査區と爲す。第四條 歩兵隊の兵員は聯隊毎に其師管の一聯隊區より其他の兵員は其師管各職隊區より徵集す但要員を充し能はざるときは他の聯隊區若は他の師管より其不足を補充することを得、警備隊の兵員は其警備隊區より徵集す、海軍兵員は各師管内沼海及嶋嶼を包括する聯隊區より徵集す。第五條 徵兵官は總理徵兵官、師管徵兵官、聯隊區徵兵官、警備隊區徵兵官及聯隊區聯合徵兵署徵兵官とす。第六條 總理徵兵官は内務大臣及陸軍大臣を以て之に充て全國徵兵の事を統轄す。第七條 師管徵兵官は師管内府縣毎に師團長及府縣知事を以て之に充て師團長を首坐とし其管内府縣徵兵の事を統轄す、北海道に於ては師團長及北海道廳長官を以て師管徵兵官に充て師團長を首坐とし其管内徵兵の事を統轄す。第八條 聯隊區徵兵官は聯隊區内徵募區毎に聯隊區司令官及島司郡市長北海道の區に在ては區長を以て之に充て警備隊區徵兵官警備隊司令官及島司郡市長を以て之に充て聯隊區司令官を首坐とし其区内徵募事務を執行す、東京市、京都市、大阪市に於ては檢査區毎に聯隊區司令官及區長を以て聯隊區徵兵官に充て聯隊區司令官を首坐とし抽籤事務を除くの外其区内徵募事務を執行す。第九條 聯隊區聯合徵兵署徵兵官は東京市、京都市、大阪市に於て徵募區毎に聯隊區、司令官、市參事會員たる府の書記官及各區長を以て之に充て聯隊區司令官を首坐とし其区内抽籤事務を執行す。第十條 第八條第九條に掲ぐる徵兵官の外聯隊區内徵募區

東京市、京都市、大阪市に在ては檢査區 毎に聯隊區徵兵參事員警備隊區内徵募區毎に警備隊區徵兵參事員を置く。第十一條 聯隊區徵兵參事員又は警備隊區徵兵參事員は徵兵令第二十二條に當る徵集延期及徵集免除並に明治二十八年勅令第百廿六號第二條の徵集猶豫に關する事件を審議し意見を徵兵官に具申するを任とす但し徵兵官の裁決に付き可否を議するの權なきものトす。第十二條 聯隊區徵兵參事員又は警備隊區徵兵參事員は郡市名譽職參事會員を以て之に充つ但市に於ては其市名譽職參事會員に於て四名を互撰し之を定む、東京市京都市大阪市の區の聯隊區徵兵參事員は市會に於て其区内に住する市公民中撰擧權を有する者より四名を撰擧し之を定む其任期は市會議員の例に依る、島廳を置く島嶼の聯隊區徵兵參事員又は警備隊區徵兵參事員は島司に於て各町村會議員中より四名を撰び府縣知事の認可を得て之を命す其任期は町村會議員の任期に依る、北海道の郡又は區の聯隊區徵兵參事員は徵募區毎に四名とし北海道廳官之を命す其任期等は北海道廳長官の定むる所に依る。第十三條 毎年徵募事務執行中は師管徵兵醫官及聯隊區徵兵醫官又は警備隊區徵兵醫官を置く、師管徵兵醫官は師管内徵兵身体檢査に係る事を總管し聯隊區徵兵醫官又は警備隊區徵兵醫官は師管内徵兵身体檢査に従事す。第十四條 師管徵兵醫官は師團軍醫部長を以て之に充て聯隊區徵兵醫官又は警備隊區徵兵醫官は聯隊區司令部又は警備隊司令部附置醫一名を以て之に充つるを例とす。第十五條 毎年徵募事務執行中は聯隊區徵兵署警備隊區徵兵署及聯隊區聯合徵兵署に事務員を置き該徵兵署の庶務に従事せし

ひ。第十六條 聯隊區徵兵署事務員又は警備隊區徵兵署事務員は聯隊區書記又は警備隊書記二名及鳥廳郡市書記東京市、京都市、大阪市及北海道の區に在るは區書記二名若は三名を以て之に充つ、聯隊區聯合徵兵署事務員は聯隊區書記二名府屬二名及各區書記二名若は三名を以て之に充つ。第十七條 毎年徵募事務執行中は地方醫師若干名を以て徵兵醫官補助員とし北海道廳長官府縣知事之を命ず、徵兵醫官補助員は徵兵醫官の指揮を受け身体検査の事を補助す。配賦第十八條 毎年徵集す可き現役兵及補充兵の員數は上裁を経て陸軍大臣之を各師管に配賦す。第十九條 師團長は第十八條に依り現役兵及補充兵の要員を各聯隊區又は警備隊區に聯隊區司令官又は警備隊司令官は之を各徵募區に配賦す。第二十條 現役兵及補充兵の配賦は壯丁の總數を率とし比例を以て之を定む。徵募 第二十一條 町村長町村長制を施行せざる地方に在るは月長以下同し毎年戸籍簿に據り徵兵適齡者を取調へ徵兵令第廿五條屆書に照較し壯丁名簿を作り二月十五日迄に島司又は郡長に差出し島司郡長は點檢の後之を一徵募區に取纏め前年假決の諸名簿と共に聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に提出すべし、市長東京市、京都市、大阪市及北海道の區に在るは區長以下同しは前項の例に依り名簿を作り前年假決の諸名簿と共に之を聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署を設く但土地廣濶壯丁多數の徵募區に於ては二ヶ所以上の地に逐次開設する事を得、東京市、京都市、大阪市に於ては抽籤執行の爲め別に徵募區に聯隊區聯合徵兵署を設く。第二十三條 聯隊區司令官又は警備隊司令官は島司郡市

長に協議し徵兵署開設の日割を定め聯隊區司令官警備隊司令官は師團長に島司郡市長は北海道廳長官府縣知事に申報すべし、聯隊區聯合徵兵署開設の日割は聯隊區司令官より府の書記官に協議し之を定め聯隊區司令官は師團長に府の書記官は府知事に申報し且つ府の書記官は徵兵署開設の日割及其の場所を區長に達すべし、島司郡市長は檢査抽籤の日時及び徵兵署設置の場所を豫め聯隊區徵兵參事員又は警備隊區徵兵參事員に通知し且つ其管内に告示すべし。第二十四條 兵役の適否を定むる爲め聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に於て壯丁の身体検査を行ふ其檢査は徵兵官及徵兵參事員の面前に於てするものとす。第二十五條 聯隊區司令官又は警備隊司令官は壯丁身体検査の事を監督し兵種の撰定に任ず。第二十六條 島司郡市長は徵集延期及徵集猶豫に關する書類の調査及事實の審覈に任ず。第二十七條 壯丁の身体検査終る時は聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官は徵集延期、徵集猶豫、徵集免除及兵役免除の處分を爲し又壯丁名簿を以て徵集名簿、徵集延期名簿、徵集猶豫名簿、徵集免除名簿及兵役免除名簿を作るべし。第二十八條 身体検査に合格したる壯丁は徵集順序を定むる爲め徵募區毎に体格の等位及兵種を分ち聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に於て抽籤を行ふ但し東京市、京都市、大阪市に於ては聯隊區聯合徵兵署に於て之を行ふ、抽籤は徵兵官及徵兵參事員の面前に於て抽籤總代人之を爲す者とす、抽籤總代人は徵募區又は檢査區毎に籤丁の撰を以て二名若は三名を出すものとす。第二十九條 前條の徵兵官は總代人の抽たる籤番號の順序に依り抽籤名簿